

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年4月1日
(第20期)	至	2020年3月31日

株式会社新生銀行

(E03530)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. 事業等のリスク	17
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
4. 経営上の重要な契約等	54
5. 研究開発活動	54
第3 設備の状況	55
1. 設備投資等の概要	55
2. 主要な設備の状況	56
3. 設備の新設、除却等の計画	57
第4 提出会社の状況	58
1. 株式等の状況	58
2. 自己株式の取得等の状況	66
3. 配当政策	68
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	69
第5 経理の状況	88
1. 連結財務諸表等	89
2. 財務諸表等	178
第6 提出会社の株式事務の概要	197
第7 提出会社の参考情報	198
1. 提出会社の親会社等の情報	198
2. その他の参考情報	198
第二部 提出会社の保証会社等の情報	200
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月18日
【事業年度】	第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 工藤 英之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部シニアマネージャー 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部シニアマネージャー 平山 實
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市北区小松原町2番4号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目1番1号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	375,732	380,444	383,869	372,243	399,503
連結経常利益	百万円	62,090	47,542	56,811	55,397	51,036
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	60,951	50,759	51,414	52,319	45,575
連結包括利益	百万円	52,687	50,617	47,474	49,492	36,307
連結純資産額	百万円	793,124	820,786	856,034	896,642	910,485
連結総資産額	百万円	8,928,789	9,258,324	9,456,660	9,571,172	10,226,571
1株当たり純資産額	円	294.41	3,163.89	3,376.39	3,636.92	3,913.40
1株当たり当期純利益	円	22.96	194.65	199.01	211.24	190.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	22.96	194.64	198.98	211.22	190.55
自己資本比率	%	8.8	8.8	9.0	9.3	8.8
連結自己資本利益率	%	8.06	6.34	6.15	5.99	5.08
連結株価収益率	倍	6.40	10.53	8.22	7.46	7.57
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	175,802	175,676	167,415	13,946	306,515
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	186,174	135,407	△44,287	△152,545	49,153
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△107,889	△61,512	△18,337	△50,158	△23,193
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,080,357	1,329,867	1,434,574	1,245,870	1,578,264
従業員数	人	5,356	5,360	5,307	5,179	5,349
[外、平均臨時従業員数]		[1,312]	[1,161]	[1,106]	[1,161]	[1,389]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

4. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載してしております。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	176,230	165,977	169,324	164,135	170,640
経常利益	百万円	49,366	32,858	36,586	38,630	33,938
当期純利益	百万円	41,566	43,425	40,510	35,443	33,180
資本金	百万円	512,204	512,204	512,204	512,204	512,204
発行済株式総数 普通株式	千株	2,750,346	2,750,346	275,034	259,034	259,034
純資産額	百万円	776,450	807,944	830,560	848,640	853,629
総資産額	百万円	7,857,682	8,051,781	8,207,471	8,328,595	8,686,696
預金残高	百万円	5,664,767	5,618,935	5,789,256	5,636,286	5,995,082
貸出金残高	百万円	4,300,152	4,536,434	4,637,953	4,932,610	5,040,819
有価証券残高	百万円	1,603,809	1,369,326	1,452,342	1,445,927	1,265,800
1株当たり純資産額	円	292.37	3,119.35	3,283.48	3,459.75	3,699.13
1株当たり配当額 普通株式 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	1.00 (-)	1.00 (-)	10.00 (-)	10.00 (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益	円	15.66	166.53	156.80	143.10	138.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	15.66	166.52	156.78	143.09	138.73
自己資本比率	%	9.9	10.0	10.1	10.2	9.8
自己資本利益率	%	5.50	5.49	4.95	4.22	3.90
株価収益率	倍	9.39	12.31	10.43	11.01	10.39
配当性向	%	6.38	6.00	6.38	6.99	7.21
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,314 [385]	2,374 [341]	2,392 [327]	2,248 [328]	2,208 [331]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (比較指標：配当込み TOPIX銀行業) (比較指標：配当込み TOPIXその他金融業)	%	61.9 (89.2) (74.2) (97.6)	86.6 (102.3) (94.4) (98.0)	69.7 (118.5) (97.6) (116.7)	67.6 (112.5) (82.9) (105.9)	62.4 (101.8) (64.1) (94.9)
最高株価	円	291	218	2,102 (216)	1,880	1,803
最低株価	円	124	130	1,569 (168)	1,238	1,079

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。第17期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部合計で除して算出しておりま  
す。
4. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで  
記載しております。
5. 当行グループには、銀行単体に加え、無担保ローン、クレジットカード・信販、リース等の業務を展開する  
グループ会社があり、それらのグループ会社からの収益の全体収益に占める割合が高いことから、TOPIX、  
TOPIX銀行業及びTOPIXその他金融業の3指標を当行株主総利回りに対する比較指標として併記しております。
6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第18期の株価につい  
ては株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価を（ ）内に記  
載しております。

## 2 【沿革】

1952年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
1953年3月	外国為替業務認可
1970年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
1996年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
1998年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
1999年9月	ニュー・エルティーツービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
1999年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
2000年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
2000年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
2000年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
2000年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
2000年10月	郵便貯金との提携開始（A T M、相互送金提携）
2001年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
2001年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、A T M24時間365日稼働開始
2001年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのA T M提携開始
2004年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
2004年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
2004年9月	株式会社アプラス（現商号：株式会社アプラスフィナンシャル）を連結子会社化
2005年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
2007年12月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）を連結子会社化
2008年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施
2008年9月	G Eコンシューマー・ファイナンス株式会社（現商号：新生フィナンシャル株式会社）を連結子会社化
2009年3月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）に対する株式公開買付け実施
2011年1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転
2011年3月	海外募集による普通株式690百万株（2017年10月1日付の株式併合後の株式数に換算すると69百万株）を新規発行
2011年10月	銀行本体での個人向け無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」（現名称：「新生銀行カードローン エル」）を開始
2017年4月	当行及びグループ各社の間接機能を実質的に統合した「新生銀行グループ本社」を設置
2018年4月	新生フィナンシャル株式会社での個人向け無担保カードローンサービス「레이크ALSA（アルサ）」を開始
2019年8月	主要株主（J.C.Flowers & Co. LLCの関係者を含む投資家）による株式売出

(2020年3月31日現在 国内本支店26)

### 3 【事業の内容】

当行グループ（2020年3月31日現在、当行、子会社163社（うち株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」））、昭和リース株式会社（以下「昭和リース」））、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）及び新生インベストメント&ファイナンス株式会社等の連結子会社91社、非連結子会社72社）、及び関連会社43社（日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社43社）により構成）は、『法人業務』及び『個人業務』を通じて、お客さまへの幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』及び『個人業務』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

なお、次の区分は「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度において報告セグメントの区分方法を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

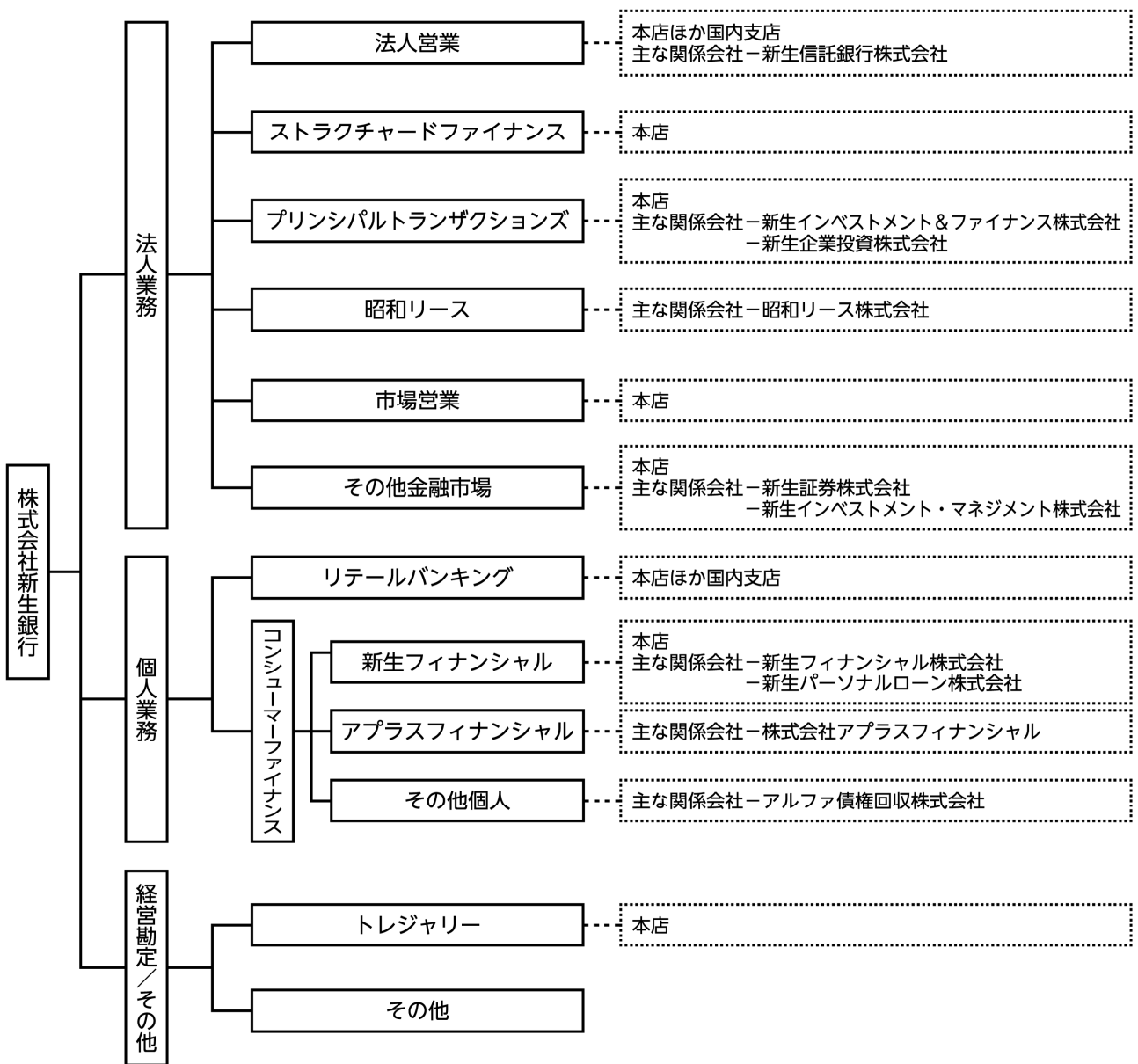
『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務及び信託業務を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&A関連ファイナンス等）に関する金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、無担保カードローンおよび信用保証業務（新生フィナンシャル、新生銀行カードローン エル（旧新生銀行カードローン レイク）、ノーローン、레이크ALSA）を提供しております。「アプラスフィナンシャル」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、『個人業務』の「その他個人」には、その他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定／その他』の「トレジャリー」セグメントは、ALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。





#### 4 【関係会社の状況】

2020年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	5,000	法人業務	100.0	6 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生インベストメント&ファイナ ンス株式会社	東京都千代田区	100	法人業務	100.0	4 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生企業投資株式会社	東京都中央区	50	法人業務	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
昭和リース株式会社 (注) 2, 5	東京都中央区	29,360	法人業務	100.0	4 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
神鋼リース株式会社	神戸市中央区	3,243	法人業務	80.0 (80.0)	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生証券株式会社	東京都中央区	8,750	法人業務	100.0	6 (-)	-	預金取引関係 保証取引関係	-	-
新生インベストメント・マネジメ ント株式会社	東京都中央区	495	法人業務	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	法人業務	100.0	3 (-)	-	預金取引関係	-	欧州におけ る投資情報 の紹介
ファイナンシャル・ジャパン株式 会社	東京都千代田区	30	個人業務	100.0	5 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	保険商品の 共同募集
OJBC Co. Ltd	英国領ヴァージ ン諸島トルトラ	千米ドル 56,610	個人業務	50.0	2 (-)	-	預金取引関係	-	-
Nippon Wealth Limited	中華人民共和国 香港	百万香港 ドル 440	個人業務	100.0 (100.0)	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0	6 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
新生パーソナルローン株式会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0 (100.0)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社アプラスフィナンシャル (注) 2	大阪市浪速区	15,000	個人業務	94.9 (93.3)	5 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社アプラス (注) 5	大阪市浪速区	15,000	個人業務	100.0 (100.0)	5 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
株式会社アプラスパーソナルロー ン	大阪府吹田市	100	個人業務	100.0 (100.0)	4 (1)	-	預金取引関係	-	-
全日信販株式会社	岡山市北区	1,000	個人業務	100.0 (100.0)	- (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
アルファ債権回収株式会社	東京都千代田区	500	個人業務	100.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	54	経営勘定 /その他	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
その他72社 (注) 6	—	—	—	—	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(持分法適用関連会社) 日盛金融控股股份有限公司	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 37,118	法人業務	35.4 (35.4)	3 (-)	-	-	-	-
ニッセン・クレジットサービス株式会社	京都市南区	4,050	個人業務	50.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
MB Shinsei Finance Limited Liability Company	ベトナム社会主 義共和国ハノイ 市	百万ベトナム ドン 800,000	個人業務	49.0	4 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
その他40社 (注) 6	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスフィナンシャルであります。

3. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

5. 上記関係会社のうち、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスについては、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

株式会社アプラスの2020年3月期の経常収益は75,747百万円、経常利益は4,638百万円、当期純利益は1,796百万円、純資産額は58,762百万円、総資産額は1,433,546百万円であります。

なお、昭和リース株式会社は有価証券報告書を提出しており、主要な損益情報等は記載を省略しております。

6. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

セグメントの名称	法人業務					
	法人営業	ストラクチャード ファイナンス	プリンシパルトラ ンザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
従業員数（人）	396 [24]	155 [4]	148 [7]	553 [25]	46 [3]	85 [4]

セグメントの名称	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナン シャル	アプラスフィナ ンシャル	その他個人			
従業員数（人）	880 [346]	966 [371]	1,241 [476]	106 [58]	20 [1]	753 [70]	5,349 [1,389]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
2,208 [331]	42.1	13.2	7,724

2020年3月31日現在

セグメントの名称	法人業務					
	法人営業	ストラクチャード ファイナンス	プリンシパルトラ ンザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
従業員数（人）	330 [24]	155 [4]	47 [2]	- [-]	46 [3]	12 [2]

セグメントの名称	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナン シャル	アプラスフィナ ンシャル	その他個人			
従業員数（人）	745 [173]	134 [77]	- [-]	23 [-]	20 [1]	696 [45]	2,208 [331]

(注) 1. 無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。

4. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,436人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当行では、「新生銀行グループ行動憲章」において、下記3つを経営理念として掲げ、お客さまとともにさらなる成長を目指しております。この経営理念は、当行グループの目指すべき姿を示したものであり、重要な指針としてグループ内で共有されています。

- ・安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ
- ・経験・歴史を踏まえた上で、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ
- ・透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員などすべてのステークホルダーを大切に、また信頼される銀行グループ

#### (2) 経営環境

当行は、2019年5月15日に、2019年度から2021年度を対象期間とする「中期経営戦略」を公表いたしました。中期経営戦略においては、中長期的な環境変化を下記のように認識しております。

##### (中長期的な環境変化)

- ・情報技術の高度化による市場構造の変化を伴うデジタル化
- ・生産年齢人口の減少による労働力不足や長寿化による消費者ニーズの変化
- ・価値観の多様化による働き方や消費スタイルの多様化
- ・企業の海外進出に伴う対外投資の加速や外国人旅行者・就労者の増加等のヒト・モノ・カネの国際化
- ・老朽化対応によるインフラ開発や海外からの資本流入による投資機会の広がり
- ・急速な情報技術の高度化によるITリテラシーの格差や都市部への人口集中による地域間格差の深化

#### (3) 当行の経営戦略

当行は、経営理念および経営環境認識に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定め、これに沿って、安定的・持続的な成長を可能とするビジネスモデルを構築し、経営理念の実現を確かなものとするため中期経営戦略を策定しております。

##### ①. 中長期ビジョン

当行グループには、銀行に加え、無担保ローン、カード・信販、リースなどの業務を展開するグループ会社があり、その重要性の高さが大きな特徴となっております。市場競争の激化などの外部環境を考慮し、持続可能なビジネスモデルを確立するためには、グループの経営資源を最大限活用することが不可欠となります。中長期ビジョンでは、「グループ融合」により、各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供するとともに、グループレベルでの絶えざる改善・改革による無駄のないオペレーションを通じ、高い生産性・効率性を実現し、金融業界において独自のポジショニングを構築してまいります。

##### <中長期ビジョン>

1. グループ融合により革新的金融サービスを提供する金融イノベーターであること
2. 絶えざる改善・改革によりリッチなオペレーションを実現し、卓越した生産性・効率性を達成する金融グループであること
3. 上記の実現により、ステークホルダーに報いるとともに、生まれてくる自信・充実感・矜持を新生銀行グループの求心力とし、コアバリューとしていくこと

##### ②. 中期経営戦略のテーマと基本戦略

中期経営戦略は、「中長期ビジョン」を達成することを目的として、中長期的な環境変化と第三次中期経営計画（以下「第三次中計」という。）を含む過去の取り組みの総括を踏まえて策定し、定量数値よりも定性的戦略の方向性を重視した普遍的な成長ストーリーとしております。また、テーマを「金融リ・デザイン」として、現状の延長線上での成長を目指すのではなく、当行グループが提供する金融サービスの絶え間ない見直し（リ・デザイン）による“非連続”な成長を目指すこととしております。

これを踏まえ、以下2つを基本戦略として中期経営戦略を策定し、その達成に努めております。

(基本戦略)

- 『価値共創による成長追求』  
他のビジネスパートナーとのデータやノウハウの共有、融合により、商品・サービスを高度化しシナジーを創出します。
- 『ケイパビリティ強化・活用』  
ケイパビリティとは企業の成長の源泉となる組織的能力のことで、主に人材、組織、オペレーション、資本をその要素と位置づけ、これらの強化・活用によって差別化の源泉となる強みを醸成してまいります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大及びその収束後においては、ソーシャルディスタンスを意識する期間が長期化することが見込まれ、さまざまな産業におけるサプライチェーンの回復にも時間を要することが考えられます。また全てが元に戻るわけではなく、消費者のマインドセット・行動変化、分散型社会への移行、デジタル投資の加速、サプライチェーンの見直し、物理的空間利用の見直し、過剰サービスの見直しなど、不可逆的な変化も発生することが考えられ、これらを踏まえた新しい価値観やニーズに対応する金融サービスの提供がますます重要になるため、上記の基本戦略をベースとしたさまざまな取り組みを加速していく必要があるものと認識し、引き続き以下の4つの分野に注力してまいります。

(i) 小口ファイナンス

従来の金融ビジネスが満たしていない、潜在的なニーズのある個人及び小規模事業者のお客さまに与信や決済の商品・サービスを提供すべく、エコシステムの構築と参画、デジタル技術やデータの活用を通じたサービスの高度化に取り組んでまいります。

(ii) 機関投資家向けビジネス

従来のストラクチャードファイナンスから発展させ、スポンサーとなる投資マネージャーや資金提供をする金融機関、年金基金等のアセットオーナーに対して、オルタナティブ投資に関するワンストップサービスの提供に取り組んでまいります。

(iii) 組織戦略

第三次中計では当行グループ内のコーポレート機能を集約すべく仮想グループ本社を設立しましたが、中期経営戦略ではビジネス機能において、個人ビジネスと法人ビジネスのそれぞれの事業戦略および企画機能の一体化を図ります。

(iv) 生産性改革

第三次中計においても生産性改革を実行してまいりましたが、中期経営戦略においてもさらなる改革を継続してまいります。具体的には店舗チャネル・オフィススペースの最適化、購買ルールの厳格化等の経費構造改革の実行、デジタル技術や働き方改革による効率化に取り組んでまいります。

中期経営戦略では以下の項目を持続的成長のための重要な課題として位置づけています。

(i) 社会・環境課題の解決に向けた役割

- ・金融アクセス
  - － 従来の金融サービスでは満たされていない顧客ニーズに対するサービスの提供
  - － 新しい技術による決済手段の提供
- ・社会の適切な資金循環の創出
  - － 持続可能な社会資本への資金循環を促進するソリューションの提供
- ・他者サービスとの融合による課題解決
  - － エコシステムの構築／参画、デジタル技術の活用

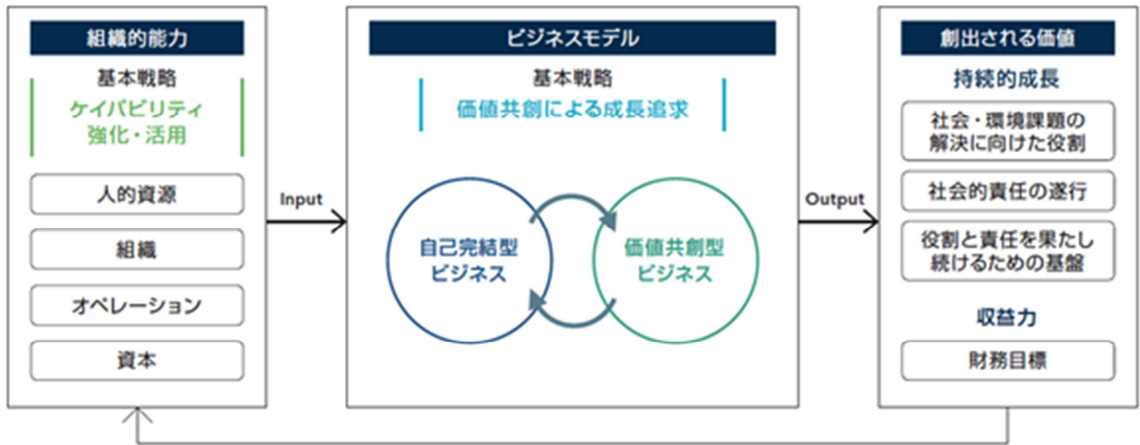
(ii) 社会的責任の遂行

- ・社会インフラの提供
  - － 社会的インフラとしての基本的金融機能（預金、融資、決済など）の安定的提供
  - － サイバーセキュリティの確保
  - － マネー・ローンダリングの防止
- ・顧客本位サービスの提供
  - － 顧客利益の追求
  - － 適切な情報提供

(iii) 役割と責任を果たし続けるための基盤

- ・専門性と実行力／ガバナンス／人的資源／組織／オペレーション／資本

## 中期経営戦略の全体像



## 基本戦略



## 個別戦略&注力分野



### ③. 財務目標

2019年5月15日に公表した今後の財務目標（連結）は以下の通りです。

成長性		成長性			
一株当たり利益成長率		注力分野の利益シェア			
自己株式の取得効果を除き 年平均 <b>2%以上</b>		小口ファイナンス		機関投資家向けビジネス	
		2018年度	2021年度	2018年度	2021年度
		<b>45%</b>	<b>50%</b>	<b>10%</b>	<b>15%</b>
収益性		効率性		健全性	
ROE		経費率		CET1比率	
2018年度	中期的に	2018年度	2021年度に	2018年度	中期的に
<b>6.0%</b>	<b>8.0%</b>	<b>63.0%</b>	<b>50%台</b>	<b>12.0%</b>	<b>10%</b>
				以上を維持	

(注) 「注力分野の利益シェア」の算出方法

小口ファイナンスもしくは機関投資家向けビジネスの与信関連費用加算後実質業務純益を、連結ベースの与信関連費用加算後実質業務純益（セグメント利益の合計＝業務粗利益－経費－与信関連費用）で除し、100を乗じて算出します。小口ファイナンスもしくは機関投資家向けビジネスの与信関連費用加算後実質業務純益は、それぞれコンシューマーファイナンス、ストラクチャードファイナンスのセグメント利益をベースに必要な調整を行い算出します。（いずれも一時的要因を除く）

今後の配当を含む株主還元については、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえた株主重視の利益配分を行うことを基本方針と考えておりますが、安定性や内部留保とのバランスに加えて、公的資金注入を受けている銀行として「経営の健全化のための計画」にも留意して決定したいと考えております。具体的には、国内銀行の一般的な総還元性向の水準を念頭に置きつつ、総還元性向の維持・向上を目指しており、株主還元における配当と自己株式取得との内訳につきましては、その時点の経営状況や市場動向等に鑑みて適時適切に決定してまいります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

##### ①. 当行グループ経営の全体戦略

新生銀行グループは、2019年度から2021年度を対象期間とする「中期経営戦略」を策定いたしました。中期経営戦略は、中長期ビジョンや中長期的な環境変化を起点にして、定量数値よりも定性的戦略の方向性を重視した成長ストーリーとしております。また、策定にあたっては、第三次中期経営計画までの成果に基づいて、基本戦略と注力分野を再定義しております。

##### (i) 基本戦略と注力分野

(価値共創による成長追求)

中期経営戦略における基本戦略のひとつは「価値共創による成長追求」であり、「価値共創型ビジネス」を通じて成長機会を獲得してまいります。価値共創型ビジネスとは、新生銀行グループの強みを切り出し、自社の強みと他者のサービスを融合することで、顧客にとってより身近で、より使いやすいビジネスを生み出していくことです。この基本戦略は、次の3つの要素で構成されます。

##### (a) 他者サービスとの融合

デジタル技術やデータを活用しながら、エコシステム（経済的生態系）の構築・参画を通じて、サービスの高度化やマーケットの開拓を図り、新たなお客さまとの接点を作り、広げていく。

##### (b) Finance as a Service

新生銀行グループが有するオペレーションやファイナンスに関する機能を、お客さまにとって必要な時に必要な形で提供する。

##### (c) 顧客理解の深化

外部パートナーとのデータ融合を通じて、対象とする市場やターゲットを定め、深い顧客理解に基づいて、高い付加価値を提供する。



#### (ケイパビリティの強化・活用)

基本戦略のもうひとつは「ケイパビリティの強化・活用」であり、企業の成長の源泉となる組織的能力の強化と活用により、価値創出、競争力、差別化の源泉となる強みを醸成していくこととしております。この基本戦略は、次の4つの要素を重要視します。

##### (a) 人材の専門性、多様性

デジタル技術、オルタナティブ投資などに関連した専門人材を獲得、育成する。女性やシニア人材の活躍を推進し、柔軟な雇用・勤務形態など、人材の多様性を推進する。

##### (b) お客さま目線での組織体制

法人、個人ごとにグループワイドで事業戦略・企画を一体化することで、顧客のニーズにワンストップで対応する。グループ本社のコーポレート機能の高度化、効率化をさらに進める。

##### (c) 生産性が高いオペレーション体制

デジタル技術の活用、働き方改革、チャネルの効率化などによる生産性改革を通して実現する。情報システム、コンプライアンス等の経営の安定性・安全性への取り組みも継続する。

##### (d) 最適な資本活用

自己資本を適切な水準に管理しつつ、ノンオーガニック戦略による慎重かつ積極的な資本活用を検討し、リスクテイクに対するリターンを最大化する。

#### (四つの注力分野)

個人・法人の各ビジネスから一つずつと、経営基盤に関連する分野から二つを抽出し、四つの注力分野としております。

##### (a) 小口ファイナンス（個人ビジネス）

個人および小規模事業者を対象とした、少額かつ高頻度の与信（融資）・決済を行うビジネス。従来、マーケティング、与信判断、回収におけるデータ分析・活用や堅牢なオペレーションに関して強みを有しているが、今後「価値共創」に基づき、他社サービスとの融合やパートナーへの機能の提供に加え、デジタル技術の活用によるサービスの高度化に取り組む。

##### (b) 機関投資家向けビジネス（法人ビジネス）

機関投資家とのネットワークや信託等のストラクチャリング力、幅広いアセットに関する知見等を活かし、再生可能エネルギー、インフラ、不動産等のリアルアセットへのオルタナティブ投資に関する多様なサービスを、幅広い機関投資家に対してワンストップで提供することを目指す。

##### (c) 組織戦略

ビジネス面での一層のグループ融合を進めるべく、グループワイドで法人と個人の顧客ごとに事業戦略・企画機能を一体化。顧客ニーズ・課題に対してグループ一体で最適なソリューションを提供。

##### (d) 生産性改革

店舗チャネル・オフィススペースの効率化、経費構造改革の実行、デジタル技術や働き方改革による効率化によって、さらなる聖域なき経費構造改革を推進する。

#### (ii) 持続的成長に向けた取組み

「持続的成長の実現」が当行グループの重点課題であり、社会・環境課題の解決に向けた役割として、次の3つがあると考えております。

まず、従来の金融サービスでは満たされていない顧客層に対し、それぞれのニーズに合わせた金融サービスの提供を通して、金融サービスへのアクセスルートを築いてまいります。次に、持続可能な社会資本への資金循環を促進する金融ソリューションを提供することで社会の適切な資金の流れを創出いたします。最後に、異業種企業とのパートナーシップによるエコシステムの構築・参画や、デジタル化やテクノロジーを活用することで、より広い社会課題を解決してまいります。

新生銀行グループは、役割と同時に「社会的責任の遂行」を重視いたします。銀行ビジネスの基礎として、預金、融資、決済など社会的インフラサービスを提供し続け、システミックリスクの対策や新しい技術による決済手段へのアクセスの確保にも注力いたします。また、インフラ産業としてコンプライアンス、法規制を遵守し、顧客本位の業務運営によるサービス提供を徹底し、マネーローンダリング及びテロ資金供与の防止にも努めます。同時に、顧客の資産や情報を保護するとともに、サイバーセキュリティの確保に努めます。役割と責任を果たし続けるための基盤として、人的資源や組織体制、オペレーション等のケイパビリティをさらに強化してまいります。

## ②. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行収束後の世界にあっても、新生銀行グループが中期経営戦略で示した戦略の方向性は変わらず、むしろさまざまな取り組みをより加速していく必要があると考えます。具体的には次の考え方に基づいて、引き続き中長期的な視点から持続的な収益力の強化を進めてまいります。

まず、リスクに対するディフェンスとして、ステークホルダーすべての命を守ることを優先しつつ、同時に社会的インフラである金融機関としての責任を担い、顧客と社会に貢献します。足元では社会的責任を果たすための重要業務に絞った出勤・稼働体制を整備しており、またすでに在宅勤務体制の構築を終えております。事業面においては、提携先との協働も活用しながら、ご融資やクラウドファクタリングなどのご提供により、お客さまの事業や生活再建をサポートしてまいります。

その上で、機会をとらえたオフェンスとして、組織横断的なタスクフォースにより、以下の考えに基づく取り組みを推進してまいります。

### (i) New Normal（新しい常態）への対応

今般の危機をきっかけに世界がさまざまな形で変容することで、新しい価値観やニーズを踏まえたビジネスが誕生し、また中長期的に失われるビジネスも出てくると想定されます。そうしたなか、新しく生まれるであろうUnderserved Customer（満たされない顧客）に対する金融サービスの提供がますます重要になると考えます。

### (ii) New Normal（新しい常態）を持続的な形に

お客さまとのリモートやバーチャルベースでのビジネスの進め方が重要となります。デジタル化による業務オペレーション、プロセスの安定化、セキュリティの向上を目指すとともに、変化した業務内容・働き方の定着化、物理ファシリティの一層の見直しを推進してまいります。

## ③. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を経営資源の最適な配分に活用する等、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。パーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した運営を行っております。

また、当行ではリスク選好と財務計画の整合性を基礎とする経営管理フレームワークの考え方を整備しております。2020年度からは「リスク選好方針」を定めることによりグループのリスク選好の明確化に努めてまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、(i) 経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年次計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、(ii) 業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しております。

取締役会においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視しており、2019年度においても日常の業務執行を担う社内取締役2名に対して、国内および海外での金融業、消費者を対象としたビジネス、情報システムおよびリスク管理分野等について豊富な経験および高い専門知識を有した社外取締役5名（8月27日以降は4名）を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。さらに、社外監査役2名を含め、合計7名（8月27日以降は6名）を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。かかる構成のもと、メンバーは、自由に発言し、活発な議論を行うことを通じて会社の方針を決定することにより、「コーポレートガバナンス・コード」が求めるグループの持続的な企業価値の向上や株主の皆さまやお客さまをはじめとする様々なステークホルダーの利益の確保に努めております。2019年3月には、取締役候補の指名および取締役の報酬の決定に係る取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。また、取締役会の実効性について毎年評価・分析を行い、洗い出された課題に対する改善案を検討・実施することで、継続的な機能の向上を図っています。なお、当事業年度より、コーポレートガバナンス・コードに関して、コーポレート・ガバナンス報告書における任意開示事項についても、その取組方針の全文開示を実施しています。当行の「コーポレートガバナンス・コードに関する取組方針」については、以下のリンク先をご参照ください。

[https://www.shinseibank.com/corporate/policy/governance/pdf/governance\\_code\\_j.pdf](https://www.shinseibank.com/corporate/policy/governance/pdf/governance_code_j.pdf)

また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入するとともに、グループ本社においてはチーフオフィサー、シニアオフィサーを置き、代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役および執行役員（総括担当役員レベル）等からなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。また、グループ会社に対する内部統制については、グループの経営全般に関

する重要事項を決定する場として、主要なグループ会社の業務執行取締役なども参加するグループ経営会議およびグループ重要委員会を設置するとともに、グループ本社で遂行する各間接機能の統括責任者としてチーフオフィサーを任命し、権限集約を図り、グループ全体で最適かつ効率的な意思決定を行う体制を整えております。なお、東京証券取引所に上場しているグループ会社のアプラスフィナンシャルについては、引き続き上場会社としての経営の独立性を確保するとともに、適切な内部統制システムの整備に努めております。

新生銀行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。また、金融商品取引法等の規定に沿い、お客さま保護や適切な業務運営を念頭にコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。

中期経営戦略の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでまいります。

#### ④. 経営健全化計画の達成

当行は、2020年3月に「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。当行は、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」に沿って、2019年度から2021年度を対象期間とする中期経営戦略の取り組みを新たに開始しております。

当事業年度においては、単体実質業務純益は418億円、単体当期純利益は331億円となり、ともに経営健全化計画の目標値を上回る結果となりました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注記) ④. については、子会社等を含まない記述となっております。

## 2【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスクについて、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクを記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### （1）経営戦略に関するリスク

#### ①. 当行の経営戦略について

当行グループのビジネスモデルは、当行グループが提供する商品・サービスに強みがあり、成長性・収益性が見込まれる注力分野を、小口ファイナンス及び機関投資家向けビジネスと位置づけ、積極的に経営資源配分を行うことを企図しております。こうしたビジネスモデルの実践は、当行グループが長期的・継続的に利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、中長期ビジョンでは、「グループ融合」を掲げ、グループ内の各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供することに取り組んでまいります。これが持続可能となるためには、提供される当行グループの商品・サービスがお客さまに受け入れられ支持されることが前提となります。さらには、今後、経営環境、顧客ニーズ、当行グループの財務状況等が当初想定と異なる状況となった場合には、中期経営戦略の達成が困難となり、見直しが必要となる可能性があります。

#### ②. 法人向け銀行業務の戦略的拡充について

当行は、法人向け銀行業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、以下のようなリスク及び課題があります。

- ・法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の拡大や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行しなければならないことがあります。
- ・当行が経営資源を投入しているプロジェクトファイナンス、ノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態を含むオルタナティブ投資は、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・貸出以外の業務の一部で、国内大手銀行グループや証券会社、外資系金融機関との競争激化により、想定した収益の獲得が困難となる場合があります。
- ・政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザリー業務の機会が縮小したり、収益性が低下したりする可能性があります。
- ・当行が重点的に取り組もうとしている特定の業種・分野について、今後の社会環境の変化や経済動向等に伴って当初想定していた成長が見込めなくなる等といった事態が発生することにより、業務戦略の一部見直しが必要となる可能性があります。

#### ③. リテールバンキング業務の戦略的拡充について

当行は、リテールバンキング業務において、継続的に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入してきております。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに当たっては以下のような課題があります。

- ・当行は、順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・ATMやテレフォンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。

- ・当行が提供する資産運用商品や、住宅ローン等のローン商品が、お客さまの嗜好の変化等によって受け入れられない可能性があり、当行はこうした局面に適切に対応していく必要があります。
- ・将来の法令及び規制等や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。

#### ④. コンシューマーファイナンス業務の経営環境について

当行は、2004年度以降事業会社の買収（子会社化）や事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（個人向け無担保ローン）及び個人割賦市場等に参入し、これらの業務を拡大してきました。

当行及び当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務において我々が直面している課題には、関連する法改正等により大きく変化した事業環境下、いくつかの商品の市場規模がピーク時から比べ縮小するとともに、異業種・業態の参入もしくはボーダーレス化により更に競争が激化している中で取扱量を維持・向上させること、成長市場においては新たな商品・スキーム・IT化促進への取り組みが不可欠なこと、引き続き取引先との緊密な関係を維持する必要があること、並びに当行及びグループ各社の業務の効率性を向上させるために、各社が保有する機能や業務ノウハウの連携や統合をより一層進める必要があること等が含まれます。

当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務については、上限金利及びいわゆる「グレーゾーン金利」の取扱に関する法令及び規制等の変更により影響を受け、当行は2007年3月期以降、必要に応じて株式会社アプラス（現在の株式会社アプラスフィナンシャル。なお、同社は2010年4月に組織再編を行ったが、「事業等のリスク」においては、同社及び傘下の子会社を包括して「アプラス」という。）（東京証券取引所上場）及び新生パーソナルローン株式会社（旧商号：シンキ株式会社、2016年8月社名変更。以下「新生パーソナルローン」という。）についてのれん及び無形資産の減損並びに投資損失の計上を実施いたしました。アプラスはこれまで一連の経営変革を行ってまいりましたが、それがアプラスの収益性を回復するのに十分でない場合、または、新生パーソナルローンがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス業務が当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制等の変更については下記（7）③.をご参照ください。）

また、債務者一人当たりに対する全貸金業者からの貸付可能総額についての上限を定める総量規制も、貸金業者一般にとって業務上大きな制約となっております。返済期限を迎えた個人向け無担保ローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払ができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、法改正が行われて以降、新生フィナンシャル株式会社（旧商号：GEコンシューマー・ファイナンス株式会社。以下「新生フィナンシャル」という。）を含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。現時点では顕著な影響を与える現象は生じていないと認識しておりますが、こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラス、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。

これらの法令等の変更を受けて、アプラス、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルは必要に応じて過払金返還及び貸倒損失に関する追加の引当て（詳細は下記（6）①.をご参照ください。）を実施しておりますが、今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

#### ⑤. 当行グループの無担保カードローン事業の展開について

当行は、当局からの必要な認可の取得等を経て、2011年10月より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体での本格的な無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」（2019年10月より「新生銀行カードローン エル」（以下「エル」という。）にサービス名称変更）の取り扱いを開始いたしました。2010年6月に完全施行された改正後の「貸金業の規制等に関する法律」（2007年12月に施行された法改正により、同法の題名は「貸金業法」に改められた。以下「貸金業法」または「改正貸金業法」という。）の趣旨を踏まえ、健全な貸し手として円滑かつ合理的なサービスを提供することによりお客さまの資金ニーズにお応えし、一定の成長を実現してまいりました。

銀行本体での取り扱い開始にあたっては、消費者金融商品ニーズがあるお客さまに加えて、銀行カードローンのニーズがあるお客さまへの顧客層の拡大を企図しておりました。しかしながら、6年間の取り組みを振り返った結果、「レイク」は消費者金融ブランドとしての認知が依然として高く、銀行カードローンニーズがあるお客さまのご利用は限定的であったと判断いたしました。また、銀行カードローンをご希望のお客さまに対する商品として、2015年11月に取り扱いを開始した「新生銀行スマートカードローン プラス」（以下「スマートカードローン プラス」という。）は一定の成果を上げております。

こうした状況を勘案し、当行グループでは、お客さまのニーズに合わせて商品の再構築を行うこととし、銀行カードローンニーズのお客さまはスマートカードローン プラスで対応し、当行で提供するエルについては、2018年3月末を以って新規のお客さまからのお申し込みと契約の受付は停止しております。消費者金融商品のニーズがあ

るお客さまに対しては、新生フィナンシャルにて新しく導入した商品「レイクALSA（アルサ）」（以下「アルサ」という。）とともに、新生パーソナルローンが取り扱う「ノーローン」を提供いたします。

なお、2018年3月末までにご契約いただいたエルのお客さまは、引き続き当行でサービスを提供しております。

アルサでは、エルをご利用いただいているお客さまと同じ顧客層に加えて、デジタルリテラシーの高い、若年層のお客さまに向けた商品開発やマーケティングに力を入れてまいります。

近時、銀行カードローンの残高の増加を背景に、銀行による消費者向け貸付けについて、改正貸金業法の趣旨を踏まえた態勢整備の一層の徹底が求められています。当行では、無担保カードローン事業を注力分野の一つと位置づけ、お客さまのニーズに基づく商品の再構築を行い、改正貸金業法の趣旨に則った運営を行うとともに、新生フィナンシャルおよび新生パーソナルローンでは改正貸金業法に基づく厳格な運営を行うことで、社会的に責任ある貸し手として、無担保カードローン市場の健全な形成に寄与してまいります。

新生フィナンシャルは、新たな商品の取り扱いに加え、当行本体による個人向け無担保ローンについての保証サービスを継続するとともに、他の金融機関向けの信用保証業務に注力し、今後とも安定的な収益を上げ、さらなる成長を図っていく方針です。

当行グループは、上記事業を展開することにより、収益力の向上とコンシューマーファイナンス業界での確固たる地位の構築を目指してまいります。個人のお客さまのニーズの変化、法令等の規制動向、同業他社との競合状況等により、当初目標を達成することが困難となり、または事業展開の再検討が必要となる可能性があります。

#### ⑥. 金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、アプラス、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル等のグループ会社とともに、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造にあります。その過程で金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大したり、引き続き適正なリスク管理の下、様々な資産への投資を検討したりする可能性があります。それら事業活動拡充を行う場合には、以下を含むリスク及び課題があります。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

#### ⑦. 海外業務の拡大によるリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場における事業・投資の可能性について選別的に検討しております。

例えば、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザー業務を行うShinsei International Limited（在英国子会社）の設立、海外での不良債権の買収・再編並びに処理を専門に行う合弁会社の設立や、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対する戦略的投資を行い、さらに、自己勘定によるトレーディング・投資業務を拡大し、米国住宅ローン市場関連、その他の米国・欧州向けを中心としたアセットバック投資等の海外投融資を増加させてまいりました。しかしながら、サブプライム・ローン問題等による世界的な金融市場の混乱の中、海外投融資に係る損失の計上を余儀なくされたことから、当行としては、海外業務の見直しを含む経営資源の戦略的な再配分を行っており、これらリスクの高い海外投融資を縮小してまいりました。

一方で、近時は、アジア・豪州を中心とした優良案件に対する取り組み強化や地場の金融機関との提携等、限定的ながら海外での業務展開を図っているところであります。

当行が海外において行う業務活動は、以下のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・外貨資金調達が困難になった場合、外貨資金繰りが不安定化するリスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

### (2) 信用リスク

#### ①. 貸倒引当金の十分性について

当行グループは、顧客の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、またはその他の要因により予測を上回る悪影響が生じた場合には、貸倒引当金を増やす可能性があります。

例えば、利上げによる長期金利の急上昇を通じた不動産価格の下落に伴う不動産ノンリコースローンの信用リスクの増加や、景気後退により、株安、業績不振や雇用悪化が生じ、企業倒産件数や失業者数の増加に伴う貸出金の信用リスクの増加等は、貸倒引当金を増やす可能性があります。これらのリスクに関して、当行はシナリオ分析による想定損失額や自己資本（比率）への影響を把握しており、事象発生時に想定される財務上の影響が、危機的な規模には達せず、自己資本・資金流動性等について一定水準を確保できることを確認しております。不動産市況の悪化のリスクに関しては、国内外の市況・ビジネス動向を定期的に把握し、取組方針レビューを行う取り組みに加え、マクロ経済指標や市場・規制動向等の変化に基づくリスクヒートマップや影響度分析等の予兆管理を実施するとともに、与信制御手段の適切な発動や機動的見直しを行う態勢整備を行っております。

2020年年初に顕在化した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行及び一部の連結子会社の特定業種向けの貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金を追加計上しております。なお、当該金額は現時点の最善の見積りであるものの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌年度の連結財務諸表において当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

当行グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当行グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。

## ②. ローン・ポートフォリオにおける与信集中について

2020年3月末現在、連結ベースで当行グループの上位10位までの貸出先は、当行グループの有する貸出金の約7%を占めており、かかる主要な取引先の業績悪化または当行との関係の著しい変化により、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

2020年3月末現在、当行グループの有する貸出金残高のうち、連結ベースで最も高い集中度を示しているのが約14%を占めている不動産業分野であります。そのうち約3割はノンリコースローンであります。また、金融・保険業分野の占める割合は約11%であります。そのうち消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約17%、当行グループの有する貸出金の約2%をそれぞれ占めています。これらの分野において、業界全体の低迷や不動産市況の悪化等が生じた場合には、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

## ③. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しており、2020年3月末における連結自己資本比率11.21%（バーゼルⅢ（国内基準）ベース。詳細は後述。）となっております。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられておりますが、「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等により、自己資本比率は低下する可能性があります。この最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要とする要因としては、以下のようなものがあります。

- ・ 将来における重要な事業または資産の取得：当行は、コンシューマーファイナンス業務等を買収によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・ 政府の保有する当行株式の取得：政府は、2020年3月末現在、当行の普通株式46,912,888株を保有しております。当行は、政府が保有する株式を買い取る義務を負っていませんが、かかる買取り（自己株式の取得）を行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買取りを行おうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・ バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関するバーゼル合意（バーゼルⅢ）に沿った自己資本比率規制では、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。
- ・ かかるバーゼルⅢにおける国内基準は2014年3月末から適用が開始されておりますが、経過措置を導入して十分な移行期間を確保しながら段階的に実施されています。当行は、継続的にビジネスを安定的かつ円滑に展開していくため、バーゼルⅢの規制枠組みの達成を念頭に置いた自己資本の量・質の向上を図っていく所存であります。

- ・上記の自己資本比率規制のさらなる高度化や見直しに加えて、レバレッジ比率規制や流動性規制をはじめ、新たな規制強化策の導入が決定または議論されていますが、かかる規制強化策が将来適用された場合、規制の内容によっては、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、当行が、かかる状況に対処するため、またはその他の理由によりさらなる追加的な資本増強を必要とした場合に、適切な時期にそれを行えず、または資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追求や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

### (3) 市場リスク

#### ①. マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付の低下またはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

また、近時では、2007年以降のサブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融・資本市場の混乱、2011年3月に発生した東日本大震災による日本経済の一時的な落ち込み、さらには2010年の欧州債務危機をはじめとした、いわゆるソブリンリスクの高まり、マイナス金利を含む金融政策の変更や2020年年初に顕在化した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等、実体経済や金融市場の動揺を引き起こす事態が連続して発生しております。このような事態が発生した場合、貸出先顧客の破綻による貸倒等の損失の発生、貸出先顧客の信用力低下によるリスクアセットの増加、急激な株式相場下落や長期金利の上昇に伴う債券価格の下落等による資産の目減り、優良な貸出先顧客の減少等に伴う貸出業務や投資銀行業務等における収益の減少、利鞘の縮小等が予想され、これらが当行グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ②. ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却または証券化することを目的としております。そのため、特定の資産または特定の格付もしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行の収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。また、こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合があります。

### (4) 流動性リスク

#### ①. 資金調達について

近年、安定的な資金繰り運営を継続することを目的として、資金調達方法の多様化や、調達環境の状況に応じた流動性リスク指標のモニタリングを通じ、適切な流動性リスク管理に努めておりますが、以下のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤が伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、社債またはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行のマイナス金利を含む金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達は何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・海外の金融市場の混乱や金融経済環境の悪化等により、資金調達の条件悪化を含め、外貨資金調達が不安定化、非効率化する可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、または十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

#### ②. 信用格付の影響について

格付機関により信用格付が下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、または一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。



## (5) オペレーショナル・リスク

### ①. 事務事故・不正等について

当行グループでは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。当行では、事務フローの改善、事務指導、研修等の実施や、表記方法の見直し等による手続内容の明確化等事務水準の向上にも努めており、具体的な事務管理策としては、事務処理状況の定期的な点検等により事務レベルをチェックする体制等を整えておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。当行グループや外部委託先の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2020年1月に、アプラスで取り扱う「投資用マンションローン」及び「提携型サポートクレジット」において、審査書類の改ざんや不自然な不動産評価があった等の一部報道がなされたことを受け、社外の弁護士を委員長とする特別調査委員会（以下「本委員会」という。）をアプラス内に設置し調査を進めた結果、収入証明書の改ざんが行われたと認定された案件が確認されました。アプラスの役職員の関与や、第三者評価機関の不動産評価がアプラス社内で改ざんされるなどの不正は認められず、第三者評価機関によって不当な不動産評価がなされたといった事実も認められませんでした。本委員会より、収入証明書の改ざんを生じさせた背景として、投資用マンションローンの商品設計・審査体制上の問題や、アプラスのガバナンス・内部統制の体制に関する問題が指摘されました。

アプラスでは、既に「投資用マンションローン」及び「提携型サポートクレジット」の取扱を停止しており、これまでもリスクコントロールの観点から、段階的に手続きや審査基準の厳格化を行っており、これが結果的には収入証明書の改ざん等の不正防止に一定の効果があったと考えられる旨を公表しておりますが、本委員会より再発防止策として、(i) 今後の新規商品導入における商品特性の重視、(ii) 事業運営における審査機能の独立性確保、(iii) 事業者管理の再確認、(iv) 効率性とリスク管理のバランス、について提言を受けており、アプラスはこれをアプラスグループにおけるビジネス遂行全般の問題として真摯に受け止め、お客さまの保護、営業・審査等の体制面の強化、ガバナンス体制の見直しを重点に、再発防止に取り組んでいます。この「投資用マンションローン」及び「提携型サポートクレジット」の収入証明書の改ざんが、当行グループに及ぼした影響は現時点では限定的ですが、今後アプラスの再発防止策が有効に機能しなかった場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ②. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。過去に、ATMやインターネットバンキング・サービス、あるいは他行宛送金取引における不具合が発生しました。これらについては原因の究明及び十分な再発防止策を講じており、今後同様の不具合を繰り返すことのないよう万全を期してまいります。顧客数及び取引数の増加またはその他の理由により、今後とも不具合やサービスの停止が生じない保証はありません。

当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害・不正行為、コンピューターウイルス等によるサイバー攻撃またはインターネットプロバイダー、クラウドサービス事業者等の第三者からのサポートサービスの中断等により、損害を受け、または機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、緊急性・重要性の高い業務についてのバックアップ機能を備えておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

### ③. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩または不正アクセスに関する事件が多発しています。2005年4月より「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、または監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

### ④. 訴訟について

当行は、当行グループ全体の訴訟について一元的に管理を行い、グループの法務リスクの極小化に努めており、現在のところ経営に重大な影響を及ぼす可能性のある訴訟案件はありません。しかし、当行グループは銀行業務を中心にコンシューマーファイナンス業務（消費者金融業務、信販業務）、リース業務等の各種金融サービスを提供しており、このような業務遂行の過程で、損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する補償をしたりする可

可能性があります。このような訴訟等の動向によっては、当行グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務や財務会計等のさまざまな分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。これらに対して、新卒以外の効果的な採用や外部人的資源の活用、リファラル採用を検討し、専門人材を受け入れる仕組づくりに取り組んでおります。また、多様な人材が能力を発揮できる柔軟な働き方の整備、高度な専門性を持つ人材が活躍するキャリアコースの創設、グループ内での人材発掘、選抜、育成強化を実践しております。しかしながら、当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が業務戦略遂行のための有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

⑥. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の業務執行取締役や執行役員等、上級経営陣の業務能力にかかっています。上級経営陣の誰かの将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

(6) 財務面に関するリスク

①. コンシューマーファイナンス子会社における引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）の上限金利を年20%に引き下げる改正（2006年12月成立、2010年6月施行）以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン金利」、超過利息あるいは過払金と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払を定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業法」では、超過利息の支払が任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払は有効であるとされておりました。

しかし、2006年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払は原則として任意になされたものとはみなされないものとされました。（詳細は下記（7）③.をご参照ください。）

アプラス及び新生パーソナルローンは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する2006年10月の日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、2006年9月中間期に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が2006年12月に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、改めて引当金計上の前提を検討し、現在に至るまで、必要に応じて相当額の追加引当てを行ってきております。また、新生パーソナルローンは適切に引き当てを行ってきております。

新生フィナンシャルについては、同社は、2008年9月にGEジャパン・ホールディングス株式会社（買収当時。以下「日本GE」という。）よりその子会社を含めて取得したのですが、買収に際して相当額の利息返還損失引当金を計上したほか、日本GEとの取り決めに従って一定額を超える部分の過払金返還等損失について日本GEから補償金を受領していました。2014年3月末、同時点以降の将来に発生が見込まれる過払金返還等損失の額の現金一括払いを日本GEから新生フィナンシャルが受けることにより、日本GEによる損失補償は終了し、新生フィナンシャルは同金額を利息返還損失引当金として追加計上いたしました。

近時では「グレーゾーン金利」に関する取引履歴開示請求の件数や過払金返還額は過去のピークを大きく下回っており、当行といたしましては、上記の措置を講じたことにより、過払金返還に係る追加的な損失の発生は限定的なものになると認識しておりますが、引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの損益状況や財務状況に相当な影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

②. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下する等）、さらに、退職給付制度が変更された場合、年金費用計上額が増加す

る可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (7) 金融諸環境等に関するリスク

### ①. 金融サービス市場における競争について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取り組み並びに外国企業及び外国人投資家の参入により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社または関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、当行は下記(8)②.に記載のとおり金融庁への経営健全化計画の提出・定期的な見直しの義務を負っていますが、上記の大手銀行グループは、既に政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放されており、より柔軟な経営を行える可能性があります。
- ・証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業と競争関係にあります。
- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のインターネット專業銀行等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）が依然として最大の預貯金総額を有しております。2012年4月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」では、政府が大部分の株式を保有する日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）によるゆうちょ銀行等の株式処分が期限のない努力義務とされた一方、ゆうちょ銀行等に対する新規業務規制については日本郵政がゆうちょ銀行等の株式の二分の一以上を処分した後は認可制から届出制に移行するとされております。また、2016年4月にはゆうちょ銀行の預入限度額規制が1,000万円から1,300万円に、2019年4月には1,300万円から2,600万円（通常貯金と定期性貯金についてそれぞれ1,300万円）に引き上げられました。2015年11月にはゆうちょ銀行等は東京証券取引所に上場され、2017年9月には政府による日本郵政の株式の第2次売出しが実施され、2019年4月には日本郵政による株式会社かんぽ生命保険の第2次売出しが実施されましたが、依然として、ゆうちょ銀行等の完全民営化に向けた具体的な道筋は示されておらず、引き続き政府がゆうちょ銀行等の相当部分の株式を実質的に保有しています。このように政府関与が残されたまま届出制に移行する場合や業務規制が緩和される場合には、ゆうちょ銀行等の業務範囲拡大による民業圧迫の懸念がある上、当行を含む民間との適正な競争が担保されないことが懸念されます。また、政府系金融機関については、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫について完全民営化への動きが進捗した時期もありましたが、2015年5月に「株式会社日本政策投資銀行法」及び「株式会社商工組合中央金庫法」において、完全民営化の時期を「できる限り早期に」とする、具体的な年限を示さない法改正が成立しました。今後、完全民営化等が実現されなかった場合や、新たな形での政府の金融市場への参画が行われた場合、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・消費者金融会社及びノンバンク：当行が自ら及び子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・その他の金融サービス提供者：当行または当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

さらに、金融サービス市場には、特に個人・中小企業向けローン市場を中心に、当行や当行の子会社を含む既存の金融サービス企業及び新規参入企業により、手軽で安価な手数料で行うことを可能とする決済サービス、クラウドファンディング、仮想通貨や人工知能(AI)の活用等、お客さまのニーズと金融技術(以下「FinTech」という。)を融合させた新しい金融サービスが既に導入されあるいは導入されようとしており、当行の貸出金残高の縮小及び金利競争による利鞘縮小の可能性があります。このリスクに対しては、FinTech企業への出資及び提携を通じて、異業種の持つサービス、データやノウハウ等の共有、融合による価値共創ビジネスを主な戦略に掲げておりますが、FinTechへの対応が遅れた場合、当行や当行の子会社が提供するサービスが陳腐化し競争力を失う可能性があります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

## ②. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制等について

当行グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法、外国為替及び外国貿易法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けております。当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追うことができません。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁またはその他の政府機関によりモニタリングを受けております。加えて、金融関連法規・規制をはじめ、その他の適用法規・規制の遵守を怠った場合には、重大なレピュテーションリスクに晒されるほか、当行または当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分やその他の制裁・罰則・損害賠償請求を受けること等により、当行または当行のそれらの関係会社の業務に制限を受け、評価が悪化し、または経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当行及び当行の関係会社は、これらの命令が発せられた際には、これを厳粛に受け止め、再発防止に向けた抜本的な措置を講じるとともに、全行・全社が一丸となってその履行に努めてまいります。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しています。これらの法令に係る裁判所や金融庁による解釈及び2006年12月に成立した改正法により、コンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

当行を含む銀行がお客さまに対して販売する仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。金融商品取引法には、仕組債やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれており、これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになっております。例えば、円建て仕組預金にお預け入れいただく際には、利息等の一部が預金保険の対象外となっているため、お客さまに対して、その旨周知徹底を図っております。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化を図っておりますが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負いまたは行政上の措置を受ける可能性があります。

## ③. コンシューマーファイナンス業務にかかる法令及び規制等について

当行のコンシューマーファイナンス業務を行う子会社におけるカードローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。また、2011年10月より事業を開始した当行本体における個人向け無担保ローン事業については、「出資法」、「利息制限法」の適用を受けており、さらに貸金業者の適正な運営確保と借手者の利益保護という「貸金業法」の趣旨を踏まえつつ、銀行法の下において適切に運営していくことが求められているものと認識しております。2010年6月に施行された改正「出資法」の貸付上限金利は年20%であり、また、利息制限法では、元本金額に応じて利息の最高限度を定めており、これらを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとされております。2010年6月施行にかかる改正前の「貸金業法」第43条では、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合において、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項（当時）の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされておりました。

しかし、貸金業業界において、「貸金業法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟が多数提起され、これを認める判決も多数下されております。最高裁判所は、2006年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていたことから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業法の施行規則改正は、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者の増加等により、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与えております。さらに、2010年6月に施行された改正貸金業法では、一人の顧客が貸金業者から借り入れることのできる総額についても、原則として年収の3分の1を上限とする新たな規制（総量規制）を課しており、このことも貸金業者にとって業務上大きな制約となっております。

一方で、銀行による個人向け無担保ローンについては、借入人の年収確認義務や年収に対する貸付限度等の規制は、現状、対象外となっており、一部では、行き過ぎた広告や過剰融資が問題として指摘される動きが出てきたことにより、業界の自主規制というかたちで、適正化が図られておりますが、更に今後の動向次第では、当行本体における個人向け無担保ローン事業や新生フィナンシャルが行う金融機関向けの信用保証業務に影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

アプラスの消費者金融、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルについては、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部については既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行ってまいりましたが、2010年6月の完全施行により、新規貸付は全て利息制限法の範囲内で実施しております。今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務に影響を受ける可能性があります。

当行グループのコンシューマーファイナンス業務における包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付等、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、信用購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役員に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。また、同法は2018年6月に改正施行され、新たな事業規制として「カード加盟店調査等の義務」等が加わっております。これらの規制の中で、特に信用購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が商品、指定権利または役員につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって信用購入あっせん業者への支払を停止または支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が直接適用を受けるものではありませんが、当行グループのコンシューマーファイナンス業務の提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役員提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役員取引、電話勧誘販売や訪問購入取引の規制、特定継続的役員における指定役務の追加、訪問販売等における指定商品・指定役務制の廃止等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④. 法令及び規制等の変更等の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、法律、規則、税制、実務慣行、法解釈、財政及び金融その他の政策の変更または当局との見解の相違並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

#### ⑤. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージまたは当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求または信用規制を受ける可能性があります。それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります。それは個々の銀行の株主の利益とは反する可能性があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査または特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

#### ⑥. 災害等の発生による悪影響について

当行グループは、国内外において店舗、事務所やデータセンター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害やテロ・犯罪等の発生による被害を受ける可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当行グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当行グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当行グループの業務の一部が停止する等、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、2020年年初に顕在化した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が収束に向かわず、今後さらに深刻化、長期化した場合は、景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当行グループの不良債権及び与信関連費用が増加したり、保有している金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ⑦. 環境・社会に配慮しない投融資等について

当行グループは、環境課題及び社会課題への取り組みに関する基本的な考え方と方向性を示す「グループ ESG 経営ポリシー」を制定しております。経営理念を実現するために必要な持続可能な成長機会の獲得には、持続可能な社会の構築に貢献することが企業グループの社会的責任であるとの認識に立ち、経営戦略立案の出発点となる基本方針として、本ポリシーを位置づけております。また、当行は、2020年1月、「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の提言に賛同しました。

近年、気候変動問題などの環境課題及び社会課題の顕在化に伴い、当行グループを取り巻くステークホルダーからは、資金提供者として、環境及び社会に一層配慮することが期待されています。かかる背景から、当行グループにおいても、環境課題及び社会課題への取り組みは、重要な経営課題であると認識しています。環境課題はビジネスリスクであると同時に、大きなビジネス機会であると捉え、当行グループは金融業として持てる力を総動員し、環境課題に取り組んでいます。また、再生可能エネルギー導入拡大に資する投融資の機会には積極的に取り組んでいます。一方、環境問題及び社会課題に適切な対応を行わない企業と取引することを経営リスクと捉え、環境問題及び社会課題と経済合理性とを適切に判断して取り組んでいます。

しかしながら、ステークホルダーからの期待・目線は日増しに高まっており、当行グループの取り組みが期待から大きく乖離した場合等には、当行グループのレピュテーションの毀損等により、当行グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (8) その他

### ①. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うため、リスクについての基本的認識及びリスク管理の基本方針を、リスクマネジメントポリシーとして制定しております。このポリシーのもとで、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナル・リスク等、各種のリスクの内容に応じて特定の委員会を設置し、リスクを管理する体制を構築しております。

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続に則り、リスク管理の強化に注力しておりますが、急速な業務展開に伴い、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク並びに法令及び規制等に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があるため、そうした調整が充分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。これらの結果、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ②. 当行の経営に対する政府の影響について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、2005年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行うようしておくよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられております。当行は、経営健全化計画の収益目標と実績値が大幅に乖離した場合には、金融庁より、業務改善命令を受ける可能性があります。さらに、その際には業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしますが、同計画が達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。また、同計画については、中小企業に対する貸出に関する計画目標を達成できない場合等には、金融庁から業務改善命令を受け、業務改善計画の提出・履行等を求められる可能性があります。

今後も、政府が当行経営に必要な応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

③. 普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われぬおそれがあります。

④. 当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。

将来当行が新規に募集株式を発行し、または自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑤. 政府による当行の普通株式の売却の可能性について

2006年7月、預金保険機構は整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の半数である3億株を普通株式200,033千株（2017年10月1日付の株式併合後の株式数に換算すると20,003千株）に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。これを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株（同株式併合後17,546千株）を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。

また、整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の残り3億株は、2007年8月1日に普通株式に一斉転換され、整理回収機構は当行の普通株式2億株（同株式併合後2千万株）を保有することとなりました。

さらに預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式全てを保有していましたが、2008年3月31日、預金保険機構の請求により、360円の転換価額で全て当行の普通株式269,128,888株（同株式併合後26,912,888株）に転換されました。

その結果、預金保険機構及び整理回収機構は、2020年3月末現在、合計で当行の普通株式を46,912,888株（当行の自己株式を除く発行済普通株式の約20.3%）を保有しています（預金保険機構保有分26,912,888株（当行の自己株式を除く発行済普通株式の約11.7%）、整理回収機構保有分20,000,000株（当行の自己株式を除く発行済普通株式の約8.7%））。当行は、預金保険機構及び整理回収機構が保有する普通株式を買い取る法的義務を負っておりませんが、かかる普通株式は政府により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

⑥. 当行の銀行主要株主について

当行取締役であったJ. クリストファー・フラワーズ氏（以下「JCF氏」という。）がマネージングディレクター兼最高経営責任者を務めるジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J.C. Flowers & Co. LLC、以下「J.C. フラワーズ社」という。）の関係者を含む投資家が2008年1月の当行普通株式に対する公開買付けのために組成した投資ビークルである、サターンIサブ（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド、サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ、サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ及びサターンIVサブ・エルピー（以下「サターン4者」という。）はJCF氏とともに、2008年2月から2019年8月まで当行の銀行主要株主として当行普通株式の20%以上を継続して保有してきましたが、2019年8月、その保有する当行普通株式の大部分につき国内および海外での売出しを実施した結果、当行の銀行主要株主でなくなりました。長期に亘った安定大株主に異動が生じたことにより、当行の今後の株主意思決定の方向性に変化が生じる可能性があります。

なお、上記売出しの結果、当行には銀行主要株主が存在しないことになりましたが、当行は、当行の銀行主要株主等との取引について、通常の手続に加えて第三者的視点から、銀行主要株主等からの独立性確保・事業リスク遮断の状況を確認することを目的とする社内規程を定めております。

## 重要なリスク

当行グループは、今後1年間に顕在化するリスクのうち、経営上の影響が大きいと考えられる重要なリスクについては、経営陣による議論を踏まえて認識する体制としています。このプロセスでは定量化が困難な非財務リスクも含めて検討することを重視していますが、経営上の影響を判断するにあたっては、トリガー事象、波及経路、財務インパクトを可能な限り具体化しています。現在、景気悪化の他に、金融技術革新による異業種参入、人材リスクの顕在化、業務プロセスにおける不正、外貨調達環境の不安定化などを重要なリスクとして認識しています。当行グループの経営管理フレームワークでは、これらのリスクに対する予兆管理や対応力の強化を継続的に進める体制としています。

2020年3月現在、以下を重要なリスクとして選定しております。

リスクシナリオ	内容・影響
1. 景気悪化による与信費用の増加	関税引き上げや原油価格上昇が招くインフレによる金融政策の転換。利上げによる長期金利の急上昇を通じた不動産価格の下落に伴う信用コスト増加や調達コストの上昇。米中問題深刻化を受けた景気後退による株安等。
2. 大規模自然災害や感染症の流行	気候変動に伴う大規模自然災害や感染症の世界的流行を契機とする景気悪化による与信費用の増加。システム障害等による業務の中断や損失の発生。
3. 金融技術革新による異業種参入	フィンテック等新技術の台頭・進展に伴う個人・中小企業向けローン市場等への他業種からの参入。これに伴う当行グループのローン残高縮小、及び、金利競争による利鞘縮小。
4. 人材リスクの顕在化	良質な人材が確保できないことによるパフォーマンス低下やキーマン流出等による戦力ダウン。今後強化が必要となる事業戦略遂行のための人材確保の困難化。
5. 業務プロセスにおける不正行為	委託先を含む内部不正行為・外部からの不正行為（マネー・ロンダリング、サイバー攻撃等）やシステム障害。これに伴う関係当局からの科料・行政処分、及び、風評等。
6. 外貨調達環境の不安定化	外貨資金の運用・調達バランスにおける運用超過の拡大。そうした環境下での金融市場の混乱に伴う調達コストの上昇を含む外貨調達の不安定化、非効率化。

なお、「事業等のリスク」は、重要なリスクも踏まえて選定しています。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

#### 〔金融経済環境〕

当連結会計年度において、2019年4月から年末にかけては、米中貿易摩擦による海外経済の減速、10月の消費増税による国内経済の落ち込みによって、景気が悪化しつつありました。2020年1月以降は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策として、各国で外出の自粛・禁止や、対面での営業店舗の休業といった措置が取られ、経済の下押し圧力が高まりました。

各国では、大規模な経済政策が実施され、日本でも2020年3月の日本銀行の金融政策決定会合において、金融資産の買入れ額を大幅に増加することを決定し、政府は4月に2008年のリーマン・ショック時を上回る追加の経済対策を決定しました。

金融市場は、国内金利については、長期金利（10年国債利回り）が年度前半は米中貿易摩擦の悪化懸念から一時マイナス0.29%まで低下しましたが、2019年9月以降は両国の緊張緩和の動きから金利は上昇に転じ、年末には0%程度となりました。2020年1月以降は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴って金融市場は大きく変動し、長期金利は一時マイナス0.15%まで低下したものの、2020年3月末には0.03%程度（2019年3月末はマイナス0.08%程度）となりました。

外国為替市場における円相場については、年度前半は米中貿易摩擦の悪化を受けて一時対米ドルで105円程度、対ユーロで116円程度まで円高が進みましたが、2019年9月以降は両国の緊張緩和を受けて円安の動きとなり、年末には対米ドルで109円程度、対ユーロで122円程度となりました。2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により一時102円台まで急激な円高・米ドル安が進行しましたが、各種の政策の効果もあり、2020年3月末には米ドル相場は108円程度（2019年3月末比約2円の円高・米ドル安）となりました。一方、ユーロ・円は、対米ドル相場よりも緩やかに変動し、2020年3月末には119円程度（同比約5円の円高・ユーロ安）となりました。

最後に日経平均株価については、年度前半は米中貿易摩擦の影響を見極める動きから概ね2万1,000円程度で推移しましたが、2019年9月以降は両国で緊張緩和の動きとなり、2020年1月には2万4,000円台まで上昇しました。その後は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響拡大を受けて急激かつ大幅に下落し、2020年3月末には1万8,917円程度（同比約2,288円の下落）となりました。

今後は、各国での新型コロナウイルスの感染確認者数の増加ペースが鈍化するか、感染症対策を受けた経済の落ち込みがどの程度となるか等によって、経済・金融市場が大きく変動するリスクがあるとみられます。

#### 〔事業の経過及び成果〕

新生銀行グループは、2020年3月期から2022年3月期までを対象期間として、「中期経営戦略」を策定しております。中期経営戦略の初年度における各ビジネス分野の取り組み状況は以下のとおりです。

#### （法人業務）

##### 《個別戦略》

法人ビジネスは、個別戦略として「事業パートナー型ビジネスの展開」と「オルタナティブ投資に関するワンストップサービスの提供」を掲げ、中期経営戦略の基本戦略である「価値共創による成長追求」を、主に以下の分野において実現してまいります。

#### 1. 機関投資家向けビジネス

オルタナティブ投資に関する様々なニーズへの対応

- ・国内外の再生可能エネルギー、不動産を含む幅広い資産、および国内の未上場株に関する各種サービスの提供
- ・機関投資家とのネットワーク拡大、資金運用機会の提供

不動産ファイナンス、プロジェクトファイナンス等のストラクチャードファイナンス分野は、当行が比較優位性を有する分野であり、専門性を活かした取り組みと新たな成長機会を追求しております。当連結会計年度においても、プロジェクトファイナンスについては、引き続き太陽光発電を始めとする再生可能エネルギー案件の組成に注力しながら、新たに国内における洋上風力発電案件にも取り組んでおります。また、不動産ファイナンスについては、個別案件のリスクのみならず不動産市況全体のリスクとリターンを慎重に考慮しながら案件組成を進めております。

シニアローンを中心とした既往のビジネスにおける取り組みにおいては、市況に留意しながら、これまでに培ってきた知見、分析力、ストラクチャリング力を活用し、リスク・リターンを慎重に考慮しつつ迅速かつ柔軟な案件組成を行っております。また、銀行や保険会社等に対するシンジケーションにも積極的に取り組んでおります。

更に、新たな成長に向けて、機関投資家に対し、ストラクチャードファイナンス領域と親和性が高い不動産・インフラ関連の投資商品を組成・供給する仕組みの構築に取り組んでおります。投資家チャネルの拡大、新生銀行グループ各社の機能の活用も含めた販売手法の多様化を通じ、グループ全体の資産効率を高め収益機会を拡大させてまいります。

## 2. 事業法人向けビジネス

### 事業パートナー型ビジネスの展開

- ・金融と非金融を融合したソリューションの展開
- ・デリバティブ、債権買取など、金融サービスの提案力の強化
- ・建機、工作機械など強みのある分野でのアセットビジネス強化

事業法人向けビジネスでは、伝統的な貸出業務を中心とした既往のビジネスに加え、更なる成長機会として、外部企業の持つ機能との連携を図った取り組みも推進しており、お客さまの経営課題の解決や新事業の創出を支援し、金融領域に留まらないソリューションを提供する事業パートナー型ビジネスを追求しております。

当連結会計年度は、株式会社USEN-NEXT HOLDINGSと共同で金融事業会社を設立しております。USEN-NEXT GROUPの顧客の小規模事業者に対し、新生銀行グループが有する金融機能を提供してまいります。

伝統的な貸出業務については取引採算性を意識した運営に努め、顧客基盤の質的拡大を継続的に推進する一方、お客さまのニーズに機動的に対応できるよう、デリバティブ、M&A、金融法人および事業法人のお客さまの固定化債権・非中核資産の買取り等によるバランスシートソリューションの提供、不動産投資等に係わるファイナンス、業況不振に陥っているお客さまへの融資や債務整理に伴う債権投資、成長段階に対応したプライベートエクイティ投資など、各金融サービスの充実化と、それらを組み合わせたソリューションの提案力を強化しております。さらに、子会社の昭和リースが強みを持つアセットビジネスを引き続き強化するとともに、当行におけるビジネスとのシナジーも追求しております。

## 3. 金融法人向けビジネス

### 地域金融機関とのパートナーシップ

- ・地域のお客さまに対する新生銀行グループのサービスの提供
- ・地域金融機関の経営課題に対して新生銀行グループの機能を活用したサポート

金融法人向けビジネスにおいては、仕組商品等の運用商品の販売、シンジケートローンの組成やローン債権販売を通じた運用機会の提供等に加えて、地域金融機関の経営課題に対して新生銀行グループ内外の機能・サービスを提供することで、強固なパートナーシップの構築を推進しております。

また、地域金融機関と連携し、当該地域金融機関のお客さまに対しても新生銀行グループ内外のさまざまな機能・サービスを提供することにより、地域経済の活性化に貢献してまいります。

## 4. 法人向けビジネスの差別化に向けた取り組み

- ・近時、注目されているサステナビリティ・ESG/SDGsおよび社会的インパクトを重視するとともに、これを注力分野である「機関投資家向けビジネス」を含む法人向けビジネス全体と融合させることにより、社会に対してポジティブなインパクトをもたらすような差別化された取り組みを積極的に推進してまいります。当連結会計年度は、これらを推進していくための新たな部署を設立いたしました。持続可能な社会資本の資金循環を促進する金融ソリューションの提供を通じて、社会・環境課題の解決に向けた役割を果たしてまいります。

### (個人業務)

#### 《個別戦略》

個人ビジネスは、個別戦略として「データ活用による本質的な顧客ニーズの把握」と「パーソナライズ化されたソリューションの提供」を掲げ、中期経営戦略の基本戦略である「価値共創による成長追求」を、主に次の分野において実現してまいります。

### 1. 小口ファイナンス

#### エコシステムの構築・参画、データ活用によるサービス高度化

- ・顧客基盤、データなどの強みを有する企業との協業
- ・決済および与信データ、AI、デジタル技術の活用による与信・回収力の強化

小口ファイナンスは、これまで特に強化してきた無担保ローンビジネスだけでなく、ショッピングクレジットやクレジットカード、決済などのビジネスを含め、マーケティングや与信判断、回収におけるデータ分析・活用や堅牢なオペレーションといった点で新生銀行グループが競合優位性を有する分野であると認識しております。これまでに培った各ビジネスにおけるノウハウを活用し、個人のお客さまだけでなく個人事業主や中小零細企業、外国人など幅広いお客さまを対象に多様なファイナンス商品の提供に向けて取り組んでおります。また、新生銀行グループが持つ金融の機能やプラットフォームを顧客基盤やデータなどの強みをもつ企業に提供し新たな価値やサービスを創出することで、顧客理解の深化と他者サービスとの融合を進め、引き続き、エコシステム（経済的生態系）の構築や参画、サービスの高度化を目指してまいります。当連結会計年度は、株式会社NTTドコモと協業した個人向けの融資サービスを開始したほか、上述の株式会社USEN-NEXT HOLDINGSと共同での金融事業会社設立、株式会社セブン銀行との外国人向け金融事業会社設立などの取り組みを行っております。また、ネオバンク・プラットフォーム「BANKIT®」※のシステム提供を開始しており、今後さまざまなパートナー企業との連携に向けて注力してまいります。

※株式会社アプラスが事業主体となり、新生銀行グループが有する決済、為替および与信機能などの金融サービスをカフェテリア形式でパートナー企業に提供していくサービスです。

## 2. 資産運用

顧客体験価値の向上、他者とのアライアンス等による販路拡大

- ・顧客ひとりひとりにパーソナライズ化されたコミュニケーションや商品提供を、デジタル技術と顧客データの活用により実現
- ・証券・保険機能を持つ外部企業とのアライアンス等により、投資・保険商品ニーズが顕在化している顧客への販路拡大

デジタル技術や顧客データを活用し、パーソナライズ化されたソリューションの提供によって、一人ひとりのニーズに応じたお客さまに寄り添うコンサルティングの実現と顧客体験価値の向上を目指して取り組んでおります。また、外部企業とのアライアンスによって、様々なニーズを持つ新たな顧客層に対してアプローチを拡大しております。

なお、当行はお客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営を行う指針として、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」およびこの方針を確実に実現するための「アクションプラン」を策定、公表しております。「お客さま本位の業務運営姿勢を貫き、お客さまの大切な資産形成のお役に立つ」ことの重要性を改めて認識し、お客さま本位の業務運営を徹底することで、社会・経済の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

## 3. 住関連ローン

事業者等との連携、新商品投入による顧客層の拡大

- ・不動産事業者、他の金融機関との連携
- ・老後資金やリフォーム費用のニーズの取り込み

住関連ローンは、借換え需要が一段落し新規借入れの住宅ローンのビジネス環境が厳しくなる中で、新商品の開発や販売チャネルの拡大に取り組んでおります。当連結会計年度では、旭化成ホームズ株式会社との提携や株式会社ゆうちょ銀行への媒介業務の委託を開始しました。また、人生100年時代を迎え、住まいへの価値観やライフスタイルの多様化を背景とした消費行動の変化に伴い、既存商品では満たされていないお客さまのニーズに応える商品の提供といった取り組みを通じて、顧客層の拡大を目指しております。

### (財務基盤)

当連結会計年度末には、パーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は11.21%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、公的資金返済の道筋をつけるための取り組みの一環として、現在の当行の資本の状況や収益力、一株当たりの価値などに鑑み、2016年度から自己株式の取得を実施しており2019年度には総額235億円の取得価額を上限とした2019年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2020年2月28日までに14,579,300株の自己株式を取得いたしました。当行では、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、一株当たりの価値の向上を目指してまいります。

### (業績)

以上のような事業経過のもと、当連結会計年度において、経常収益は3,995億円（前連結会計年度比272億円増加）、経常費用は3,484億円（同比316億円増加）、経常利益は510億円（同比43億円減少）となりました。さらに、特別損益、法人税等合計、非支配株主に帰属する当期純損失を加除した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は455億円（同比67億円減少）となりました。

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

連結損益の状況

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	2,297	2,399	102
資金利益	1,338	1,335	△3
非資金利益	959	1,064	105
経費	1,447	1,495	48
実質業務純益	849	904	54
与信関連費用	293	391	98
与信関連費用加算後実質業務純益	556	512	△44
のれん・無形資産償却額	28	24	△3
その他利益	17	3	△13
税金等調整前当期純利益	545	492	△53
法人税、住民税及び事業税	38	41	3
法人税等調整額	△13	△0	12
非支配株主に帰属する当期純利益	△2	△4	△2
親会社株主に帰属する当期純利益	523	455	△67

- (注) 1. 上記の区分表記は経営管理上のものであり、基本的に単体(経営健全化ベース)と同様の基準で作成しておりますが、開示の適切性の観点から必要な組み替えを行っております。
2. 連結損益計算書においては、のれん償却額及び無形資産償却額は経費の中に含まれております。
3. 与信関連費用加算後実質業務純益(セグメント利益の合計) = 業務粗利益 - 経費 - 与信関連費用

上表にある非資金利益は、役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益から構成されています。

役務取引等利益は、主に、不動産ファイナンスやプロジェクトファイナンスなどの貸出業務にかかる手数料収益、リテールバンキング業務での投資信託や保険商品の販売などにかかる手数料収益、コンシューマーファイナンス業務での保証業務関連収益、ペイメント業務にかかる手数料収益などにより構成されます。

特定取引利益は、お客さまとの取引に伴うデリバティブ収益のほか、当行の自己勘定で実行された取引からの収益で構成されます。

その他業務利益は、リース収益・割賦収益、金銭の信託運用損益、トレジャリー業務による有価証券売却損益などにより構成されます。

## 1. 経営成績の分析

当行グループの当連結会計年度の業績は、親会社株主に帰属する当期純利益が455億円（前連結会計年度比67億円減少）、1株当たり当期純利益が190円59銭、中期経営戦略の財務目標に対する達成状況が下表のとおりとなり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による影響を考慮すれば、中期経営戦略の初年度として堅調なスタートを切ることができました。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大により、経営環境は中期経営戦略の策定時から激変しています。しかしながら、中期経営戦略が目指す「金融リ・デザイン」のコンセプトは変わらず、むしろ取り組みのスピードアップを考えています。従来の金融商品・サービスでは満たされない人々に対して、グループ企業に留まらず外部の人材やリソースとも協働しながら、一歩先を行く金融商品・サービスの提供を一層強化していきます。

財務目標（連結）			2018年度	2019年度	
成長性	1株当たり利益成長率		年平均2%以上（注）1	2%	△13%
	注力分野の利益シェア	小口ファイナンス	2021年度 50%（注）2	45%	45%
		機関投資家向けビジネス	2021年度 15%（注）2	10%	10%
収益性	ROE		中期的に8.0%	6.0%	5.1%
効率性	経費率		2021年度 50%台	63.0%	62.3%
健全性	CET1比率（注3）		中期的に10%以上を維持	12.0%	11.3%

（注）1 自己株式の取得効果を除く、潜在株式調整後。

2 算出方法は「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ③. 財務目標」に記載しております。

3 普通株式等Tier1比率（バーゼルⅢ国際統一基準完全施行ベース）

当連結会計年度における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

### (1) 業務粗利益

資金利益については、ストラクチャードファイナンス業務における利息収入が増加したものの、リテールバンキング業務やアプラスフィナンシャルの住宅関連ローンの利息収入の減少等により前連結会計年度に比べて減少しました。

非資金利益については、法人業務での保有株式の売却益計上に加えて、アプラスフィナンシャルでのショッピングクレジット等の主要業務の伸長やALM業務での国債等の債券売却益の増加、さらにリテールバンキング業務が堅調に推移したこと等もあって、前連結会計年度に比べて増加しました。

#### 業務粗利益

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	2,297	2,399	102
資金利益	1,338	1,335	△3
非資金利益	959	1,064	105
役務取引等利益	313	324	10
特定取引利益	66	158	91
その他業務利益	578	582	3
うちリース収益・割賦収益	375	408	33
うち金銭の信託運用損益	25	34	8
うち有価証券関係損益	3	47	44
うち持分法投資損益	56	39	△17

## (2) 経費

人件費・物件費といった経費については、新基幹システムの稼働等に伴うシステム費の増加に加えて、子会社買収に伴う経費の増加やグループ拠点再編に係る経費の計上等により、前連結会計年度に比べて増加しました。

### 経費

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
経費	1,447	1,495	48
人件費	555	576	20
物件費	892	919	27

(注) 経費は、財務会計上の営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用は、財務会計上の人件費に含まれる退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用等により構成されております。

## (3) 与信関連費用

与信関連費用については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う貸出先の業況悪化に備えて貸倒引当金を積み増した事等により、前連結会計年度に比べて増加しました。

### 与信関連費用

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
与信関連費用	293	391	98
貸出金償却・債権処分損	4	4	△0
貸倒引当金繰入額	352	448	95
一般貸倒引当金繰入額	172	277	104
個別貸倒引当金繰入額	179	170	△9
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
リース原価に含まれる不良債権処理額	3	4	0
償却債権取立益（△）	△66	△64	1

(注) 当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行及び一部の連結子会社の特定業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金70億円を追加計上しております。

## (4) その他利益

その他利益については、前連結会計年度に比べて減少しました。利息返還損失引当金については、近時の利息返還動向に基づき、将来の過払負担をカバーするために、必要額を再計算した結果、全体で26億円の取崩超となり、当該金額を利息返還損失引当金戻入益に計上いたしました。

### その他利益

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
その他利益	17	3	△13
うち利息返還損失引当金繰入額 （△戻入益）	△23	△26	△2
うち特別損益	△8	△18	△10

(5) セグメント別の業績

法人業務は、顧客基盤の拡充や収益力の強化に向けた取り組みが成果を上げつつあり、ストラクチャードファイナンス業務において利息収入が増加したことや、保有株式の売却益を計上したこと、さらにデリバティブ関連収益や証券仲介業務が堅調に推移した等により、業務粗利益は増加しました。一方、与信関連費用は、前連結会計年度に計上した貸倒引当金戻入益がなくなったことや新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う貸出先の業況悪化に備えて貸倒引当金を積み増したこと等により増加しました。結果、セグメント利益は前連結会計年度に比べて減少しました。なお、当連結会計年度よりセグメントの区分を見直し、従来の「金融市場業務」を「法人業務」に含めております。

個人業務について、まずリテールバンキングは、住宅ローンの利息収入が減少したものの、「新生ステップアッププログラム」改定に伴う一部のお客さまに対するATM手数料有料化等により業務粗利益が増加したことから、セグメント利益は前連結会計年度に比べて増加しました。

次にコンシューマーファイナンスは、アプラスフィナンシャルのショッピングクレジット等の取り扱いが増加したものの、アプラスフィナンシャルの住宅関連ローンの利息収入が減少したことや、新生フィナンシャルの地銀保証の残高が減少したこと等により業務粗利益は減少しました。一方、アプラスフィナンシャルにおいて前連結会計年度に計上した延滞債権の一括売却に伴う処理コストがなくなったことを主因に与信関連費用が改善したものの、セグメント利益は前連結会計年度に比べて減少しました。

「経営勘定／その他」のセグメント利益は、ALM業務を所管するトレジャリーにおいて国債等の債券売却益が増加したものの、前連結会計年度に比べて減少しました。

セグメント別の業績

	前連結会計年度 (億円)		当連結会計年度 (億円)		増減 (億円)	
	業務粗利益	セグメント 利益	業務粗利益	セグメント 利益	業務粗利益	セグメント 利益
法人業務	674	287	768	246	93	△40
個人業務	1,557	233	1,566	239	8	5
リテールバンキング	269	△6	283	3	14	10
コンシューマーファイナンス	1,287	240	1,282	235	△5	△5
経営勘定／その他	65	34	65	26	0	△8
合計	2,297	556	2,399	512	102	△44

詳細は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「セグメント情報等」をご覧ください。

## (6) ROA、ROE

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
ROA (注) 1	0.5%	0.5%	△0.1%
ROE (注) 2	6.0%	5.1%	△0.9%

(注) 1. ROA算出式:

$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首の総資産額} + \text{期末の総資産額}) / 2}$$

2. ROE (潜在株式調整後) 算出式:

$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首非支配株主持分}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末非支配株主持分})\} / 2}$$

## (7) 1株当たり情報

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
1株当たり当期純利益	211円24銭	190円59銭	△20円65銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	211円22銭	190円55銭	△20円66銭
1株当たり純資産額	3,636円92銭	3,913円40銭	276円48銭
潜在株式調整後1株当たり純資産額 (注)	3,636円49銭	3,912円60銭	276円11銭

(注) 指標算式は以下をご参照ください。

○潜在株式調整後1株当たり純資産額

$$\frac{\text{純資産の部合計}^*1}{(\text{期末発行済普通株式数}^*2 + \text{期末普通株式増加数})^*3}$$

\*1 期末純資産の部合計から、期末新株予約権及び期末非支配株主持分を控除

\*2 自己株式控除後期末普通株式数 前連結会計年度末 245,274千株 当連結会計年度末 230,743千株

\*3 潜在株式調整後期末普通株式数 前連結会計年度末 245,303千株 当連結会計年度末 230,790千株



## 2. 財政状態の分析

当連結会計年度末において、総資産は10兆2,265億円（前連結会計年度末比6,553億円増加）となりました。主要な勘定残高の推移は、以下のとおりであります。

### 主要勘定残高

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	95,711	102,265	6,553
うち有価証券	11,302	9,570	△1,732
うち貸出金	49,868	51,104	1,235
うちのれん・無形資産	116	131	14
うち繰延税金資産	150	169	18
うち支払承諾見返	4,567	5,265	697
うち貸倒引当金	△980	△1,079	△99
負債の部合計	86,745	93,160	6,415
うち預金・譲渡性預金	59,221	63,051	3,830
うち借入金	6,840	8,819	1,979
うち社債	923	1,665	741
うち支払承諾	4,567	5,265	697
純資産の部合計	8,966	9,104	138

### (1) 貸出金

貸出金は、住宅ローン残高が減少した一方で、ストラクチャードファイナンス業務での残高が着実に積み上がったことから、全体では5兆1,104億円（前連結会計年度末比1,235億円増加）となりました。

#### ① 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,796,930	100.00	4,846,375	100.00
製造業	190,063	3.96	198,972	4.10
農業、林業	0	0.00	0	0.00
漁業	—	—	50	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	382	0.01	317	0.01
建設業	9,192	0.19	11,887	0.24
電気・ガス・熱供給・水道業	320,796	6.69	366,329	7.56
情報通信業	55,145	1.15	49,413	1.02
運輸業、郵便業	195,256	4.07	194,171	4.01
卸売業、小売業	122,531	2.55	105,238	2.17
金融業、保険業	521,529	10.87	532,168	10.98
不動産業	584,963	12.20	670,585	13.84
各種サービス業	341,862	7.13	382,807	7.90
地方公共団体	52,481	1.09	62,621	1.29
その他	2,402,723	50.09	2,271,813	46.88
海外及び特別国際金融取引勘定分	189,909	100.00	264,028	100.00
政府等	194	0.10	—	—
金融機関	32,600	17.17	33,171	12.56
その他	157,114	82.73	230,857	87.44
合計	4,986,839	—	5,110,404	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 貸出金の残存期間別残高（単体）

	前事業年度 (億円)	当事業年度 (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	49,326	50,408	1,082
1年以下	10,775	11,056	281
1年超3年以下	7,698	6,928	△770
3年超5年以下	6,486	7,126	639
5年超7年以下	4,438	5,036	598
7年超	17,090	17,691	600
期間の定めの無いもの	2,836	2,569	△267
うち固定金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	143	229	85
3年超5年以下	307	370	62
5年超7年以下	428	510	81
7年超	8,655	8,146	△509
期間の定めの無いもの	2,759	2,495	△264
うち変動金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	7,555	6,699	△856
3年超5年以下	6,178	6,755	577
5年超7年以下	4,010	4,526	516
7年超	8,435	9,545	1,109
期間の定めの無いもの	77	73	△3

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

③ リスク管理債権の状況

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第2 事業の状況」中、「2 事業等のリスク」の「(2) 信用リスク ①. 貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

リスク管理債権（連結）

債権区分	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
破綻先債権額	48	45	△2
延滞債権額	283	353	69
3カ月以上延滞債権額	8	6	△2
貸出条件緩和債権額	434	466	32
合計 (A)	775	872	96
貸出金残高（末残）	49,868	51,104	1,235
貸出金残高比（%）	1.56	1.71	0.15
貸倒引当金 (B)	980	1,079	99
引当率（B/A×100）（%）	126.4	123.8	△2.6

(注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、2019年3月末現在で、破綻先債権額は0億円、延滞債権額は59億円、3カ月以上延滞債権額は8億円、貸出条件緩和債権額は2億円、2020年3月末現在で、破綻先債権額は0億円、延滞債権額は56億円、3カ月以上延滞債権額は2億円、貸出条件緩和債権額は10億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

リスク管理債権（単体）

債権区分	前事業年度 (億円)	当事業年度 (億円)	増減 (億円)
破綻先債権額	5	5	△0
延滞債権額	76	143	66
3カ月以上延滞債権額	2	3	1
貸出条件緩和債権額	17	24	6
合計 (A)	101	176	74
貸出金残高（末残）	49,326	50,408	1,082
貸出金残高比（%）	0.21	0.35	0.14
貸倒引当金 (B)	255	314	59
引当率（B/A×100）（%）	250.4	178.7	△71.8

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

④ 金融再生法の開示基準に基づく債権の状況（単体）

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当事業年度末は176億円（前事業年度末は102億円）、不良債権比率は0.34%（前事業年度末は0.20%）となり、引き続き低水準を維持しております。

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

金融再生法の開示基準に基づく債権（単体）

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日	増減
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21	23	1
危険債権	61	125	64
要管理債権	20	28	8
合計（A）	102	176	74
正常債権	50,004	51,479	1,475
（参考）要注意債権以下	744	1,049	304
総与信残高（末残）	50,106	51,656	1,549
総与信残高比（%）	0.20	0.34	0.14
保全額（B）	69	149	79
貸倒引当金	43	74	30
担保保証等	26	75	49
保全率（B/A×100）（%）	67.84	84.48	16.64

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
実質破綻・破綻先 (無担保部分)	100.00	100.00	—
破綻懸念先 (無担保部分)	64.05	90.80	26.75
要管理先 (無担保部分)	21.83	17.60	△4.23
その他要注意先 (債権額) (無担保部分)	4.47	4.66	0.19
	10.43	11.96	1.53
正常先 (債権額)	0.32	0.35	0.03

(2) 有価証券

有価証券は9,570億円（前連結会計年度末比1,732億円減少）となり、このうち、日本国債の残高は3,605億円（同比1,409億円減少）となりました。

有価証券

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
株式	306	277	△28
債券	6,727	5,295	△1,431
国債	5,015	3,605	△1,409
地方債	—	—	—
社債	1,711	1,689	△21
その他	4,269	3,997	△271
合計	11,302	9,570	△1,732

また、「その他有価証券」で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 評価差額 (億円)	当連結会計年度 評価差額 (億円)
株式	81	39
債券	△1	△10
国債	8	△3
地方債	—	—
社債	△10	△7
その他(注) 1	13	△13
合計	93	14

(注) 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

2. 上記評価差額のほか、時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等の金額を加えた後、実効税率や非支配株主持分相当額等を勘案後の金額（2019年3月末100億円、2020年3月末47億円）を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

(3) のれん・無形資産

昭和リース、新生パーソナルローン、全国貸貸保証及びその他連結子会社の取得時、及び各社における事業譲受時の全面時価評価法の適用により、各社及び対象事業の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末(2020年3月末)現在で、以下のとおりのおのれん及び無形資産を連結貸借対照表に計上しております。

	償却方法・期間	2020年3月末残高 (億円)	2019年度償却額 (億円)
昭和リース			
のれん	定額法(20年)	107	21
	定額法(4年)	1	0
無形資産			
商権価値(顧客関係)	級数法(20年)	4	1
契約価値(サブリース契約関係)	定額法(契約残存年数による)	0	0
新生パーソナルローン			
負ののれん(△)	定額法(20年)	△27	△3
全国貸貸保証			
のれん	定額法(10年)	5	0
無形資産			
商権価値(顧客関係)	定額法(8年から13年)	20	0
その他			
のれん	定額法(5年から11年)	19	2
合計			
のれん(負ののれん相殺後)		106	21
無形資産		24	2

(4) 繰延税金資産

繰延税金資産は169億円(前連結会計年度末比18億円増加)となりました。税効果会計に基づく繰延税金資産の計上については、引き続き1年分の収益計画に基づき算出しております。

(5) 支払承諾見返、支払承諾

主として、アプラスフィナンシャルの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾・同見返に計上しているものであり、当該保証残高の増加に伴い当勘定も前連結会計年度末比697億円増となりました。

(6) 預金・譲渡性預金

預金・譲渡性預金は6兆3,051億円（前連結会計年度末比3,830億円増加）となり、引き続き、当行の安定的な資金調達基盤の重要な柱である個人のお客さまからの預金を中心に各ビジネスを積極的に推進するのに十分な水準を維持しております。

預金・譲渡性預金期末残高

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
預金	53,515	58,492	4,976
流動性預金	25,915	26,809	893
定期性預金	22,719	26,521	3,802
その他	4,879	5,160	280
譲渡性預金	5,705	4,559	△1,146
預金および譲渡性預金合計	59,221	63,051	3,830

(注) 「流動性預金」＝通知預金＋普通預金＋当座預金、「定期性預金」＝定期預金

なお、定期預金（除く、非居住者円預金・外貨預金）の残存期間別残高は以下のとおりであります。

定期預金の残存期間別残高

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	22,719	26,521	3,802
3カ月未満	15,186	15,344	158
3カ月以上6カ月未満	1,586	1,324	△262
6カ月以上1年未満	1,195	2,278	1,082
1年以上2年未満	895	1,853	957
2年以上3年未満	850	2,803	1,952
3年以上	3,003	2,917	△86

(注) 「3カ月未満」には、期間が到来したものの払い出しがなされていない定期預金を含みます。

(7) 社債、借入金

社債は、当行、アプラスフィナンシャル及び昭和リースが発行したものであり、1,665億円（前連結会計年度末比741億円増加）となりました。借入金は、当行、アプラスフィナンシャル及び昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれており、前連結会計年度末比1,979億円増となりました。

(8) 純資産の部

純資産は、公的資金返済の道筋をつけることを目指して、資本の状況や収益力、1株当たりの価値等に鑑み行われた2019年5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を進めたものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、9,104億円（前連結会計年度末比138億円増加）となりました。

### 3. キャッシュ・フローの状況の分析、資本の財源及び資金の流動性

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加、資金運用による収入、借入金の増加による収入等と、債券貸借取引受入担保金等の減少による支出等により3,065億円の収入（前連結会計年度は139億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の売却・償還による収入が、取得による支出を上回ったこと等により491億円の収入（同1,525億円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得等により231億円の支出（同501億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比3,323億円増加し、1兆5,782億円となりました。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、当連結会計年度末において、銀行法に基づく連結自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）は11.21%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っており、これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

なお、当行グループの主要な設備投資等の資本的支出の内容については、「第3 設備の状況」に記載しております。今後の配当を含む株主還元については、「第4 提出会社の状況 3. 配当政策」に記載しております。



(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円)

	2019年3月31日	2020年3月31日	増減
1. 連結自己資本比率（2/3）	11.85%	11.21%	△0.64%
2. 連結における自己資本の額	7,953	8,224	271
3. リスク・アセットの額	67,112	73,366	6,253
4. 連結総所要自己資本額	6,405	6,795	390

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円)

	2019年3月31日	2020年3月31日	増減
1. 自己資本比率（2/3）	13.73%	13.36%	△0.37%
2. 単体における自己資本の額	8,086	8,245	158
3. リスク・アセットの額	58,862	61,684	2,822
4. 単体総所要自己資本額	5,216	5,358	141

#### 4. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表作成に当たっては、連結財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合又は既に発生している事象に関する情報を適時に入手できないために確定できない場合等に、会計上の見積りを行わなければなりません。当行グループは、過去の実績や状況を分析し合理的であると考えられる様々な要因を考慮して見積りや判断を行い、その結果が、連結財務諸表における資産・負債及び収益・費用の計上金額の基礎となります。当行グループは、連結財務諸表に含まれる会計上の見積り及び判断の適切性、必要性に対して、継続して評価を行っておりますが、実際の結果は、見積りに特有の不確実性があるために、これら見積り時の計上金額と大幅に異なる結果となる可能性があることから、特に慎重な判断が求められます。

当行グループは、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

##### 貸倒引当金

当行及び国内信託銀行子会社では、すべての債権を、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり貸倒引当金を計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

当行では破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行ったうえで、主として各々の平均残存期間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行及び一部の連結子会社の特定業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金70億円を追加計上しております。なお、当該金額は現時点の最善の見積りであるものの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌年度の連結財務諸表において当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

当行グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当行グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、将来見込み等必要な修正を加えているものの貸倒引当金の見積りは基本的に過去の貸倒実績により計算しているため、急激な経済環境の変化や担保価値の下落によって、実際の貸倒損失が予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。

## 有価証券の減損

当行グループでは、売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として減損処理しております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、当該有価証券の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額を当該連結会計年度の損失として減損処理しております。

有価証券の減損判断には、資産の自己査定基準における有価証券発行会社等の債務者区分判定の他、実質価額の算定などの見積りが含まれています。

将来の市況悪化や発行会社の業績不振等により、現在の時価又は実質価額がさらに低下した場合には、追加で減損処理を計上する可能性があります。

## のれん・無形資産の減損

当行は、のれん（以下、持分法投資に含まれるのれん相当額を含む。）及び無形資産についてその効果が及ぶ期間（20年以内）での償却を行い、四半期毎に減損の兆候の有無を確認しております。

減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の判定は、原則としてのれん及び無形資産の帰属する会社又は事業の単位でグルーピングし、その事業から生じる割引前の将来のキャッシュ・フローを見積り、その総額がのれん及び無形資産を含む当該事業に係る連結簿価より低い場合に、減損損失が生じているものとしております。このとき、将来キャッシュ・フローを見積る期間はのれん及び無形資産の残存償却年数か20年のいずれか短い方を採用しております。

そして、減損損失が生じていると認識された場合には、当該事業から生じる将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いた使用価値を算定し、当該事業に係る連結簿価との差額を減損損失として計上します。

のれん及び無形資産の減損の判定においては、判定単位の将来見積りキャッシュ・フロー、個別のリスクを反映した割引率、成長率など多くの見積りや前提を使用しています。

経済情勢や判定単位独自のリスクにより、実際の将来キャッシュ・フローに影響を与える各項目が減損判定時の予測よりも悪化した場合、追加で減損損失を計上する可能性があります。

## 利息返還損失引当金

連結子会社である新生フィナンシャルや新生パーソナルローン、アプラスフィナンシャルにおいて利息返還損失引当金を計上しております。利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率（いわゆるグレーゾーン金利）により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に起因して生じる返還額（損失）に備えて設定する引当金です。

利息の返還請求は、貸付けに関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について貸金業者は返還することとなります。新生フィナンシャル、新生パーソナルローン及びアプラスフィナンシャルの消費者金融については、2007年度より新規顧客及び既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内で実施しておりますが、過去にグレーゾーン金利で営業を行っており、債務者等から返還請求があるため利息返還損失引当金の計上が必要となります。

利息返還損失引当金の計算にあたっては、グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金（以下「グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金」を「貸付金」という。）を対象として、新生フィナンシャル及び新生パーソナルローンについては過払利息返還の対象となる母集団（口座数）に当該母集団のうち弁護士事務所・司法書士事務所の介入等により、顧客から過払利息の返還請求がなされるであろう比率（介入率）又は当該母集団のうち債務者との和解

した比率（和解率）と1顧客当たりの返還請求見込み金額等を対象となる母集団の口座数が一定数以下になるまで乗じることにより将来返還が見込まれる額を見積っております。またアプラスフィナンシャルについては過去の返還請求件数の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込み金額を乗じることにより、将来返還が見込まれる額を見積っております。なお、利息返還損失引当金の見積りにあたっては、過去の利息返還額の発生状況を分析し将来にわたる利息返還損失額を合理的に予想して計算することから、口座数が時効の到来によりどの程度減少するかや過去の介入率、和解率、返還請求件数、1顧客当たりの返還請求金額などが将来どのように遷移していくかの補正を行っております。

近時では「グレーゾーン金利」に関する取引履歴開示請求の件数や過払金返還額は過去のピークを大きく下回って安定的に推移しており、将来の予想を加味した見積りにより過払金返還に係る追加的な損失の発生は限定的になるものと認識しております。他方、引当金額は基本的に過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、現時点では予想できない将来の環境変化等によって、現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合は、追加の費用が生じる可能性があります。

#### 繰延税金資産

当行グループは連結納税制度を採用しており、過去の不良債権処理に伴う有価証券の減損処理及び貸倒損失並びに利息返還損失引当金等により、多額の将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金を有しております。繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の会社分類4に該当し、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得に関する見通しをはじめとする様々な予測・前提に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異や税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上に関する判断は、中間連結会計期間及び連結会計年度の期末時点において実施しておりますが、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積り変更等により、前連結会計年度に計上した繰延税金資産の一部、又は全額の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を取り崩しております。翌1年間の一時差異等加減算前課税所得は十分見込めるとしても、期末時点において、将来の一定の事実の発生が見込めないこと又は当行グループによる将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に繰延税金資産を取り崩しております。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	108,842	113,736	4,894
(除く金銭の信託運用損益)	107,378	111,354	3,976
資金利益	106,586	103,186	△3,400
役務取引等利益	△8,693	△3,849	4,844
うち金銭の信託運用損益	1,464	2,381	917
特定取引利益	4,194	10,994	6,800
その他業務利益	6,754	3,404	△3,350
うち債券関係損益	2,654	3,424	770
経費 (除く臨時処理分)	71,505	71,847	342
人件費	26,762	26,920	157
物件費	38,921	39,616	694
うちのれん償却額	165	165	—
税金	5,821	5,310	△510
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	35,872	39,506	3,634
一般貸倒引当金繰入額 (1)	—	2,976	2,976
業務純益	35,872	36,530	657
実質業務純益	37,336	41,888	4,552
臨時損益 (除く金銭の信託運用損益)	1,418	△4,878	△6,297
株式等関係損益	612	1,755	1,143
不良債権処理額 (2)	△730	5,737	6,467
貸出金償却	27	5	△21
個別貸倒引当金繰入額	—	5,837	5,837
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
償却債権取立益 (△)	△231	△105	125
貸倒引当金戻入益 (△)	△526	—	526
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	76	△896	△972
経常利益	38,630	33,938	△4,692
特別損益	△2,598	△224	2,373
うち固定資産処分損益及び減損損失	△715	△711	4
税引前当期純利益	36,032	33,713	△2,318
法人税、住民税及び事業税	1,679	1,792	112
法人税等調整額	△1,091	△1,260	△168
当期純利益	35,443	33,180	△2,263

(参考)

コア業務純益	33,218	36,082	2,864
(除く投資信託解約損益)	33,218	36,082	2,864
与信関連費用 (1) + (2)	△730	8,713	9,444

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支＋金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は、本来業務にかかる損益ととらえております。

2. コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－債券関係損益
3. 業務純益＝業務粗利益(除く金銭の信託運用損益)－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
4. 実質業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)
5. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
6. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。
7. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
8. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
9. 前事業年度の貸倒引当金は全体で526百万円の取崩超(うち、一般貸倒引当金については、2,492百万円の取崩)のため、当該金額を貸倒引当金戻入益に計上しております。また、当事業年度の貸倒引当金は全体で8,813百万円の繰入超(うち、一般貸倒引当金については、2,976百万円の繰入)となっております。
10. 前事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損2,101百万円を特別損失に計上しております。また当事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損1,622百万円を特別損失に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	22,127	22,114	△13
退職給付費用	2,554	2,074	△479
福利厚生費	3,910	4,021	110
減価償却費	6,824	7,576	752
土地建物機械賃借料	6,644	6,181	△463
営繕費	2,774	2,929	155
消耗品費	377	757	380
給水光熱費	635	588	△47
旅費	477	434	△42
通信費	1,272	1,141	△131
広告宣伝費	882	1,154	271
租税公課	5,821	5,310	△510
その他	18,195	18,023	△171
計	72,498	72,308	△189

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度（％） （A）	当事業年度（％） （B）	増減（％） （B）－（A）
(1) 資金運用利回 ①	1.67	1.58	△0.09
貸出金利回	1.98	1.82	△0.16
有価証券利回	1.21	1.35	0.14
(2) 資金調達原価 ②	1.15	1.10	△0.05
資金調達利回 ③	0.07	0.03	△0.04
預金利回	0.05	0.01	△0.04
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.52	0.48	△0.04
(4) 資金運用利回－資金調達利回 ①－③	1.60	1.55	△0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。  
2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

ROE（単体）

	前事業年度（％） （A）	当事業年度（％） （B）	増減（％） （B）－（A）
実質業務純益ベース	4.45	4.92	0.47
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	4.27	4.64	0.37
業務純益ベース	4.27	4.29	0.02
当期純利益ベース	4.22	3.90	△0.32

預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度（百万円） （A）	当事業年度（百万円） （B）	増減（百万円） （B）－（A）
預金（末残）	6,206,867	6,451,032	244,165
預金（平残）	6,131,827	6,113,358	△18,469
貸出金（末残）	4,932,610	5,040,819	108,208
貸出金（平残）	4,735,551	4,896,230	160,678

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## (2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	4,590,231	4,654,891	64,659
法人	1,045,665	1,339,808	294,143
計	5,635,896	5,994,699	358,803

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	1,190,111	1,150,020	△40,091
その他ローン残高	264,344	240,716	△23,628
計	1,454,456	1,390,736	△63,719

## (4) 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	3,267,144	3,364,865	97,720
総貸出金残高	②	百万円	4,742,700	4,777,125	34,424
中小企業等貸出金比率	①/②	%	68.89	70.44	1.55
中小企業等貸出先件数	③	件	624,110	560,820	△63,290
総貸出先件数	④	件	624,579	561,261	△63,318
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.92	99.92	△0.00

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品貸貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品貸貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人であります。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

当行は、ANZ Bank New Zealand Limited（ニュージーランド オークランド、Antonia Watson CEO、以下「ANZ」）が保有するUDC Finance Limited（ニュージーランド オークランド、Wayne Percival CEO）の株式（発行済み株式の100%）を取得することについて、2020年6月1日付取締役会決議にて決定し（日本時間夜）、ANZ との間で株式譲渡契約を6月2日付で締結いたしました。今後関係当局の承認を得ることを条件として、株式の取得を実施いたします。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

#### 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、主に当行及び子会社におけるシステムの更新開発や首都圏にあるグループ拠点の再編等であり、総投資額は129億円となりました。

(単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)2		6,948
子会社	法人業務	1,535
	個人業務	4,403
	経営勘定/その他	13
合計		12,901

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

## 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

### (1) 提出会社

2020年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)	
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行	-	本店 (注) 2	東京都中央区ほか	-	-	2,836	1,184	38	4,058	1,215
	-	札幌支店	札幌市中央区	-	-	78	13	-	92	22
	-	仙台支店	仙台市青葉区	-	-	0	5	-	6	15
	-	大宮支店	さいたま市大宮区	-	-	40	5	-	45	21
	-	柏支店	千葉県柏市	-	-	89	8	-	97	11
	-	津田沼支店	千葉県船橋市	-	-	34	2	-	37	8
	-	東京支店	東京都中央区	-	-	30	26	-	56	74
	-	銀座支店	東京都中央区	-	-	145	17	-	162	19
	-	池袋支店	東京都豊島区	-	-	64	9	-	73	26
	-	上野支店	東京都台東区	-	-	103	27	-	130	15
	-	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	-	-	63	6	-	69	16
	-	新宿支店	東京都新宿区	-	-	51	8	-	59	26
	-	渋谷支店	東京都渋谷区	-	-	73	15	-	88	15
	-	二子玉川支店	東京都世田谷区	-	-	42	4	-	46	17
	-	八王子支店	東京都八王子市	-	-	38	3	-	42	7
	-	町田支店	東京都町田市	-	-	86	10	-	97	10
	-	横浜支店	横浜市西区	-	-	0	3	-	4	32
	-	藤沢支店	神奈川県藤沢市	-	-	37	7	-	44	10
	-	名古屋支店	名古屋市中村区ほか	-	-	200	44	-	244	42
	-	京都支店	京都市下京区	-	-	89	6	-	96	16
	-	大阪支店	大阪市北区	-	-	155	23	-	178	45
	-	梅田支店	大阪市北区ほか	-	-	297	39	-	336	53
	-	難波支店	大阪市中央区	-	-	73	7	-	80	19
	-	神戸支店	神戸市中央区	-	-	65	8	-	74	17
	-	広島支店	広島市中区	-	-	0	2	-	3	13
	-	福岡支店	福岡市中央区	-	-	71	8	-	80	28
-	新川	東京都中央区	-	-	974	284	-	1,259	416	
-	データセンターほか	福岡市ほか	-	-	198	1,920	-	2,119	-	

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、データセンターであります。当行は、その業務全般を、これらの設備各々の機能を活かしつつ推進しております。
2. 当行が新生フィナンシャルから譲り受けた「新生銀行カードローン レイク」(現名称:「新生銀行カードローン エル」)事業に係る建物・動産については、「本店」に含めております。
3. 資産除去債務に対応する費用分2,441百万円は含めておりません。
4. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間ネット賃借料は5,282百万円であります。
5. 動産は、事務機械1,431百万円、その他2,272百万円であります。
6. 上記にはソフトウェア資産23,617百万円及びソフトウェアにかかるリース資産1,463百万円は含まれておりません。

(2) 連結子会社

2020年3月31日現在

	会社名	セグメントの名称	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
国内連結 子会社	新生フィナンシャル 株式会社	個人 業務	L I センタービ ル	大阪府 東大阪市	事務所	4,482	610	949	262	—	1,822	82
			新生フィナンシ ャル大阪ビル	大阪市 中央区	事務所	892	959	190	27	—	1,177	122

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

該当事項はありません。

(2) 除却、売却

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	259,034,689	259,034,689	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	259,034,689	259,034,689	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

## ① 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は、会社法第361条の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、年額500万円を上限として、2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

	第1回新株予約権（株式報酬型）	第2回新株予約権（株式報酬型）
決議年月日	2016年5月11日	2017年5月10日
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 2名	当行常勤取締役 2名
新株予約権の数（個） ※	895	1,115
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	当行普通株式 単元株式数 100株	当行普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	8,950 （注）2	11,150 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年5月27日 至 2046年5月26日	自 2017年5月26日 至 2047年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1株当たり1,620円 資本組入額 （注）3	発行価格 1株当たり1,780円 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5	

	第3回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）
決議年月日	2018年5月11日	2019年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 2名	当行常勤取締役 2名
新株予約権の数（個） ※	881	1,817
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	当行普通株式 単元株式数 100株	当行普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	8,810 （注）2	18,170 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年5月29日 至 2048年5月28日	自 2019年5月31日 至 2049年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1株につき1,724円 資本組入額 （注）3	発行価格 1株につき1,489円 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

また、2020年5月29日付で下記の新株予約権を新たに発行しております。

	第5回新株予約権（株式報酬型）
決議年月日	2020年5月13日
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役 2名
新株予約権の数（個） ※	1,929
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	当行普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※	19,290 （注） 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受け ることができる株式1株当たり の金額を1円とし、これに付与株 式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年5月30日 至 2050年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1株につき1,310円 資本組入額 （注） 3
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得につ いては、当行の取締役会の承認を 要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 ※	（注） 5

※ 提出日の前月末現在（2020年5月31日）における内容を記載しております。

（注） 1. 第1～2回新株予約権（株式報酬型）については、2017年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による影響を勘案しております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり10株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日後、当行が普通株式につき、株式分割（当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

②上記①にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

④その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその

効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

(注)6に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得条項

①当行は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること又は当該株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②当行は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。



②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)1	△2,475,312	275,034	—	512,204	—	79,465
2018年5月18日 (注)2	△16,000	259,034	—	512,204	—	79,465

(注)1. 2017年6月21日開催の第17期定時株主総会の決議による同年10月1日付の株式併合(当行普通株式10株につき1株の割合で併合)の実施に伴い、発行済株式総数が2,475,312千株減少しております。

2. 2018年5月11日開催の取締役会決議により、同年5月18日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が16,000千株減少しております。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	41	31	267	586	71	23,419	24,416	—
所有株式数 (単元)	9	626,612	19,703	495,512	1,059,131	1,046	388,081	2,590,094	25,289
所有株式数の 割合(%)	0.00	24.19	0.76	19.13	40.89	0.04	14.98	100.00	—

(注)1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. 自己株式28,290,791株は「個人その他」に282,907単元、「単元未満株式の状況」に91株含まれております。

3. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12-1 新有楽町ビルディング内	26,912	11.66
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	21,926	9.50
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4-2	20,000	8.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	14,013	6.07
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	9,110	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,131	3.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,062	2.62
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	6,044	2.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決 済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシテ ィA棟)	4,047	1.75
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決 済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシテ ィA棟)	3,385	1.46
計	—	119,634	51.84

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. 前事業年度末主要株主であったサターンIVサブ・エルピー (Saturn IV Sub L.P.)は、2019年8月27日付で主要株主でなくなっております。

3. 2019年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) 及びその共同保有者であるナショナル ファイナンシャル サービス エルエルシー (National Financial Services LLC) が2019年8月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券 等の数 (千株)	株券等 保有割合 (%)(*1)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボス トン、サマー・ストリート245	13,716	5.30
ナショナル ファイナンシャル サー ビス エルエルシー (National Financial Services LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボス トン、シーポート・ブルバード 200	13	0.01
合計	—	13,730	5.30

(\*1) 当該報告書に記載された2019年8月30日現在の発行済株式等総数 (259,034,689株) に対する割合。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 28,290,700	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 230,718,700	2,307,187	(注) 1
単元未満株式	普通株式 25,289	—	(注) 2
発行済株式総数	259,034,689	—	—
総株主の議決権	—	2,307,187	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が800株 (議決権8個) 含まれております。

2. 当行所有の自己株式が91株含まれております。

## ② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	28,290,700	—	28,290,700	10.92
計	—	28,290,700	—	28,290,700	10.92

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2019年5月15日) での決議状況 (取得期間 2019年5月16日～2020年3月31日)	23,500,000	23,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	14,579,300	23,499,818,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	8,920,700	181,400
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	38.0	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	38.0	0.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2020年5月13日) での決議状況 (取得期間 2020年5月14日～2021年3月31日)	20,500,000	20,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	20,500,000	20,500,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式数は含まれておりません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	419	723,836
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬として処分した取得自己株式)	49,118	132,462,696	37,392	80,752,179
保有自己株式数	28,290,791	—	28,253,399	—

(注) 当期間における保有株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得株式数、単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当行は、配当を含む株主還元の方針について、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえた株主重視の利益配分を行うことを基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランスに加えて、公的資金注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定したいと考えております。具体的には、国内銀行の一般的な総還元性向の水準を念頭に置きつつ、総還元性向の維持・向上を目指しており、株主還元における配当と自己株式取得との内訳につきましては、その時点の経営状況や市場動向等に鑑みて適時適切に決定してまいり所存です。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、定款上は、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることが可能です。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。なお、当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

2020年5月13日開催の取締役会において、第20期の当行普通株式の配当については、通期決算が相応の利益水準を確保できたことから、1株当たり10円の配当を実施すること、当行の資本の状況や収益力、1株当たり価値などに鑑み、20.5百万株、205億円を上限とする自己株式の取得を行うことを決議しました。なお、極端に不透明な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を巡る状況に鑑み、実際の自己株式取得は、外部環境や自らの財務・収益・株価等を見ながら、適切なタイミングで適切な金額を実施することといたします。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2020年5月13日 取締役会決議	2,307	10.00

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、経営理念の実現に向けて、当行グループのコーポレートガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識し、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、①経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年度計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を実施し、②業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。

また、2015年6月から適用された国内の取引所に上場する会社を対象とする「コーポレートガバナンス・コード」に対しては、当行は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に向けて本コードを適切に実践し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、ステークホルダー、ひいては経済全体の発展にも寄与するという考え方に賛同し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

###### コーポレートガバナンスに関する基本方針

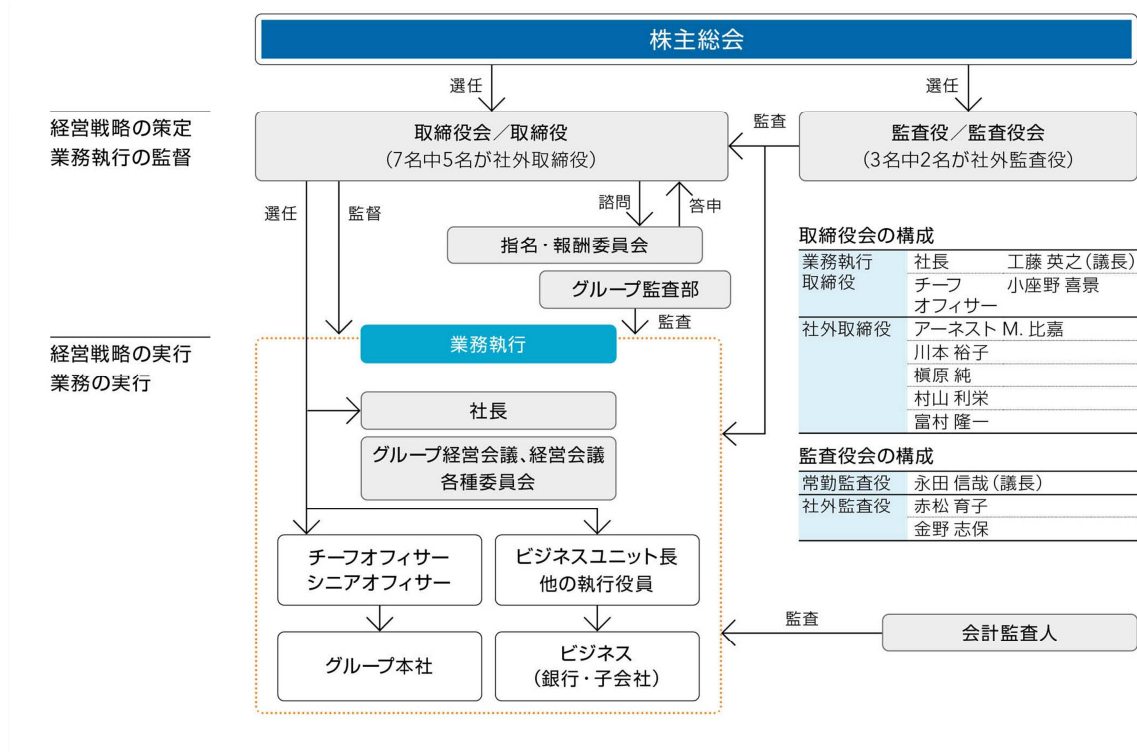
- (1) 当行は、持続的な成長の実現において株主・投資家の皆さまを含むステークホルダーの方々との適切な協働は不可欠であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点であるとの認識のもと、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。また、株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。
- (2) 当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主・投資家の皆さまに加え、従業員、お客さま、地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーによるリソースの提供及び貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
- (3) 当行は、経営の透明性を高め、お客さまや株主・投資家の皆さまに当行の経営状況及び経営方針について正確なご理解をいただくとともに市場及び広く社会からの適切な評価を得るため、経営に関するさまざまな情報を積極的に開示してまいります。法令に基づくディスクロージャーはもとより、お客さまや株主・投資家の皆さまからの開示要請に応えるべく、自主的・迅速・継続的かつ公平で有用性の高い情報開示に努めてまいります。また、株主総会の場以外における株主の皆さまとの建設的な対話の実施に努め、株主の皆さまを含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、それを踏まえた適切な対応に努めてまいります。



② 企業統治の体制について

《企業統治の概要等》

コーポレート・ガバナンス体制図(2020年6月18日現在)



[取締役/取締役会]

当行の取締役会は、長期的な視点に立ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した基本方針を決定するとともに、株主利益を確保し、業務執行取締役等による業務執行を評価・監督するほか、経営及び業務執行の意思決定を、十分な審議に基づき行うことにより、適切な業務推進体制を維持しています。

取締役会は、日常の業務執行を担う社内取締役2名と、国内及び国外での金融業、消費者を対象とした事業、経営コンサルティング、情報システム及びリスク管理分野等についての豊富な経験と高い専門知識を有する社外取締役5名を配し、社外取締役が過半数を占めるように構成しております。社外取締役は中立的かつ客観的な立場から当行経営に対する意見を述べ、取締役の業務執行に対する監督機能を果たすなど、コーポレート・ガバナンスが有効に働くための重要な役割を担っております。また、取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役のみを委員とし、取締役会の諮問を受け、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の内容や、代表取締役社長の選定・解任に関する事項、及び取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申する体制となっております。

なお、取締役について、以下の通りとする旨定款に定めております。

- ① 当行取締役は、20名以内とする。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

[執行役員、チーフオフィサー、シニアオフィサー]

日常の業務執行の機動性を確保するため、業務運営の基本単位を「部」とするとともに、取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員、チーフオフィサー及びシニアオフィサーが担当役員として各部の業務を掌管する体制を構築しています。

ビジネス機能については、執行役員の中からビジネスユニット長と各部の担当役員を選任し、ビジネスユニット長が立案するグループ全体の事業戦略と経営資源配分のもとで、各部の担当役員とその上位者である総括担当役員がお客さまとの取引を推進することとしております。

人事、財務等の間接機能については、銀行法及び会社法その他法令上可能な範囲で各グループ会社の機能を当行内に設置した「グループ本社」に集約し、チーフオフィサーとそれを補佐するシニアオフィサーの責任のもとで連結ベースでの運営の高度化と生産性の向上を図っております。

また、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として、業務執行取締役、ビジネスユニット長、総括担当役員、チーフオフィサー等からなるグループ経営会議・経営会議を設置し、専門的な事項を取り扱う各種委員会をその補完として設置することで、議案の性質に応じた十分な審議・検討を経て意思決定をする枠組みを整えております。

こうした体制のもとで、中長期ビジョンに掲げる「グループ融合」を強力に推進しています。

[監査役／監査役会]

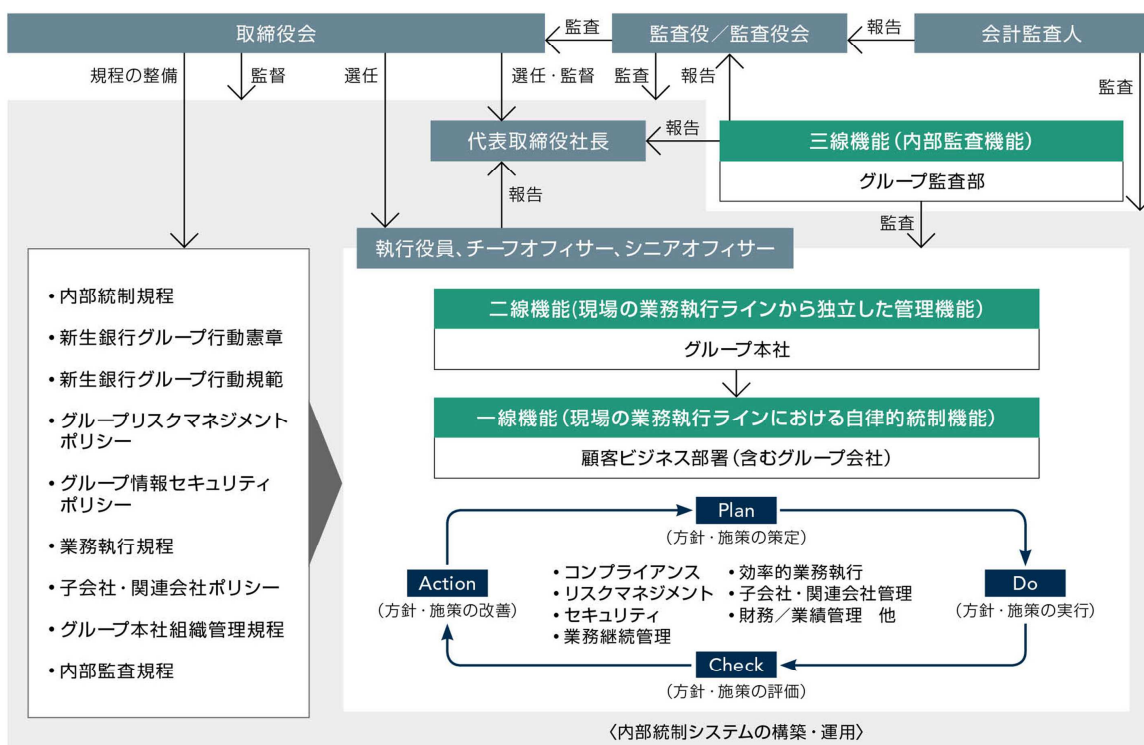
当行の監査役会は、当行での業務経験が長く財務及び会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士及び公認不正検査士である社外監査役2名で構成され、それぞれのもつ専門性とコーポレート・ガバナンス等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務執行を適切に監査しています。社外監査役は、ともに他社における社外役員の経験を活かし、独立的、客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めています。常勤監査役は、取締役会の他にグループ経営会議等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役、執行役員、会計監査人等からの報告聴取等の監査活動を自ら行うことに加え、グループ監査部等の内部統制部署との連携並びに監査役室スタッフの活用を通じ、当行及び子会社を含め当行グループの業務執行状況を継続的かつ効率的に監査しています。

### ③ 企業統治に関するその他の事項

[内部統制システムの整備の状況]

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会が決定した「内部統制規程」に定めており、また、取締役会において毎年、内部統制システムの整備状況の確認を行っております。内部統制規程では、(1)内部統制システムは、現場の業務執行ラインにおける自律的統制機能(一線機能)、現場の業務執行ラインから独立したコンプライアンスなどの管理機能(二線機能)及びこれらの機能から独立した内部監査機能(三線機能)を構成要素とすること、(2)取締役会は、重大なリスク及び問題を適切に把握し対処するため、二線及び三線機能から適時適切な報告を受けるとともに、主要な方針及びコントロールを定期的に検証することが明文化されています。また、本規程のもとで、新生銀行グループ行動規範、グループリスクマネジメントポリシー、グループ情報セキュリティポリシー、業務執行規程、子会社・関連会社ポリシー、グループ本社組織管理規程及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、それに加え監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備することにより、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めております。さらに、新生銀行グループ行動憲章において反社会的勢力との関係の遮断を定めるなど、反社会的勢力による様々な被害を防止し、業務の適正を確保する体制の整備を図っております。

## ■ 内部統制の枠組み



### [リスク管理体制の整備の状況]

前述のグループリスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の向上のみならず、顧客本位および社会規範に則った業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定めているものです。このポリシーのもとで、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナルリスクなど、各種のリスクの内容に応じてグループリスクポリシー委員会、グループALM委員会、グループ新規事業・商品委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、市場取引統轄委員会を設置し、各種リスクを管理する体制を構築しております。また、コンプライアンスについては、リスク管理と並ぶ経営の最重要課題と位置づけており、グループ全体及び銀行単体としての法令等遵守のための協議等を行なうため、グループコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を設けております。また、同委員会には外部弁護士を招聘し、第三者によるチェック体制も備えております。さらに、大規模な災害、事故その他の当行事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、グループ業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規程を定め、重要業務を継続し、お客さまや社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしております。

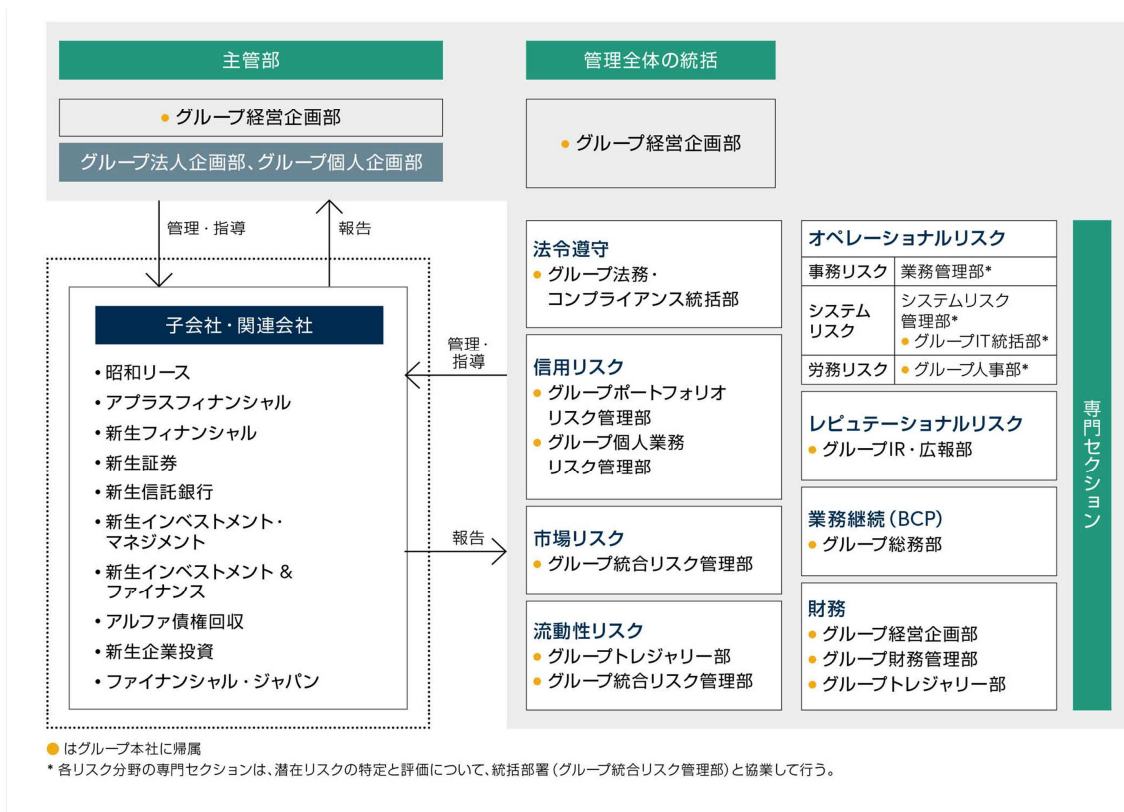
(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第2 事業の状況」中、「2 事業等のリスク」をご参照ください。)

### [子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況]

前述の子会社・関連会社ポリシーにおいて、当行グループ全体の経営方針及びビジネスプラン、並びにリスク管理及びコンプライアンス体制と整合性をもった業務運営を確保するため、専門セクション及び各子会社・関連会社の主管部の役割を定めています。具体的には、主にグループ本社の専門セクションは、グループ横断的な内部管理体制構築を実現するために、各責任領域における子会社管理に係る規程の整備、子会社・関連会社の体制整備及び運用状況の定期的な確認、指導及び改善状況のモニタリングを行い、主管部は、各社の経営全般を管理することとしております。また、グループ経営企画部は、主要な子会社については自ら主管部としての機能を果たすほか、子会社・関連会社管理全体を統括しております。さらに、各社の事業活動や内部管理に関する事項について定期的にグループ経営会議に報告されるとともに各社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議や専門セクションが主催する重要委員会に付議、報告されております。こうした体制のもと、グループ本社と子会社・関連会社は、グループ本社組織管

理規程の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行い、グループ全体としての管理体制の向上を一段と進めてまいります。

#### 子会社の業務の適正を確保するための体制図



#### ④ 取締役及び監査役の責任免除について

当行は、取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

また、当行は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の契約を締結することができる旨を定款に定めており、「(2) 役員 の状況」の「② 社外役員 の状況」に記載のとおり、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

#### ⑤ 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができること、また、3月31日及び9月30日以外の基準日を定めて剰余金の配当ができることを定款に定めております。

#### ⑥ 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性 6名 女性 4名 (役員のうち女性の比率40%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 最高経営責任者	工藤 英之	1963年9月1日生	1987年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2001年5月 みずほ証券株式会社投資銀行部門アドバイザリー第2部部長 2003年8月 エートス・ジャパン・エルエルシー アクイジショングループディレクター 2005年5月 同社マネージングディレクター 2006年6月 M I D都市開発株式会社(現関電不動産開発株式会社) 代表取締役社長 2007年1月 同社取締役副会長 2007年6月 エートス・ジャパン・エルエルシー 投資部門マネージングディレクター 2010年9月 当行常務執行役員法人・商品部門副 部門長 2011年4月 当行常務執行役員ストラクチャード ファイナンス本部長 2013年4月 当行常務執行役員チーフリスクオフ ィサーリスク管理部門長 2015年4月 当行常務執行役員 2015年6月 当行代表取締役社長(現職)	(注4)	23
取締役 チーフオフィサー グループ事業戦略	小座野 喜景	1962年11月1日生	1986年4月 当行入行 2003年11月 当行クレジットトレーディング部長 2006年7月 当行企業再生本部長 2007年12月 当行プリンシパルトランザクシ ョンズ本部長 2011年6月 当行常務執行役員プリンシパルト ランザクシジョンズ本部長 2015年4月 当行常務執行役員法人部門副部門長 2016年4月 当行常務執行役員特命担当(グル ープ事業戦略主担当) 2016年6月 株式会社アプラスフィナンシャル取 締役(現職) 2017年4月 当行チーフオフィサーグループ事業 戦略、常務執行役員特命担当 2018年4月 当行チーフオフィサーグループ事業 戦略(専務執行役員相当) 2018年6月 当行取締役チーフオフィサーグル ープ事業戦略(専務執行役員相当) (現職)	(注4)	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	アーネスト M. 比嘉	1952年10月15日生	1976年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ入社 1983年4月 同社代表取締役社長 2008年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事（現職） 2009年5月 コロンビアビジネススクール理事（現職） 2010年6月 株式会社ジェーシー・コムサ取締役（現職） 2011年3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会社最高経営責任者 2013年6月 当行取締役（現職） 2015年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長（現職） 2016年9月 ウェンディーズ・ジャパン株式会社代表取締役会長（現職） 2017年4月 学校法人昭和女子大学理事（現職）	(注4)	4
取締役	川本 裕子	1958年5月31日生	1982年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1988年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2001年7月 同社東京支社シニアエキスパート 2004年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科（現経営管理研究科） 教授（現職） 2004年6月 株式会社大阪証券取引所（現株式会社日本取引所グループ） 取締役 2006年6月 東京海上ホールディングス株式会社 監査役 2013年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 2020年6月 当行取締役（現職） 2020年6月 ソフトバンクグループ株式会社 取締役（2020年6月25日就任予定） 2020年6月 パナソニック株式会社 取締役（2020年6月25日就任予定）	(注4)	—
取締役	横原 純	1958年1月15日生	1981年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 1992年11月 同社パートナー 1996年11月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現ゴールドマン・サックス証券株式会社） 共同支店長 2000年7月 株式会社ネオテニー 取締役会長 2006年6月 マネックスグループ株式会社 取締役（現職） 2011年6月 当行取締役（現職） 2014年9月 フィリップモリスインターナショナル 取締役（現職）	(注4)	20

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	村山 利栄	1960年5月1日生	1988年11月 CSファーストボストン証券入社 1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2001年11月 同社マネージングディレクター 2016年6月 株式会社レノバ取締役 2017年4月 株式会社ComTech代表取締役会長 2017年6月 株式会社カチタス取締役 2019年6月 当行取締役（現職）	(注4)	—
取締役	富村 隆一	1959年2月17日生	1983年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1991年10月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）ネットワークインテグレーション事業部長 1994年1月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社常務取締役 2002年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役 IBMコーポレーション ビジネスコンサルティングサービス アジア・パシフィック ヴァイスプレジデント 2004年2月 日本テレコム株式会社（現ソフトバンク株式会社）代表執行役副社長 2007年12月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役 2010年4月 株式会社シグマクス取締役副社長 2012年8月 株式会社ブラン・ドゥ・シー取締役 2014年6月 当行監査役 2015年6月 当行取締役（現職） 2016年6月 株式会社シグマクス代表取締役副社長 2018年6月 同社代表取締役社長（現職） 2020年5月 株式会社ベクトル取締役（現職）	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	永田 信哉	1958年6月29日生	1981年4月 当行入行 2001年12月 当行財務管理部長 2006年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長 2009年4月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 2009年9月 当行グループ財務管理部長 2010年6月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 2010年9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 2010年10月 当行執行役員財務管理部長 2012年6月 当行常勤監査役（現職）	(注5)	2
監査役	赤松 育子	1968年2月27日生	1995年1月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年12月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主任研究員 2018年8月 株式会社トップス取締役（現職） 2019年4月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主幹研究員 2019年6月 当行監査役（現職） 2019年7月 日本公認会計士協会理事（現職） 2020年6月 株式会社カワチ薬品取締役（現職） 2020年6月 東洋製罐株式会社監査役 (2020年6月25日就任予定)	(注5)	—
監査役	金野 志保	1963年6月28日生	1991年4月 第一東京弁護士会登録 2005年6月 ヤフー株式会社監査役 2008年3月 アドバンスト・ソフトマテリアルズ株式会社監査役 2009年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 2014年4月 日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員（現職） 2014年8月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク監事 2015年3月 金野志保はばたき法律事務所開設（現職） 2015年6月 ワタミ株式会社取締役 2016年6月 株式会社カカコム取締役 2017年6月 アルフレッサホールディングス株式会社取締役（2020年6月退任予定） 2018年6月 当行監査役（現職） 2018年6月 マネックスグループ株式会社取締役（現職）	(注5)	—
計					58



- (注) 1. 取締役アーネスト M. 比嘉、川本 裕子、榎原 純、村山 利栄、富村 隆一は、社外取締役であります。
2. 取締役村山 利栄の戸籍上の氏名は志賀 利恵であります。
3. 監査役赤松 育子及び金野 志保は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2020年6月17日開催の第20期定時株主総会終結の時から、2021年6月開催予定の第21期定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役任期は、永田 信哉は2020年6月17日開催の第20期定時株主総会終結の時から、2024年6月開催予定の第24期定時株主総会終結の時まで、赤松 育子は2019年6月19日開催の第19期定時株主総会終結の時から、2023年6月開催予定の第23期定時株主総会の終結の時まで、金野 志保は2018年6月20日開催の第18期定時株主総会終結の時から、2022年6月開催予定の第22期定時株主総会の終結の時までであります。
6. 所有株式数は、2020年5月末日現在であります。
7. 当行では、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として、弁護士である村上 嘉奈子（社外監査役の補欠としての補欠監査役）及び当行監査役室長である幡野 浩之（社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役）を選任しております。
8. 当行では、迅速な経営の意思決定を実現するため、執行役員制度を採用するとともに、グループ本社については、チーフオフィサーおよびシニアオフィサーを置いております。

## ② 社外役員の状況

本報告書提出日現在、取締役7名のうち社外取締役は5名であり、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

当行と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役であるアーネスト M. 比嘉及び榎原 純は、当行の普通株式を保有しております。

当行では、取締役等関連当事者との取引については、当行との利益相反及び取引の公正性の観点から判断し、必要に応じて常勤監査役が出席する特定取引審査会において利益相反及び取引の公正性に係る審議を行った上で、取締役会の事前承認を受けるプロセスを設けております。

社外取締役・社外監査役は、当行のその他の取締役・監査役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

当行は、社外取締役または社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して取締役及び監査役の独立性を判断することとしております。当行は、社外取締役及び社外監査役の7名を、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として同取引所に届け出ております。

いずれの社外取締役も客観的かつ中立的な立場から、当行の業務執行を行う経営陣の監督機能を果たしており、また、社外監査役は客観的かつ中立的な監査を実施しています。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて、業務執行側から内部統制システムに関連するリスク管理、コンプライアンス体制等の状況についての報告を受けるとともに、グループ監査部からも定期的に内部監査の状況についての報告を受けております。また、監査役会からも監査活動状況のフィードバックを受けております。

社外監査役は、監査役会及び取締役会を通じて、グループ監査部及びリスク管理やコンプライアンス業務を分掌する部署等からの報告を受けるとともに、会計監査人を監査役会に招聘し、会計監査人の立場での内部統制の検証状況や会計監査についての説明を受けております。

社外取締役及び社外監査役は、これらを通じて内部統制に関する現状と課題を把握し、業務執行取締役の業務執行が適切に行われるよう監督に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当行の監査役会は、当行での業務経験が長く財務・会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士及び公認不正検査士である社外監査役2名で構成され、それぞれの持つ専門性とコーポレートガバナンス、ダイバーシティ等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務執行を適切に監査しております。さらに、社外監査役2名はともに他社における社外役員の経験を活かし、より独立的・客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めております。また、監査役及び監査役会の職務を補佐するために監査役室（専任スタッフ3名）を設置しております。

当行の監査役会は概ね月次で開催しております。当連結会計年度における開催頻度及び個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	永田 信哉	12回	12回
社外監査役	赤松 育子	9回	9回
社外監査役	金野 志保	12回	12回

(注) 赤松育子氏の開催回数は、2019年6月19日就任以降に開催された監査役会を対象としております。

監査役会では、業務執行取締役、ビジネス部門や間接部門の総括担当役員及びチーフオフィサー等、並びに主要な子会社の社長から所管する業務の執行状況や内部統制システムの運用状況について報告を求め、意見交換を行っております。また、グループ監査部からは内部監査状況等につき毎回の監査役会において報告を受け意見交換を行っております。常勤監査役は、代表取締役社長との意見交換、グループ経営会議等の重要会議への出席、内部統制部署からの報告、重要書類の閲覧、子会社社長及び監査役との意見交換、支店等への往査活動のほか、会計監査人、グループ監査部との月次での意見交換等により当行グループの状況を把握し、その状況を社外監査役と共有、議論のうえ、業務運営状況の監視を行っております。さらに、当行の常勤監査役、社外監査役及び子会社の常勤の監査役が参加しグループ内における情報共有、意見交換を目的としたグループ監査役連絡会を開催しております。

#### ② 内部監査の状況等

##### [内部監査の組織、人員及び手続]

当行のグループ監査部は、取締役社長と監査役会に監査結果及びグループ監査部の活動状況を定期的に直接報告します。グループ監査部は、取締役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐するとともに、監査役職務の遂行、特に監査役監査として行われる内部統制システムの構築及び運用状況の監視検証を補佐します。グループ監査部はリスク管理及びガバナンス体制の有効性、情報及びITシステムの信頼性並びに法令規則などの遵守性について、独立した客観的な立場から評価するとともに、経営のためのソリューションを提供します。グループ監査部はまた、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるために相互に連携することに努めております。

グループ監査部は、監査対象となるすべての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務及び内部管理プロセスから独立しています。

監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行グループが直面するリスクを全行的視点からとらえたマクロリスク評価と、各部店固有のリスクを個別にとらえたマイクロリスク評価との組み合わせにより、包括的なリスク評価を行っています。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しております。

内部監査の有効性・効率性を高めるためには、業務部署の情報収集が重要です。グループ監査部では、重要な会議への出席や内部管理資料の閲覧及び各業務部署のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させております。

グループ監査部は、ビジネス監査チーム、IT監査チーム及び品質管理・企画チームで構成され、2020年3月末現在の人員は52名です。グループ監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っております。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っております。

グループ監査部は、当行及び主要な子会社の内部監査機能を統合し、これらの内部監査の活動を当行グループ内で統一して実施しています。また、当行グループの内部監査活動に対する第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでおります。

[内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、並びにこれらの監査と内部統制部門との関係]

監査役会は、会計監査人を招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計監査報告の内容の説明を受け、意見交換を行うほか、会計監査人の独立性及び監査の方法の相当性を監査するため、監査計画や会計監査人自身の内部管理の状況等についても聴取しております。また、内部監査を担当するグループ監査部のほか、リスク管理やコンプライアンス業務を分掌する各部署等内部統制システムに関与する各部署より定期的に状況報告を受けることとしております。特にグループ監査部については、内部監査計画について監査役会の承認を得て定めることとしているほか、監査役会に取締役社長に対する報告と同内容の報告を直接行う義務も負っております。定期的な内部監査のほか、監査役会はグループ監査部に個別に監査活動を要請することができます。これらを通じて効率的な監査の実施に努めております。

また、常勤監査役は、会計監査人やグループ監査部と定期的に意見交換を行い、状況報告を受ける等、相互に連携しております。

### ③ 会計監査の状況

#### イ. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### ロ. 継続監査期間

21年間

#### ハ. 業務を執行した公認会計士

佐藤嘉雄氏

早川英孝氏

内田彰彦氏

#### ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、税務、金融商品評価、年金数理、不動産評価、システム等の専門家を含めて計65名となっております。

#### ホ. 監査法人の選定方針と理由

当行では会社法第344条第1項に基づき、監査法人の解任並びに監査法人を再任しないことに関する株主総会議案を監査役会において決定するに際し、社内規程に基づき、監査法人の独立性、監査の品質管理体制、監査計画の妥当性、監査の実施状況、監査結果の相当性等に照らし選任等の判断を行っております。有限責任監査法人トーマツについては、いずれの項目についても適正であることを踏まえ再任しております。

#### ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画が当行グループの業務内容を十分に理解した妥当な計画となっており、年度を通じたコミュニケーションを通じ、行内関係部署等の意見を踏まえ、監査実施状況や監査結果の相当性を確認するとともに、独立性についても問題はなく、また監査品質は適正な水準にあると評価しております。

### ④ 監査報酬の内容等

#### イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	354	59	355	119
連結子会社	309	10	334	12
計	663	69	689	131

(前連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、基幹業務システム更改の外部検証、社債発行に伴うコンフォートレターの作成、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等であります。

連結子会社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理に関する検証、社債発行に伴うコンフォートレターの作成、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策態勢整備に向けた助言等であります。

(当連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォートレターの作成、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する助言、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等であります。

連結子会社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理に関する検証、社債発行に伴うコンフォートレターの作成、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策態勢整備に向けた助言等であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツ）に属する組織に対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	101	—	277
連結子会社	19	55	19	18
計	19	156	19	296

(前連結会計年度)

当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成、株式等の取得に係るデューデリジェンス等であります。

(当連結会計年度)

当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成、株式等の取得に係るデューデリジェンス等であります。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務関連の調査・助言、税務申告書の作成等であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

監査計画に基づく監査見積り時間、単価等の報酬見積りの算定根拠を確認のうえ、前年度実績比、同業他社比及び経営環境の変化を考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容が当行グループの特性に適合した妥当なものであり、会計監査の職務執行状況、執行サイド及び監査役等とのコミュニケーションの状況、並びに報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らし、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当行は役員の報酬等の額を、以下の方針に基づいて決定しています。

- ・グループ経営の推進、中長期的なグループ経営理念の実現に向けた適切なインセンティブ付けを行います。
- ・各役員が担う役割・責任を反映し、自社株式の長期保有による株主価値との共有化を図ります。
- ・過度なリスクテイクは抑え、金融機関としての健全性維持に資する制度とします。
- ・株価を意識し、より企業価値向上に向けたインセンティブが働く報酬制度を組み込みます。

また、当行では、社外取締役の全員によって構成される指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として任意に設置しており、取締役会の諮問に応じて取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申することとしています。

当行の役員の報酬等は、固定報酬、株式報酬型ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬により構成されます。2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額180百万円以内（うち社外取締役60百万円）、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役の報酬等の限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。また、第15期定時株主総会において、常勤取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプション制度を導入し、これに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額50百万円以内と決議いただいております。さらに、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会において、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、常勤取締役を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は、上記の2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議いただいた取締役の報酬等の限度額の範囲内において、年額20百万円以内と決議されております。また、2020年6月17日開催の第20期定時株主総会において、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は、上記の2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議いただいた取締役の報酬等の限度額の範囲内において、年額15百万円以内と決議されております。

当行の取締役の報酬については、履行中である経営健全化計画の内容を前提に、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、指名・報酬委員会にて審議を行い、その答申を受けた取締役会において報酬額を決定しています。また、監査役の報酬については、株主総会において決議された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定されております。

指名・報酬委員会は社外取締役全員により構成され、決議は出席委員の過半数により行います。なお、指名・報酬委員会は2019年3月20日に設置し、年度内に5回開催されております。

##### (業績連動報酬)

当行の役員報酬は、「基本報酬」としての固定報酬、「中長期インセンティブ報酬」である株式報酬型ストック・オプションおよび譲渡制限付株式により構成されており、その報酬額は、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しております。「基本報酬」としての固定報酬は、各役員の役位や役割に応じて決定しております。常勤取締役を対象とする株式報酬型ストック・オプションについては、役員が株価変動のリスクとメリットを株主と共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるために、当行および銀行業の株価の状況及び純資産の状況に基づく一定の計算式に基づき、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しているため、業績連動報酬として分類しております。株式報酬型ストック・オプションの支給額は、取締役会において決定した内規に基づいて決定します。なお、計算式に用いられる指標は市場において決定されるものであるため、業績目標として定めておりません。また、譲渡制限付株式は取締役を対象とし、各役員の役位や役割に応じて支給金額を決定しており、単年度業績に応じて決定される短期インセンティブ報酬はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬型 ストック・オ プション	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	その他	
取締役 (社外取締役 を除く)	114	67	27	19	—	—	2名
監査役 (社外監査役 を除く)	20	20	—	—	—	—	1名
社外役員	77	66	—	—	11	—	9名 (内 退任済み3名)
計	211	153	27	19	11	—	12名 (内 退任済み3名)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
3. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会決議に基づき、2019年6月19日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2019年8月27日付で辞任により退任した取締役1名に対し、退職慰労金として11百万円を支払いました。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当行では、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものを政策保有株式とみなしております。純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものであります。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行では、新規事業や業務提携に伴い戦略的に保有するものを除き、政策保有株式を保有しないことを原則としておりますが、その上で、取引関係の維持強化等、個別の取引状況に鑑み、新規取得及び保有する必要があると判断した上場株式については、その政策株式を保有することによって得られるリターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性並びに将来の見通しを検証するとともに、保有意義・保有方針を議論し、この結果を取締役に定期的に報告しております。取締役会は、執行側からの報告をもとに、保有が当行の戦略に適ったものであるか、保有により得られる便益が保有するリスクを踏まえても優先されるべきものか等の観点から、個別銘柄の保有の適否を検証して、必要な場合には適切な措置を執行側に求めることにしております。具体的には、保有している全ての上場銘柄について、保有目的、財務及びリスクの状況、相手先との取引及びそれに伴う収益の状況、含み損益やその他総合的な取引を展開することによって得られる間接的なメリット等を取引主管部署、リスク管理部署及び企画財務部署で精査した上で、縮減を含めた対応方針を明確化し当該方針の履行状況を年次で確認しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	16	7,853
非上場株式	34	1,273

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	5	217	データサイエンス・エンジニアリング等の技術を持つ事業体と金融領域における実践的な研究開発や協働事業展開を目指すため。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	3	5,280
非上場株式	1	916

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
山崎製パン(株)	1,000,000	1,000,000	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	2,257	1,796		
三井化学(株)	747,800	747,800	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	1,533	1,997		
ANAホールディングス(株)	300,000	300,000	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	791	1,217		
TOYO TIRE(株)	580,500	580,500	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	719	728		
(株)ミロク情報サービス	300,000	300,000	同社と連携して、中小企業・小規模事業者向けに当行グループのファイナンス機能、決済支援機能などを提供するとともに、新たな金融サービスの開発をしていくため、継続して保有しております。(注) 1	無
	714	852		
南海電気鉄道(株)	164,000	164,000	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	403	501		
(株)関西スーパーマーケット	300,000	300,000	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	306	309		
石原産業(株)	500,000	500,000	同社は当行の主要顧客の一社であり、引き続き緊密かつ安定的な取引関係を展開し、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	276	564		
(株)西武ホールディングス	159,500	159,500	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	189	308		
日本ピストンリング(株)	165,000	165,000	同社は当行の主要顧客の一社であり、引き続き緊密かつ安定的な取引関係を展開し、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	186	259		



銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ランサーズ(株)	320,900	*	フリーランサーエコシステムにおいて金融機関としてのビジネスモデルの展開を進めるため、継続して保有しております。なお、前事業年度においては非上場の政策保有株式として分類しておりましたが、2019年12月に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、特定投資株式に分類変更しております。(注) 1	無
	174	*		
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	532,800	当行グループのビジネスの成長を目的とした同業態企業の同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注) 1	無
	86	151		
(株)鳥取銀行	64,700	64,700	当行グループのビジネスの成長を目的とした同業態企業の同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注) 1	無
	72	91		
(株)インティメート・マージャー	50,000	*	同社が保有するDMPデータと当行グループが持つ金融データとを融合した新ビジネスの開発を目指すため、継続して保有しております。なお、前事業年度においては非上場の政策保有株式として分類しておりましたが、2019年10月に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、特定投資株式に分類変更しております。(注) 1	無
	63	*		
(株)ハチバン	17,600	59,600	同社と良好な取引関係の維持・強化を図り、当行グループの中長期的な企業価値向上に資するため、継続して保有しております。(注) 1	無
	51	192		
(株)トマト銀行	25,000	25,000	当行グループのビジネスの成長を目的とした同業態企業の同社との良好な取引関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。(注) 1	無
	26	26		
信越化学工業(株)	—	500,000	同社との良好な取引関係の維持・強化の一環として、保有しておりました。(注) 1	無
	—	4,640		
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	—	23,800	当行グループが持つ機能を活かした取引推進の一環として、保有しておりました。(注) 1	無
	—	37		

- (注) 1. 定量的な保有効果については、顧客情報など個別取引の秘密保持の観点から記載が困難であるため、記載を省略しております。保有の合理性については、「イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」で記載した方法により個別銘柄毎に検証し、2020年3月及び2019年3月開催の取締役会に報告の上、いずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。
2. 「—」は、当事業年度末時点で、当該銘柄を保有していないことを示しております。
3. 「\*」は、特定投資株式に該当しないことを示しており、前事業年度の株式数、貸借対照表計上額の記載を省略しております。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	2	248	4	608
非上場株式	33	2,502	35	2,573

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
上場株式	15	309	182 (注) 1
非上場株式	138	48	(注) 2

(注) 1. 減損処理後の含み損益を記載しております。なお、当事業年度における減損処理額は該当ありません。

2. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※9 1,355,966	※9 1,614,134
債券貸借取引支払保証金	2,119	—
買入金銭債権	30,994	63,575
特定取引資産	※2,※9 204,415	※2,※9 213,707
金銭の信託	※9 305,879	※9 415,107
有価証券	※1,※2,※9,※17 1,130,286	※1,※2,※9,※17 957,040
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7,※8,※9,※10 4,986,839	※3,※4,※5,※6,※7,※8,※9,※10 5,110,404
外国為替	29,546	73,879
リース債権及びリース投資資産	※9 176,553	※9 193,445
その他資産	※3,※4,※5,※6,※9,※11 851,287	※3,※4,※5,※6,※9,※11 1,007,605
有形固定資産	※12,※13 45,341	※12,※13 69,414
建物	11,805	12,350
土地	2,665	2,665
有形リース資産	※9,※14 24,479	※9,※14 47,148
建設仮勘定	266	741
その他の有形固定資産	6,125	6,508
無形固定資産	67,189	67,073
ソフトウェア	※15 54,499	※15 52,405
のれん	※16 10,989	※16 10,626
無形リース資産	※14 3	※14 65
無形資産	690	2,496
その他の無形固定資産	1,007	1,479
退職給付に係る資産	10,931	5,683
繰延税金資産	15,096	16,977
支払承諾見返	456,759	526,520
貸倒引当金	△98,034	△107,998
資産の部合計	9,571,172	10,226,571

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※9 5,351,564	※9 5,849,211
譲渡性預金	570,580	455,950
コールマネー及び売渡手形	145,000	165,000
売現先勘定	※9 59,098	※9 38,956
債券貸借取引受入担保金	※9 510,229	※9 350,407
特定取引負債	182,363	183,943
借入金	※9 684,077	※9 881,991
外国為替	471	687
短期社債	191,000	221,300
社債	92,335	166,500
その他負債	※9 347,383	※9 404,973
賞与引当金	8,598	8,560
役員賞与引当金	44	47
退職給付に係る負債	8,232	8,422
役員退職慰労引当金	—	50
睡眠預金払戻損失引当金	—	621
睡眠債券払戻損失引当金	3,764	3,513
利息返還損失引当金	63,025	49,308
繰延税金負債	—	119
支払承諾	※9 456,759	※9 526,520
負債の部合計	8,674,529	9,316,086
<b>純資産の部</b>		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	78,506	78,506
利益剰余金	346,562	389,600
自己株式	△37,729	△61,097
株主資本合計	899,544	919,214
その他有価証券評価差額金	10,041	4,755
繰延ヘッジ損益	△16,391	△15,719
為替換算調整勘定	△1,527	△1,670
退職給付に係る調整累計額	378	△3,585
その他の包括利益累計額合計	△7,500	△16,219
新株予約権	99	125
非支配株主持分	4,498	7,364
純資産の部合計	896,642	910,485
負債及び純資産の部合計	9,571,172	10,226,571

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	372,243	399,503
資金運用収益	154,843	153,777
貸出金利息	140,176	140,204
有価証券利息配当金	12,531	10,794
コールローン利息及び買入手形利息	0	11
債券貸借取引受入利息	0	0
預け金利息	1,162	1,121
その他の受入利息	971	1,645
役務取引等収益	55,332	59,213
特定取引収益	6,673	15,821
その他業務収益	※1 134,051	※1 144,855
その他経常収益	※2 21,341	※2 25,835
償却債権取立益	6,658	6,464
その他の経常収益	14,682	19,370
経常費用	316,846	348,466
資金調達費用	21,027	20,266
預金利息	7,765	6,295
譲渡性預金利息	36	61
債券利息	0	—
コールマネー利息及び売渡手形利息	△13	43
売現先利息	419	356
債券貸借取引支払利息	1,142	840
借入金利息	3,369	2,875
短期社債利息	108	145
社債利息	466	283
その他の支払利息	7,731	9,364
役務取引等費用	23,981	26,782
その他業務費用	※3 84,157	※3 97,532
営業経費	148,545	152,494
のれん償却額	2,211	2,144
無形資産償却額	599	291
その他の営業経費	※4 145,734	※4 150,057
その他経常費用	39,134	51,391
貸倒引当金繰入額	35,241	44,818
その他の経常費用	3,892	6,572
経常利益	55,397	51,036

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特別利益	218	26
固定資産処分益	0	0
その他の特別利益	※5 218	※5 25
特別損失	1,031	1,862
固定資産処分損	68	423
減損損失	※7 955	※7 660
その他の特別損失	※6 8	※6 778
税金等調整前当期純利益	54,584	49,200
法人税、住民税及び事業税	3,810	4,119
法人税等調整額	△1,306	△45
法人税等合計	2,503	4,073
当期純利益	52,080	45,126
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△239	△449
親会社株主に帰属する当期純利益	52,319	45,575

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	52,080	45,126
その他の包括利益	※1 △2,588	※1 △8,818
その他有価証券評価差額金	△295	△6,646
繰延ヘッジ損益	△1,933	671
為替換算調整勘定	△4	173
退職給付に係る調整額	△1,708	△3,971
持分法適用会社に対する持分相当額	1,354	954
包括利益	49,492	36,307
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	49,692	36,824
非支配株主に係る包括利益	△200	△516



③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	78,506	361,368	△89,540	862,538
在外持分法適用関連会社の会計方針の変更による累積的影響額			△311		△311
会計方針の変更を反映した当期首残高	512,204	78,506	361,057	△89,540	862,227
当期変動額					
剰余金の配当			△2,528		△2,528
親会社株主に帰属する当期純利益			52,319		52,319
自己株式の取得				△12,999	△12,999
自己株式の処分		△78		178	100
自己株式の消却		△64,632		64,632	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		64,710	△64,710		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
連結子会社の新株予約権の失効による増加高			1		1
連結子会社減少による減少高			△1		△1
その他有価証券評価差額金から利益剰余金への振替			426		426
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△0	△14,494	51,811	37,317
当期末残高	512,204	78,506	346,562	△37,729	899,544

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,187	△14,457	△1,573	2,089	△8,754	318	1,930	856,034
在外持分法適用関連会社の会計方針の変更による累積的影響額	4,307				4,307			3,996
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,495	△14,457	△1,573	2,089	△4,446	318	1,930	860,030
当期変動額								
剰余金の配当								△2,528
親会社株主に帰属する当期純利益								52,319
自己株式の取得								△12,999
自己株式の処分								100
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
連結子会社の新株予約権の失効による増加高								1
連結子会社減少による減少高								△1
その他有価証券評価差額金から利益剰余金への振替								426
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	546	△1,933	45	△1,711	△3,053	△219	2,567	△705
当期変動額合計	546	△1,933	45	△1,711	△3,053	△219	2,567	36,611
当期末残高	10,041	△16,391	△1,527	378	△7,500	99	4,498	896,642

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	78,506	346,562	△37,729	899,544
在外持分法適用関連会社の会計方針の変更による累積的影響額			—		—
会計方針の変更を反映した当期首残高	512,204	78,506	346,562	△37,729	899,544
当期変動額					
剰余金の配当			△2,452		△2,452
親会社株主に帰属する当期純利益			45,575		45,575
自己株式の取得				△23,500	△23,500
自己株式の処分		△53		132	78
自己株式の消却		—		—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		53	△53		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
連結子会社の新株予約権の失効による増加高			—		—
連結子会社減少による減少高			△0		△0
その他有価証券評価差額金から利益剰余金への振替			△32		△32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△0	43,037	△23,368	19,669
当期末残高	512,204	78,506	389,600	△61,097	919,214

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,041	△16,391	△1,527	378	△7,500	99	4,498	896,642
在外持分法適用関連会社の会計方針の変更による累積的影響額	—				—			—
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,041	△16,391	△1,527	378	△7,500	99	4,498	896,642
当期変動額								
剰余金の配当								△2,452
親会社株主に帰属する当期純利益								45,575
自己株式の取得								△23,500
自己株式の処分								78
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
連結子会社の新株予約権の失効による増加高								—
連結子会社減少による減少高								△0
その他有価証券評価差額金から利益剰余金への振替								△32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,285	671	△142	△3,963	△8,719	26	2,865	△5,826
当期変動額合計	△5,285	671	△142	△3,963	△8,719	26	2,865	13,842
当期末残高	4,755	△15,719	△1,670	△3,585	△16,219	125	7,364	910,485

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	54,584	49,200
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	12,519	14,258
のれん償却額	2,211	2,144
無形資産償却額	599	291
減損損失	955	660
持分法による投資損益（△は益）	△5,697	△3,950
貸倒引当金の増減（△）	△2,805	9,942
賞与引当金の増減額（△は減少）	109	△75
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	2,330	5,247
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△134	△0
睡眠預金払戻損失引当金の増減額（△は減少）	—	621
睡眠債券払戻損失引当金の増減額（△は減少）	△366	△251
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△16,527	△13,716
その他の引当金の増減額（△は減少）	△6	1
資金運用収益	△154,843	△153,777
資金調達費用	21,027	20,266
有価証券関係損益（△）	△1,776	△6,672
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△2,352	△2,998
為替差損益（△は益）	5,278	12,612
固定資産処分損益（△は益）	67	423
特定取引資産の純増（△）減	880	△9,292
特定取引負債の純増減（△）	△2,219	1,579
貸出金の純増（△）減	△62,901	△121,837
預金の純増減（△）	△276,679	497,684
譲渡性預金の純増減（△）	131,653	△114,630
債券の純増減（△）	△423	—
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△40,483	116,016
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	32,335	74,165
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	△78,740	75,225
買入金銭債権の純増（△）減	5,337	△29,273
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	510	2,119
コールマネー等の純増減（△）	148,179	△142
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	76,767	△159,822
外国為替の純増（△）減	3,333	△44,115
短期社債（負債）の純増減（△）	15,300	30,300
資金運用による収入	157,568	158,671
資金調達による支出	△35,716	△19,268
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	4,702	3,257
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	17,511	6,930
その他	5,567	△91,574
小計	17,657	310,220
法人税等の支払額	△3,710	△3,705
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,946	306,515

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△1,691,648	△1,858,495
有価証券の売却による収入	1,395,159	1,751,834
有価証券の償還による収入	271,477	275,752
金銭の信託の設定による支出	△231,584	△311,351
金銭の信託の解約、売却及び配当による収入	157,683	210,117
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△3,833	△5,340
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△18,249	△7,561
事業譲受による支出	△33,020	△67
事業譲受による収入	1,982	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △5,127
その他	△512	△607
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△152,545</b>	<b>49,153</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入金返済による支出	△12,400	—
劣後特約付社債の償還による支出	△25,000	—
非支配株主からの払込みによる収入	2,770	2,808
配当金の支払額	△2,528	△2,452
非支配株主への配当金の支払額	—	△48
自己株式の取得による支出	△12,999	△23,500
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△0	△0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△50,158</b>	<b>△23,193</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	52	△81
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△188,704	332,394
現金及び現金同等物の期首残高	1,434,574	1,245,870
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,245,870	※1 1,578,264

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 91社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

合同会社新生GTNファンド他7社は設立により、神鋼リース株式会社他3社は株式の取得により、当連結会計年度から連結しております。

また、RCSG Capital GmbH他2社は清算により、有限会社エス・エル・スパイアは重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社 72社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他35社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社 0社

#### (2) 持分法適用の関連会社 43社

主要な会社名

日盛金融控股股份有限公司

(持分法適用の範囲の変更)

エスアンドワイパートナーズ株式会社他10社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、株式会社LSホールディングスは合併により、ゾフィー投資事業有限責任組合他1社は清算により、持分法の適用対象から除いております。

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社 72社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他35社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

#### (4) 持分法非適用の関連会社 0社

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

#### (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 59社

9月末日 4社

12月16日 1社

12月末日 25社

1月末日 1社

2月末日 1社

#### (2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち、4社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、1社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

##### (5) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(借手側のリース資産を除く)

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：2年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

###### ② 無形固定資産(借手側のリース資産を除く)

無形固定資産のうち無形資産は、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、商権価値(顧客関係)は級数法又は定額法、商標価値及び契約価値(サブリース契約関係)は定額法により償却しております。また、償却期間は次のとおりであります。

商権価値(顧客関係)：8年～20年

商標価値：10年

契約価値(サブリース契約関係)：契約残存年数

また、のれん及び2010年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年～15年)に基づいて償却しております。

### ③ リース資産（借手側）

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「その他の無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「その他の有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

### (6) 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

### (7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

当行では破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行ったうえで、主として各々の平均残存期間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,787百万円（前連結会計年度末は53,786百万円）であります。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行及び一部の連結子会社の特定業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金7,011百万円を追加計上しております。なお、当該金額は現時点の最善の見積りであるもの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌年度の連結財務諸表において当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

### (8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(追加情報)

従来、負債計上を中止した預金については、預金者からの払戻請求時に損失計上しておりましたが、払戻に関する過去実績の整備・分析が進み、将来の払戻による損失額を合理的に見積ることが可能となったため、当連結会計年度末より睡眠預金払戻損失引当金を計上しております。これにより、当連結会計年度の経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ621百万円減少しております。

(12) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております(ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上)。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間(10.00年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間(7.49～12.21年)による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 重要な収益及び費用の計上基準

① 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

信用購入あっせん(包括・個別) 7・8分法

信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法

信用保証(保証料分割受領) 定額法

(残債方式契約)

信用購入あっせん(包括・個別) 残債方式

信用保証(保証料分割受領) 残債方式

(注)計上方法の内容は次のとおりであります。

(イ) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

(ロ) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

② リース業務の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(2008年3月31日)における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は66百万円増加(前連結会計年度は90百万円増加)しております。



③ 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専業の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金及びその他の無利息預け金であります。

(19) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(20) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(21) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2018年9月14日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

在外持分法適用関連会社等がIFRS第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、修正のために必要な情報の入手が極めて困難と認められる場合を除き、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として計上するように修正することとしております。

この変更による当連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

2020年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2018年1月1日適用開始)の基本的な原則を取り入れつつ、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準」等は、時価(公正な評価額)の算定方法に関する詳細なガイドラインを定めることを目的として公表されたものです。開発にあたっての基本的な方針として、国際的な会計基準との統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとしつつ、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを追加して、定めたものであります。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

### 3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

会計上の見積りの開示に関する会計基準は、IAS第1号「財務諸表の表示」第125項の定めを参考として、企業会計基準委員会において開発され、公表されたものです。開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされています。

#### (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

### 4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実のため、企業会計基準委員会において「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」について所要の改正を行い、公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

#### (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

## ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	60,730百万円	62,445百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(3,034百万円)	(3,656百万円)
出資金	10,133百万円	11,514百万円

## ※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当連結会計年度末に当該処分をせず に所有している有価証券	5,643百万円	5,561百万円

## ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	4,836百万円	4,555百万円
延滞債権額	28,383百万円	35,335百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	0百万円	3百万円
延滞債権額	5,957百万円	5,643百万円

## ※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	880百万円	646百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	823百万円	265百万円

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	43,458百万円	46,680百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	212百万円	1,007百万円

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	77,558百万円	87,217百万円

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	6,993百万円	6,920百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	2,337百万円	1,855百万円

※8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出債権の元本の残高の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	7,477百万円	6,813百万円

原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	12,400百万円	15,527百万円

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	10百万円
特定取引資産	192百万円	5,051百万円
金銭の信託	426百万円	236百万円
有価証券	654,692百万円	422,778百万円
貸出金	102,872百万円	896,986百万円
リース債権及びリース投資資産	4,767百万円	2,309百万円
その他資産	67,287百万円	67,537百万円
有形リース資産	5,109百万円	4,255百万円

担保資産に対応する債務

預金	689百万円	1,099百万円
売現先勘定	59,098百万円	38,956百万円
債券貸借取引受入担保金	510,229百万円	347,377百万円
借入金	187,714百万円	355,969百万円
その他負債	29百万円	16百万円
支払承諾	428百万円	331百万円

上記のほか、「その他資産」には、金融商品等差入担保金、全銀ネット差入担保金、保証金、先物取引差入証拠金、外国為替差入証拠金及び現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
金融商品等差入担保金	41,914百万円	69,129百万円
全銀ネット差入担保金	50,000百万円	50,000百万円
保証金	14,121百万円	14,227百万円
先物取引差入証拠金	4,852百万円	4,783百万円
外国為替差入証拠金	244百万円	195百万円
現先取引に係る差入保証金	－百万円	47百万円

※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	3,041,385百万円	2,917,149百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,676,954百万円	2,609,763百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※11. その他資産には、割賦売掛金が含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割賦売掛金	562,236百万円	670,716百万円

※12. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	69,089百万円	70,596百万円

※13. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	30百万円	29百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※14. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。

※15. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	3,033百万円	3,481百万円

※16. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産の「のれん」として表示しております。  
相殺前の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
のれん	14,072百万円	13,346百万円
負ののれん	3,082百万円	2,719百万円
差引額	10,989百万円	10,626百万円

※17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	3,580百万円	3,480百万円

18. 連結子会社における営業取引としての偶発債務（動産引取予約）は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	821百万円	655百万円

## (連結損益計算書関係)

※1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
リース収入	70,003百万円	80,484百万円
割賦収入	34,561百万円	36,480百万円

※2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等売却益	1,252百万円	7,191百万円
持分法による投資利益	5,697百万円	3,942百万円
金銭の信託運用益	2,535百万円	3,407百万円
利息返還損失引当金戻入益	2,333百万円	2,628百万円
睡眠債券の収益計上額	321百万円	一百万円

※3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
リース原価	64,158百万円	73,180百万円

※4. その他の営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
人件費	56,509百万円	58,065百万円

※5. その他の特別利益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
負ののれん発生益	一百万円	25百万円
新株予約権戻入益	218百万円	一百万円

※6. その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
持分変動損失(注)	一百万円	371百万円
子会社清算損	3百万円	297百万円

(注) 持分変動損失は持分法適用関連会社の自己株式の処分に伴うものであります。



※7. 減損損失には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

減損損失には、当行の以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・神奈川県等	支店店舗及びATM等	建物及びその他の有形固定資産	445
東京都・福岡県等	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	231
計			676

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において廃止を決定した店舗及びATM等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは416百万円、その他の有形固定資産に関するものは77百万円、ソフトウェアに関するものは182百万円であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

減損損失には、当行の以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
宮城県・広島県等	支店店舗等	建物及びその他の有形固定資産	279
東京都・大阪府等	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	352
計			631

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは271百万円、その他の有形固定資産に関するものは120百万円、ソフトウェアに関するものは240百万円であります。

## ※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,191	832
組替調整額	△3,387	△8,870
税効果調整前	△195	△8,038
税効果額	△99	1,391
その他有価証券評価差額金	△295	△6,646
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△9,650	△8,383
組替調整額	7,780	9,481
税効果調整前	△1,869	1,098
税効果額	△64	△426
繰延ヘッジ損益	△1,933	671
為替換算調整勘定		
当期発生額	△8	△124
組替調整額	3	297
税効果調整前	△4	173
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△4	173
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△3,187	△5,535
組替調整額	663	△64
税効果調整前	△2,523	△5,600
税効果額	815	1,628
退職給付に係る調整額	△1,708	△3,971
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	2,216	2,053
組替調整額	△862	△1,098
税効果調整前	1,354	954
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	1,354	954
その他の包括利益合計	△2,588	△8,818

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	275,034	—	16,000	259,034	(注) 1
合計	275,034	—	16,000	259,034	
自己株式					
普通株式	22,166	7,652	16,058	13,760	(注) 2、3
合計	22,166	7,652	16,058	13,760	

(注) 1. 発行済株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の株式数の増加7,652千株は、単元未満株式の買取による増加0千株と市場買付による増加7,652千株であります。

3. 自己株式の株式数の減少16,058千株は、自己株式の消却による減少16,000千株、ストック・オプション(新株予約権)の権利行使に伴う譲渡による減少14千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少44千株による減少であります。

## 2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行及び一部の連結子会社のストック・オプションとしての新株予約権であります。当連結会計年度末における残高は、当行が49百万円、連結子会社が49百万円であります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	2,528	10.00	2018年3月31日	2018年5月31日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	2,452	利益剰余金	10.00	2019年3月31日	2019年5月30日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	259,034	—	—	259,034	
合計	259,034	—	—	259,034	
自己株式					
普通株式	13,760	14,579	49	28,290	(注) 1、2
合計	13,760	14,579	49	28,290	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加14,579千株は、単元未満株式の買取による増加0千株と市場買付による増加14,579千株であります。

2. 自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行及び一部の連結子会社のストック・オプションとしての新株予約権であります。当連結会計年度末における残高は、当行が76百万円、連結子会社が49百万円であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	2,452	10.00	2019年3月31日	2019年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	2,307	利益剰余金	10.00	2020年3月31日	2020年6月30日

## ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	1,355,966百万円	1,614,134百万円
有利息預け金(日本銀行への預け金を除く)	△110,096百万円	△35,869百万円
現金及び現金同等物	1,245,870百万円	1,578,264百万円

## ※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の取得により新たに神鋼リース株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに神鋼リース株式会社の取得価額と神鋼リース株式会社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

(単位:百万円)

資産	95,664
うち、その他資産(割賦売掛金)	39,262
うち、有形リース資産	24,015
うち、リース債権及びリース投資資産	23,436
負債	△92,552
うち、借入金	△80,367
非支配株主持分	622
取得価額	2,489
被買収会社の現金及び現金同等物	△858
差引:取得のための支出	1,631

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) リース資産の内容

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

無形固定資産

ソフトウェアであります。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

有形固定資産

主として建物、工具、器具及び備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(5)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
リース料債権部分	136,866	151,804
見積残存価額部分	4,994	5,709
受取利息相当額	△18,080	△18,220
その他	764	662
リース投資資産	124,544	139,955

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	16,989	41,345	16,756	53,717
1年超2年内	12,716	31,617	13,805	30,893
2年超3年内	10,069	23,378	9,312	23,577
3年超4年内	5,913	15,304	6,826	16,441
4年超5年内	3,973	8,666	4,046	10,188
5年超	4,986	16,553	4,945	16,984
合計	54,647	136,866	55,693	151,804

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	4,199	4,402
1年超	10,524	12,119
合 計	14,724	16,522

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	4,847	8,744
1年超	21,083	24,097
合 計	25,930	32,841

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

2019年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約11%であります。また、不動産業分野の占める割合は約12%であります。そのうち約3割はノンリコースローンであります。

2020年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約11%であります。また、不動産業分野の占める割合は約14%であります。そのうち約3割はノンリコースローンであります。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金)

連結子会社の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

②金融負債

当行グループの主な金融負債は預金であり、金利リスクのほか、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等の資金流動性リスクに晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

③デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

(イ) 金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
(ロ) 通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
(ハ) 株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
(ニ) 債券関連	債券先物、債券先物オプション
(ホ) クレジット・デリバティブ関連	クレジット・デフォルト・オプション等



デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (イ) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク
- (ロ) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (ハ) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種社内規程体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進担当と審査担当の権限者による一致によってのみ決裁され、審査担当に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、セグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期毎にグループリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しており、デリバティブ取引の評価に反映させております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各グループ会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行のグループ個人業務リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標などを分析及び評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各グループ会社のリスク管理責任者と協議し、必要な施策を実施しております。

更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期毎にグループリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

#### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、資産・負債をトレーディング業務及びバンキング業務に分類し、市場取引統轄委員会でトレーディング業務のレビュー及び意思決定を行っており、グループALM委員会でも主としてバンキング業務の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っております。

なお、トレーディング業務については、市場リスクの総量を適切に管理する観点から、トレーディング勘定での取引に加え、バンキング勘定の「有価証券」及び「デリバティブ取引」のうち、その目的・態様に照らして、トレーディング勘定と一体でリスクの総量を管理することが望ましい取引も含めて管理を行っております。

トレーディング業務のバリュー・アット・リスク（「VaR」）などの限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー」に基づきグループ経営会議により承認されます。市場取引統轄委員会は月次で実施され、フロントオフィスやグループ統合リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っております。

また、金利感応度を有するバンキング業務の資産・負債の金利リスク管理は、「グループALM ポリシー」に基づきグループALM 委員会により運営されております。

グループ統合リスク管理部は、トレーディング及びバンキング業務における市場リスクを適切にモニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。トレーディング業務の業務執行は、市場金融部及び投資業務部が行い、バンキング業務に起因するバランスシートの運営はグループトレジャリー部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

#### (イ) トレーディング業務の市場リスク量

当行グループでは、トレーディング業務における市場リスクの定量分析にVaRを利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（原則として、保有期間10日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用しております。

2020年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で4,019百万円（前連結会計年度末は1,859百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### (ロ) バンキング業務の市場リスク量

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうちトレーディング業務以外に分類される債券、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「割賦売掛金」、「預金」、「譲渡性預金」、「コールマネー及び売渡手形」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング業務以外に分類される金利スワップ取引等であります。

当行グループでは、前連結会計年度においては、金利の変動幅を100ベース・ポイント（1%）とした場合の経済価値に与える影響額を金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しておりましたが、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに伴い、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債の金利変動リスクの定量的分析に、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB）にて定義される金利ショックシナリオに基づき算定された経済価値の変動額（以下、「 $\Delta$ EVE」という。）を利用しております。2020年3月31日現在の金利ショックシナリオ毎の $\Delta$ EVEについては、金利カーブ上方パラレルシフトの $\Delta$ EVEは62,284百万円の価値減少（前連結会計年度末は63,343百万円の価値減少）、下方パラレルシフトの $\Delta$ EVEは36百万円の価値増加（前連結会計年度末は11,048百万円の価値減少）、スティーピングシナリオの $\Delta$ EVEは34,910百万円の価値減少（前連結会計年度末は29,031百万円の価値減少）であります。

### ③流動性リスクの管理

資金流動性リスクについては、経営層によるレビュー及び意思決定機関であるグループALM 委員会が、資金ギャップ枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、資金流動性リスクの管理を行っております。また、「資金流動性リスク管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

市場流動性リスクについては、市場性商品の属性に鑑み、必要に応じて保有限度枠を設定しモニタリングを行っております。また、トレーディング勘定においては、市場流動性に係るコストを月次で計測しており、デリバティブ取引の評価に際しては当該コストを反映させております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	1,355,966	1,355,966	—
(2) 債券貸借取引支払保証金	2,119	2,119	—
(3) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	2,853	2,853	—
その他の買入金銭債権（*1）	27,987	28,287	300
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	3,445	3,445	—
(5) 金銭の信託（*1）	304,039	309,452	5,412
(6) 有価証券			
売買目的有価証券	0	0	—
満期保有目的の債券	399,201	402,406	3,204
その他有価証券	624,563	624,563	—
関連会社株式	57,345	43,837	△13,508
(7) 貸出金（*2）	4,986,839		
貸倒引当金	△63,890		
	4,922,948	5,114,537	191,588
(8) リース債権及びリース投資資産			
見積残存価額（*3）	176,553		
貸倒引当金	△4,952		
	170,114	176,338	6,224
(9) その他資産			
割賦売掛金	562,236		
割賦利益繰延	△11,246		
貸倒引当金	△9,962		
	541,027	594,686	53,659
資産計	8,411,611	8,658,493	246,881
(1) 預金	5,351,564	5,349,058	2,505
(2) 譲渡性預金	570,580	570,633	△52
(3) コールマネー及び売渡手形	145,000	145,000	—
(4) 売現先勘定	59,098	59,098	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	510,229	510,229	—
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	2,124	2,124	—
(7) 借入金	684,077	684,028	49
(8) 短期社債	191,000	191,000	—
(9) 社債	92,335	92,373	△38
負債計	7,606,011	7,603,547	2,464
デリバティブ取引（*4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	22,481	22,481	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△9,356	△9,356	—
デリバティブ取引計	13,125	13,125	—

(単位：百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約 (*5)	456,759	8,792

(\*1) 買入金銭債権及び金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、63,025百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(\*3) リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を控除しております。

(\*4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(\*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	1,614,134	1,614,134	—
(2) 債券貸借取引支払保証金	—	—	—
(3) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	1,931	1,931	—
その他の買入金銭債権 (*1)	61,519	61,760	240
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	5,533	5,533	—
(5) 金銭の信託 (*1)	413,160	417,817	4,657
(6) 有価証券			
売買目的有価証券	0	0	—
満期保有目的の債券	277,173	278,770	1,596
その他有価証券	564,117	564,117	—
関連会社株式	57,841	40,534	△17,307
(7) 貸出金 (*2)	5,110,404		
貸倒引当金	△71,925		
	5,038,478	5,231,042	192,564
(8) リース債権及びリース投資資産			
見積残存価額 (*3)	193,445		
貸倒引当金	△6,128		
	185,932	193,897	7,965
(9) その他資産			
割賦売掛金	670,716		
割賦利益繰延	△11,443		
貸倒引当金	△10,763		
	648,510	709,012	60,502
資産計	8,868,332	9,118,551	250,218
(1) 預金	5,849,211	5,847,831	1,379
(2) 譲渡性預金	455,950	456,012	△62
(3) コールマネー及び売渡手形	165,000	165,000	—
(4) 売現先勘定	38,956	38,956	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	350,407	350,407	—
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	—	—	—
(7) 借入金	881,991	882,211	△220
(8) 短期社債	221,300	221,300	—
(9) 社債	166,500	165,928	571
負債計	8,129,316	8,127,649	1,667
デリバティブ取引 (*4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,859	11,859	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△1,165	△1,165	—
デリバティブ取引計	10,693	10,693	—

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約 (*5)	526,520	12,759

(\*1) 買入金銭債権及び金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、49,308百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(\*3) リース投資資産については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る見積残存価額を控除しております。

(\*4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(\*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) 債券貸借取引支払保証金

約定期間が短期間（3カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

### (4) 特定取引資産

特定取引目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

### (5) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

### (6) 有価証券

株式については取引所の価格によっております。債券及び投資信託については、市場価格、取引金融機関等から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

### (7) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

### (8) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位毎に、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

### (9) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位毎に、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6カ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

### (3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定及び(5) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（3カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (6) 特定取引負債

特定取引目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

### (7) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

### (8) 短期社債

約定期間が短期間（1年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (9) 社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債については、見積りキャッシュ・フローを直近3カ月の法人預金等による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって割り引いて時価を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

## その他

### 債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
①非上場株式(*1) (*2)	14,342	19,745
②組合出資金等(*1) (*2)	34,833	38,161
合計	49,176	57,907

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について1,439百万円、組合出資金等について1,441百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について1,837百万円、組合出資金等について2,453百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,351,049	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	2,119	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	14,562	3,000	826	9,746
有価証券				
満期保有目的の債券	120,000	230,000	5,000	40,000
うち国債	120,000	230,000	5,000	40,000
その他有価証券のうち満期があるもの	26,317	119,977	121,259	322,524
うち国債	—	51,000	1,000	48,000
地方債	—	—	—	—
社債	3,096	39,171	76,394	54,016
その他	23,221	29,806	43,865	220,508
貸出金	1,222,409	1,342,949	873,513	1,520,287
リース債権及びリース投資資産	53,318	72,745	31,794	18,668
割賦売掛金	144,394	180,553	77,907	153,635
合計	2,934,170	1,949,225	1,110,300	2,064,861

(注) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。



	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,607,975	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	19,812	569	—	40,710
有価証券				
満期保有目的の債券	120,000	115,000	—	40,000
うち国債	120,000	115,000	—	40,000
その他有価証券のうち満期があるもの	48,316	105,163	89,891	301,826
うち国債	1,000	33,000	5,000	43,000
地方債	—	—	—	—
社債	13,503	22,022	72,022	62,306
その他	33,812	50,141	12,869	196,520
貸出金	1,211,875	1,282,281	939,057	1,640,782
リース債権及びリース投資資産	58,955	79,326	36,478	18,684
割賦売掛金	168,086	214,064	98,162	185,489
合計	3,235,022	1,796,405	1,163,590	2,227,495

（注）破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,834,357	207,990	152,792	156,423
譲渡性預金	570,580	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	145,000	—	—	—
売現先勘定	59,098	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	510,229	—	—	—
借入金	247,979	224,776	74,719	136,602
短期社債	191,000	—	—	—
社債	25,000	25,735	40,000	1,600
合計	6,583,246	458,502	267,511	294,625

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	5,108,342	444,044	145,292	151,531
譲渡性預金	450,450	5,500	—	—
コールマネー及び売渡手形	165,000	—	—	—
売現先勘定	38,956	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	350,407	—	—	—
借入金	448,005	230,577	93,301	110,106
短期社債	221,300	—	—	—
社債	15,000	40,000	110,000	1,500
合計	6,797,462	720,122	348,594	263,138

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	売買目的有価証券	33	0
	売買目的の買入金銭債権	△256	△138

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	国債	399,201	402,406	3,204
	小計	399,201	402,406	3,204
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		399,201	402,406	3,204

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	国債	277,173	278,770	1,596
	小計	277,173	278,770	1,596
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		277,173	278,770	1,596

3. その他有価証券

前連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,664	8,182	8,481
	債券	154,174	152,928	1,245
	国債	102,386	101,496	889
	地方債	—	—	—
	社債	51,787	51,431	355
	その他	137,959	134,612	3,347
	外国証券	137,959	134,612	3,347
	その他	—	—	—
	小計	308,797	295,723	13,074
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	703	1,012	△308
	債券	119,360	120,801	△1,440
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	119,360	120,801	△1,440
	その他	195,701	197,689	△1,988
	外国証券	194,718	196,621	△1,903
	その他	982	1,068	△85
	小計	315,765	319,503	△3,737
合計		624,563	615,226	9,336

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,955	4,872	4,083
	債券	75,358	74,537	820
	国債	35,479	35,262	216
	地方債	—	—	—
	社債	39,878	39,275	603
	その他	113,153	110,648	2,504
	外国証券	80,480	78,524	1,955
	その他	32,673	32,123	549
	小計	197,467	190,058	7,408
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,697	1,877	△179
	債券	176,759	178,676	△1,916
	国債	47,939	48,520	△581
	地方債	—	—	—
	社債	128,820	130,155	△1,334
	その他	220,865	224,755	△3,890
	外国証券	220,755	224,631	△3,876
	その他	109	123	△14
	小計	399,322	405,309	△5,986
合計		596,790	595,367	1,422

#### 4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,516	530	242
債券	658,017	1,228	173
国債	571,927	1,074	143
地方債	27,572	40	25
社債	58,517	113	4
その他	735,525	3,789	1,018
外国証券	730,211	3,069	990
その他	5,314	719	28
合計	1,395,060	5,548	1,433

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,769	5,001	47
債券	853,882	2,418	1,178
国債	795,880	2,304	1,143
地方債	21,305	12	18
社債	36,696	101	15
その他	893,209	7,157	2,446
外国証券	891,739	7,059	2,360
その他	1,470	97	86
合計	1,754,862	14,577	3,672

#### 5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は636百万円（株式186百万円、社債449百万円、外国証券0百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は1,083百万円（株式660百万円、社債422百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	12,553	△170

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	9,295	△112

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	293,325	294,432	△1,106	247	△1,353

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	405,811	406,663	△851	1,060	△1,912

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	6,762
その他有価証券 (注)	7,868
その他の金銭の信託	△1,106
(△)繰延税金負債	1,477
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,284
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	4,756
その他有価証券評価差額金	10,041

(注) 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (損) 1,468百万円が含まれております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	△1,275
その他有価証券 (注)	△423
その他の金銭の信託	△851
(△)繰延税金負債	86
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△1,362
(△)非支配株主持分相当額	△22
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	6,095
その他有価証券評価差額金	4,755

(注) 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (損) 1,846百万円が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、前連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、1,427百万円及び1,766百万円、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、1,843百万円及び1,918百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	16,299	1,610	34	34
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,447,768	3,791,287	173,548	173,548
	受取変動・支払固定	4,092,652	3,442,857	△154,298	△154,298
	受取変動・支払変動	1,738,708	1,425,081	2,101	2,101
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	846,584	566,584	△1,957	△630
	買建	741,327	706,698	△571	△2,134
	金利オプション				
	売建	12,156	12,156	△85	135
	買建	9,156	9,156	41	△28
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	18,812	18,727

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。



当連結会計年度（2020年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	48,240	1,250	75	75
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,406,002	3,965,040	180,075	180,075
	受取変動・支払固定	4,155,776	3,674,089	△161,410	△161,410
	受取変動・支払変動	1,731,522	1,541,791	1,484	1,484
	受取固定・支払固定	1,000	1,000	3	3
	金利スワップション				
	売建	830,365	533,365	△2,377	△1,443
	買建	559,348	527,567	1,786	692
	金利オプション				
	売建	17,222	17,222	△60	197
	買建	14,137	14,137	31	△49
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	19,608	19,626

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	386,172	334,939	1,000	1,000
	為替予約				
	売建	1,057,595	45,219	4,201	4,201
	買建	723,974	56,323	1,523	1,523
	通貨オプション				
	売建	885,386	451,408	△19,365	14,084
	買建	805,446	372,724	16,403	△4,244
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	3,763	16,566

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	523,007	499,811	6,516	6,516
	為替予約				
	売建	1,256,078	72,525	△5,096	△5,096
	買建	824,500	76,570	△1,022	△1,022
	通貨オプション				
	売建	824,749	430,229	△26,988	7,248
	買建	720,203	387,121	21,480	△874
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△5,110	6,770

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	7,263	—	275	275
	買建	1,948	1,137	△118	△118
	株式指数オプション				
	売建	62,716	7,712	△1,675	1,255
	買建	64,400	11,125	1,520	△1,408
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	6,424	2,800	△2,729	△2,026
	買建	10,945	3,172	5,304	3,575
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	735	735	18	18	
合計		—	—	2,594	1,571

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	461	—	7	7
	買建	1,137	—	△198	△198
	株式指数オプション				
	売建	8,172	—	△523	224
	買建	11,125	—	450	△534
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	2,800	—	△1,051	△377
	買建	3,172	—	1,686	1,116
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	371	237

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	21,840	—	△55	△55
	買建	27,095	—	318	318
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	263	263

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	2,948	—	△58	△58
	買建	22,323	—	△38	△38
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△96	△96

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	46,000	27,000	622	622
	買建	46,000	27,000	△380	△380
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	241	241

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度（2020年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,000	35,000	△518	△518
	買建	39,000	35,000	1,365	1,365
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	847	847

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		106,000 183,408	84,000 161,408	2,473 △16,168
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 28,358	— 25,000	(注) 3.
合計		—	—	—	△13,695

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

#### 3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		113,000 159,970	103,000 149,970	2,518 △17,567
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 24,563	— 21,452	(注) 3.
合計		—	—	—	△15,048

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

#### 3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	317,139	242,940	4,338
為替予約の 振当処理	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	4,338

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	288,711	258,299	13,882
為替予約の 振当処理	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	13,882

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

該当ありません。



(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しております。また、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

なお、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高 (注) 1	89,226	91,695
勤務費用 (注) 2	4,002	3,971
利息費用	987	1,016
数理計算上の差異の発生額	1,756	△94
退職給付の支払額	△4,278	△4,696
子会社買収に伴う増加額	—	190
退職給付債務の期末残高 (注) 1	91,695	92,082

(注) 1. 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	94,121	94,394
期待運用収益	2,200	2,203
数理計算上の差異の発生額	△1,741	△6,043
事業主からの拠出額	3,542	2,716
退職給付の支払額	△3,728	△3,927
年金資産の期末残高	94,394	89,344

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	84,429	84,587
年金資産	△94,394	△89,344
非積立型制度の退職給付債務 (注)	△9,964	△4,756
	7,265	7,494
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,699	2,738

退職給付に係る負債	8,232	8,422
退職給付に係る資産	△10,931	△5,683
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,699	2,738

(注) 連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用 (注)	4,002	3,971
利息費用	987	1,016
期待運用収益	△2,200	△2,203
数理計算上の差異の損益処理額	1,075	449
過去勤務費用の損益処理額	△100	△100
その他	166	96
確定給付制度に係る退職給付費用	3,931	3,229

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	△100	△100
数理計算上の差異	△2,423	△5,499
合計	△2,523	△5,600

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	167	66
未認識数理計算上の差異	204	△5,295
合計	372	△5,228

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
国内債券	24.4%	25.5%
外国債券	12.7%	13.5%
国内株式	19.8%	18.5%
外国株式	18.2%	14.5%
保険資産 (一般勘定)	17.6%	18.8%
その他	7.3%	9.2%
合計	100.0%	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度3.0%、当連結会計年度3.0%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、当行グループの年金資産の多くを占める当行の年金委員会においては、現在の経済環境や市況動向ならびに当行の経営状況、資産運用の基本方針及び実際のポートフォリオを踏まえたうえで、昨年度に引き続き2.2%とすることを決定しております。そして、主要連結子会社においても、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮したうえで、年金資産の長期期待運用収益率を決定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.43~1.20%	0.43~1.20%
長期期待運用収益率	2.00~3.50%	2.00~3.50%
予想昇給率	1.00~5.30%	1.00~5.30%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他の営業経費	99百万円	106百万円

2. 権利不行使による失効に伴い、利益として計上した金額

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
218百万円	－百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当行

① スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (株式報酬型)	第2回新株予約権 (株式報酬型)
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 2名	当行取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 13,430株	普通株式 16,730株
付与日	2016年5月26日	2017年5月25日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません	権利確定条件の定めはありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2016年5月27日から2046年5月26日まで	2017年5月26日から2047年5月25日まで

	第3回新株予約権 (株式報酬型)	第4回新株予約権 (株式報酬型)
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 2名	当行取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 13,220株	普通株式 18,170株
付与日	2018年5月28日	2019年5月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません	権利確定条件の定めはありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2018年5月29日から2048年5月28日まで	2019年5月31日から2049年5月30日まで

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことに伴い、株式併合後の株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) スtock・オプションの数

	第1回株式報酬型	第2回株式報酬型	第3回株式報酬型	第4回株式報酬型
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	18,170
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	18,170
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	8,950	11,150	8,810	—
権利確定	—	—	—	18,170
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	8,950	11,150	8,810	18,170

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことに伴い、株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

	第1回株式報酬型	第2回株式報酬型
権利行使期間	2016年5月27日から2046年5月26日まで	2017年5月26日から2047年5月25日まで
権利行使価格	1円	1円
権利行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	1,620円	1,780円

	第3回株式報酬型	第4回株式報酬型
権利行使期間	2018年5月29日から2048年5月28日まで	2019年5月31日から2049年5月30日まで
権利行使価格	1円	1円
権利行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	1,724円	1,489円

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことに伴い、これを考慮した金額で記載しております。

## (2)連結子会社 OJBC Co. Ltd

## ①ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	Nippon Wealth Limited 取締役 3名 従業員 5名	Nippon Wealth Limited 従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	B種優先株式 2,114,680株	B種優先株式 72,920株
付与日	2015年4月28日	2016年5月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	2015年4月28日から2017年4月28日まで	2016年5月25日から2018年5月25日まで
権利行使期間	2017年4月28日から2025年4月28日まで	2018年5月25日から2026年5月25日まで

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	Nippon Wealth Limited 取締役 1名 従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	B種優先株式 109,380株
付与日	2018年4月30日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	2018年4月30日から2020年4月30日まで
権利行使期間	2020年4月30日から2028年4月30日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間及び権利行使の時点までの間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。ただし、「株主間協定」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定又は失効する場合があります。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) スtock・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	109,380
付与	—	—	—
失効	—	—	36,460
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	72,920
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,713,620	72,920	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,713,620	72,920	—

(ロ) 単価情報

	第1回	第2回
権利行使期間	2017年4月28日から2025年4月28日まで	2018年5月25日から2026年5月25日まで
権利行使価格	1.10米ドル	1.10米ドル
権利行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	0.26米ドル	0.15米ドル

	第3回
権利行使期間	2020年4月30日から2028年4月30日まで
権利行使価格	1.10米ドル
権利行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	0.22米ドル

#### 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

当行

①使用した評価技法      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

		第4回株式報酬型
権利行使期間		2019年5月31日から2049年5月30日まで
株価変動性	(注) 1	35.309%
予想残存期間	(注) 2	7.6年
予想配当	(注) 3	10円/株
無リスク利率	(注) 4	△0.181%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間（2011年10月24日から2019年5月30日）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、当行における過去10年間の取締役及び執行役の退任状況に基づき見積もっております。

3. 2019年3月期の期末配当実績（10円/株）によっております。

4. 予想残存期間に近似する期間に対応する長期利付国債の複利利回りの平均値であります。

#### 5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。



6. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式の内容

	2018年7月19日付与
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役（社外取締役を除く取締役） 2名
付与数	普通株式 11,675株
付与日	2018年7月19日
勤務対象期間	自 2018年6月20日 至 第19期定期株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2018年7月19日 至 2021年7月18日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時まで当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,713円

	2018年10月31日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 33名
付与数	普通株式 32,447株
付与日	2018年10月31日
勤務対象期間	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
譲渡制限期間	自 2018年10月31日 至 2021年7月18日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時まで当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,725円

	2019年4月19日付与
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員及びグループ本社チーフオフィサー、並びにシニアオフィサー 35名
付与数	普通株式 36,886株
付与日	2019年4月19日
勤務対象期間	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
譲渡制限期間	自 2019年4月19日 至 2022年4月18日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象執行役員等が、譲渡制限期間満了時まで当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象執行役員等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,599円

	2019年7月18日付与
付与対象者の区分及び人数	当行常勤取締役（社外取締役を除く取締役） 2名
付与数	普通株式 12,232株
付与日	2019年7月18日
勤務対象期間	自 2019年6月19日 至 第20期定時株主総会開催日
譲渡制限期間	自 2019年7月18日 至 2022年7月17日
解除条件	譲渡制限期間中継続して、当行又は当行の子会社の取締役等の役位にあったことを条件とし、譲渡制限期間の満了時に解除します。 ただし、対象取締役が、譲渡制限期間満了時まで当行又は当行の子会社の取締役等のいずれの役位を喪失した場合には、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式につき譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除される対象とならない割当株式は、当該解除後速やかに当行が当然に無償で取得します。
付与日における公正な評価単価	1,635円

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2018年7月19日付与	2018年10月31日付与	2019年4月19日付与	2019年7月18日付与
譲渡制限解除前 (株)				
前連結会計年度末	11,675	32,447	—	—
付与	—	—	36,886	12,232
無償取得	—	—	—	—
譲渡制限解除	—	—	—	—
未解除残	11,675	32,447	36,886	12,232

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	70,443百万円	70,304百万円
税務上の繰越欠損金(注2)	72,264	64,540
利息返還損失引当金	21,632	16,894
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,572	5,628
有価証券価格償却超過額	4,560	4,264
退職給付に係る負債に係る一時差異	3,382	3,110
特定金銭信託評価損益	591	41
その他	19,819	16,285
繰延税金資産小計	198,267	181,068
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△67,030	△56,526
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△106,466	△100,236
評価性引当額小計(注1)	△173,497	△156,763
繰延税金資産合計	24,770	24,305
繰延税金負債との相殺	△9,673	△7,327
繰延税金資産の純額	15,096百万円	16,977百万円
<b>繰延税金負債</b>		
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,696百万円	2,012百万円
退職給付に係る資産に係る一時差異	3,043	1,436
差額負債調整勘定に係る一時差異	1,723	1,360
資産除去費用に係る一時差異	1,103	1,116
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	363	945
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	1,695	522
その他	48	52
繰延税金負債合計	9,673	7,447
繰延税金資産との相殺	△9,673	△7,327
繰延税金負債の純額	-百万円	119百万円

(注1) 前連結会計年度と比較して評価性引当額が16,733百万円減少しております。この減少の主な要因は、連結子会社である新生フィナンシャル株式会社における利息返還損失引当金の将来減算一時差異の減少並びに繰越控除による繰越欠損金の減少であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	7,347	11,152	7,914	9,235	12,918	23,696	72,264
評価性引当額	△3,865	△9,795	△7,823	△9,172	△12,837	△23,536	△67,030
繰延税金資産	3,482	1,356	91	63	80	159	(*2) 5,234

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	10,942	7,823	9,167	12,846	5,465	18,296	64,540
評価性引当額	△3,836	△7,128	△9,127	△12,846	△5,454	△18,133	△56,526
繰延税金資産	7,105	694	40	-	10	163	(*2) 8,013

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金は、主に、当行を連結納税親会社とする連結納税主体において過去の不良債権処理等により生じたものであり、収益力に基づく連結所得の発生が翌期に見込まれること等から、その一部は回収可能と判断しております。なお、回収可能性の判断は、法人税と住民税及び事業税をそれぞれ区分して行っております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.4
外国税額	0.0	0.0
のれん償却額	1.0	1.3
持分法投資損益	△2.2	△2.4
評価性引当額の増減	△26.4	△29.9
繰越欠損金の切り捨てによる影響	1.3	6.9
その他	0.0	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.5%	8.2%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人業務』及び『個人業務』を通じ、お客様へ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』及び『個人業務』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人業務』は「法人営業」、「ストラクチャードファイナンス」、「プリンシパルトランザクションズ」、「昭和リース」、「市場営業」、「その他金融市場」を報告セグメントに、『個人業務』は「リテールバンキング」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。また、『法人業務』及び『個人業務』のいずれにも属さない業務を『経営勘定／その他』と位置づけ、「トレジャリー」を報告セグメントとしております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務及び信託業務を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローンおよび信用保証業務（新生フィナンシャル、新生銀行カードローン エル（旧新生銀行カードローン レイク）、ノーローン、레이크ALSA）を提供しております。「アプラスフィナンシャル」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、『個人業務』の「その他個人」には、その他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定／その他』の「トレジャリー」セグメントはALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

報告セグメントの名称変更および組織体制の見直し等に伴う報告セグメントの区分方法の変更の概要は以下の通りです。

(1) セグメントの名称の変更

「その他金融市場業務」を「その他金融市場」としております。また、『個人業務』の「その他」を「その他個人」としております。なお、本報告セグメントの名称の変更がセグメント情報に与える影響はありません。

(2) 報告セグメントの区分方法の変更

当行グループは、顧客セグメントごとにグループ事業を一体運営する取組みとして、個人および法人それぞれを対象顧客とするビジネスユニット（「個人ビジネスユニット」、「法人ビジネスユニット」）を2019年4月1日付で創設いたしました。各ビジネスユニットはグループ全体の個人向けビジネス・法人向けビジネスそれぞれの事業戦略、およびそれに基づく経営資源配分の企画・立案を行います。

これに伴い、当連結会計年度において報告セグメントの区分方法を以下の通り変更しております。

『法人業務』『金融市場業務』『個人業務』『経営勘定／その他』の4区分を『法人業務』『個人業務』『経営勘定／その他』の3区分に集約し、従来『金融市場業務』に含めていた「市場営業」セグメントおよび「その他金融市場」セグメントを『法人業務』に含めております。

また、個人ビジネスユニットを創設したことに伴い、従来、『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントに含めていた個人ビジネスユニットに係る業務を「その他個人」セグメントに含めております。

前連結会計年度の報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報、セグメントごとの資産・負債に関する情報は、当連結会計年度の報告セグメント区分に基づき作成しております。

## 2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接業務の経費を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接業務の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
業務粗利益	16,780	17,644	9,391	14,202	7,109	2,311
資金利益 （△は損失）	10,043	10,389	3,778	△65	1,579	504
非資金利益 （△は損失）	6,737	7,254	5,613	14,267	5,529	1,806
経費	11,827	7,796	4,039	9,838	3,759	3,334
与信関連費用 （△は益）	865	△2,198	12	△615	11	8
セグメント利益 （△は損失）	4,087	12,046	5,339	4,979	3,338	△1,031
セグメント資産	1,577,138	1,643,690	190,745	490,757	368,368	39,633
セグメント負債	1,201,064	96,407	6,218	1,504	178,539	43,925
その他の項目						
持分法投資利益	—	—	5,682	2	—	—
持分法適用会社への投資金額	—	—	63,777	1,410	—	—

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスファイナンシャル	その他個人			
業務粗利益	26,956	69,261	57,875	1,660	6,055	480	229,729
資金利益 （△は損失）	23,964	69,352	10,768	800	2,699	△0	133,816
非資金利益 （△は損失）	2,991	△90	47,107	859	3,355	480	95,913
経費	27,675	33,483	38,175	1,772	1,698	1,335	144,735
与信関連費用 （△は益）	△24	14,570	16,576	133	—	8	29,348
セグメント利益 （△は損失）	△695	21,208	3,123	△245	4,357	△862	55,645
セグメント資産	1,203,020	519,405	1,116,838	54,954	673,893	0	7,878,447
セグメント負債	4,594,559	49,080	389,214	753	—	0	6,561,268
その他の項目							
持分法投資利益	—	—	—	13	—	—	5,697
持分法適用会社への投資金額	—	—	—	6,937	—	—	72,125

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 「新生フィナンシャル」には、個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンエル」及び新生パーソナルローン株式会社等の損益が含まれております。新生銀行カードローンレイクは、2019年11月28日に新生銀行カードローンエルに名称変更しました。
8. 『経営勘定/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。



当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
業務粗利益	18,956	19,703	10,010	14,499	9,598	4,038
資金利益 （△は損失）	10,825	12,022	4,360	△132	2,365	595
非資金利益 （△は損失）	8,130	7,680	5,650	14,631	7,233	3,443
経費	12,576	8,347	4,109	10,794	3,367	3,130
与信関連費用 （△は益）	2,339	6,427	161	980	△30	△68
セグメント利益 （△は損失）	4,040	4,927	5,740	2,723	6,261	977
セグメント資産	1,654,339	1,896,052	189,449	581,071	330,689	40,011
セグメント負債	1,489,349	146,619	8,360	2,227	181,892	18,581
その他の項目						
持分法投資利益	—	—	3,525	142	—	—
持分法適用会社への投資金額	—	—	67,078	1,266	—	—

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスファイナンシャル	その他個人			
業務粗利益	28,399	68,371	58,282	1,592	5,991	551	239,996
資金利益 （△は損失）	23,474	69,329	9,713	906	50	0	133,510
非資金利益 （△は損失）	4,925	△958	48,569	685	5,940	551	106,485
経費	28,036	34,380	38,948	2,007	1,631	2,241	149,573
与信関連費用 （△は益）	13	14,441	15,105	△191	—	3	39,183
セグメント利益 （△は損失）	348	19,548	4,228	△223	4,360	△1,693	51,239
セグメント資産	1,162,028	523,213	1,236,237	56,007	528,541	88	8,197,730
セグメント負債	4,659,899	46,058	461,788	848	—	—	7,015,625
その他の項目							
持分法投資利益	—	—	△12	287	—	—	3,942
持分法適用会社への投資金額	—	—	585	7,062	—	—	75,992

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 「新生フィナンシャル」には、個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンエル」及び新生パーソナルローン株式会社等の損益が含まれております。新生銀行カードローンレイクは、2019年11月28日に新生銀行カードローンエルに名称変更しました。
8. 『経営勘定/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) セグメント利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント利益計	55,645	51,239
のれん償却額	△2,211	△2,144
無形資産償却額	△599	△291
臨時的な費用	△992	△461
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	△122	-
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	-	△621
睡眠債券の収益計上額	321	-
睡眠預金の収益計上額	540	578
利息返還損失引当金戻入益	2,333	2,628
その他	482	109
連結損益計算書の経常利益	55,397	51,036

(2) セグメント資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント資産計	7,878,447	8,197,730
現金預け金	1,355,966	1,614,134
債券貸借取引支払保証金	2,119	-
外国為替	29,546	73,879
割賦売掛金を除くその他資産	289,051	336,889
有形リース資産を除く有形固定資産	20,862	22,266
無形リース資産を除く無形固定資産	67,186	67,008
退職給付に係る資産	10,931	5,683
繰延税金資産	15,096	16,977
貸倒引当金	△98,034	△107,998
連結貸借対照表の資産合計	9,571,172	10,226,571

## (3) セグメント負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント負債計	6,561,268	7,015,625
コールマネー及び売渡手形	145,000	165,000
売現先勘定	59,098	38,956
債券貸借取引受入担保金	510,229	350,407
借入金	684,077	881,991
外国為替	471	687
短期社債	191,000	221,300
社債	92,335	166,500
その他負債	347,383	404,973
賞与引当金	8,598	8,560
役員賞与引当金	44	47
退職給付に係る負債	8,232	8,422
役員退職慰労引当金	-	50
睡眠債券払戻損失引当金	3,764	3,513
睡眠預金払戻損失引当金	-	621
利息返還損失引当金	63,025	49,308
繰延税金負債	-	119
連結貸借対照表の負債合計	8,674,529	9,316,086

**【関連情報】**

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	146,835	70,003	18,079	51,931	85,393	372,243

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	146,669	80,484	25,372	54,867	92,109	399,503

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクシヨンス	昭和リース	市場営業	その他金融市場
減損損失	98	－	0	－	0	114

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャーリー	その他	
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他個人				
減損損失	371	124	－	0	－	246	955

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクシヨンス	昭和リース	市場営業	その他金融市場
減損損失	63	－	－	－	2	－

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャーリー	その他	
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他個人				
減損損失	227	30	15	－	0	320	660

【報告セグメントごとののれんおよび無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
当期償却額						
のれん	—	—	△0	2,158	—	—
無形資産	—	—	—	236	—	—
当期末残高						
のれん	—	—	△2	13,016	—	—
無形資産	—	—	—	690	—	—

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャーリー	その他	
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他個人				
当期償却額							
のれん	—	23	29	—	—	—	2,211
無形資産	—	363	—	—	—	—	599
当期末残高							
のれん	—	△2,024	—	—	—	—	10,989
無形資産	—	—	—	—	—	—	690

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務					
	法人営業	ストラクチャーファイナンス	プリンシパルトラザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場
当期償却額						
のれん	—	—	△0	2,183	—	—
無形資産	—	—	—	204	—	—
当期末残高						
のれん	—	—	△1	10,832	—	—
無形資産	—	—	—	486	—	—

	個人業務				経営勘定/その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャーリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他個人			
当期償却額							
のれん	71	△140	29	—	—	—	2,144
無形資産	—	—	86	—	—	—	291
当期末残高							
のれん	884	△1,884	566	229	—	—	10,626
無形資産	—	—	2,010	—	—	—	2,496

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。



【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

- (イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

- (ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers II L. P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 541,320 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注3) 出資分配金	56 2,798	— —	— —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers III L. P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 1,278,084 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注4) 出資分配金	403 597	— —	— —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers IV L. P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 1,067,275 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注5)	48	—	—
役員	工藤 英之	—	—	—	(被所有) 直接 0.0%	当行代表取締役社長 兼 最高経営責任者	金銭報酬債権 の現物出資 (注6)	12	—	—

(注1) 当行役員J. クリストファー フラワーズがマネージングディレクター兼最高経営責任者を務める  
J. C. Flowers&Co. LLC によって運営されているファンドであります。

(注2) ファンドの純資産額を記載しております。

(注3) パートナシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億千米ドルであります。

(注4) パートナシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

(注5) パートナシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は25百万千米ドルであります。

(注6) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers III L. P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 462,255 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注3) 出資分配金	18 969	— —	— —
役員	工藤 英之	—	—	—	(被所有) 直接 0.0%	当行代表取締役社長 兼 最高経営責任者	金銭報酬債権 の現物出資 (注4)	12	—	—

(注1) 当行役員であったJ. クリストファー フラワーズがマネージングディレクター兼最高経営責任者を務める J. C. Flowers & Co. LLCによって運営されているファンドであります。なお、2019年8月27日付で同氏は当行の取締役を退任し、同ファンドは関連当事者に該当しなくなったため、2019年4月1日から退任日までの取引について金額を記載しております。

(注2) ファンドの純資産額を記載しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

(注4) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

(企業結合等関係)

株式の取得による会社等の買収

当行グループの連結子会社である昭和リース株式会社は、2019年4月23日付で三菱UFJリース株式会社と締結した株式譲渡契約に基づき、2019年7月1日に三菱UFJリース株式会社の子会社である神鋼リース株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 神鋼リース株式会社

事業の内容 総合リース業

(2) 企業結合を行った主な理由

本株式取得により収益拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2019年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

80%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

昭和リース株式会社が、現金を対価として株式取得をしたことによります。

2. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年7月1日から2020年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 2,489百万円

取得原価 2,489百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 31百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれんの発生はありません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計 95,664百万円

うち、その他資産(割賦売掛金) 39,262百万円

うち、有形リース資産 24,015百万円

うち、リース債権及びリース投資資産 23,436百万円

(2) 負債の額

負債合計 92,552百万円

うち、借入金 80,367百万円

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	3,636円92銭	3,913円40銭
1株当たり当期純利益	211円24銭	190円59銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	211円22銭	190円55銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	896,642	910,485
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,597	7,490
うち新株予約権	百万円	99	125
うち非支配株主持分	百万円	4,498	7,364
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	892,044	902,994
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	245,274	230,743

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	52,319	45,575
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	52,319	45,575
普通株式の期中平均株式数	千株	247,670	239,127
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	30	44
うち新株予約権	千株	30	44
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要		連結子会社(OJBC Co. Ltd) (1)A種優先株式1,750,000株 (2)B種優先株式150,000株 (3)C種優先株式19,400,000株 (4)D種優先株式600,000株 (5)新株予約権3種類(同社B種 優先株式1,895,920個)	連結子会社(OJBC Co. Ltd) (1)A種優先株式1,750,000株 (2)B種優先株式150,000株 (3)C種優先株式19,400,000株 (4)D種優先株式600,000株 (5)新株予約権3種類(同社B種 優先株式1,859,460個)

(重要な後発事象)

(株式の取得による会社等の買収)

当行は、2020年6月1日付取締役会において、ANZ Bank New Zealand Limited (以下、「ANZ」)の子会社であるUDC Finance Limitedの株式の全てを取得することを決議し、2020年6月2日付で、ANZとの間で株式譲渡契約を締結しました。

当該契約に基づき、当行は、関係当局の承認を得ることを条件に、2020年8月31日を株式譲渡実行日として、UDC Finance Limitedの株式の全てを取得することを予定しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	UDC Finance Limited
事業の内容	個人向けオートローン 法人向けの資産担保ファイナンス オートディーラーに対する在庫ファイナンス

(2) 企業結合を行った主な理由

本株式取得により収益拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2020年8月31日 (予定)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当行が、現金を対価として株式を取得することによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式譲渡実行日におけるUDC Finance Limitedの純資産金額に125百万ニュージーランドドルを加算した金額を現金による取得の対価として取得原価を算定しております。なお、取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

6. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

株式譲渡契約に基づき、取得対価には取得時の既存債権から今後一定期間内に発生した実際の貸倒損失に応じて、一定の条件により事後的に精算を行う条項が付されており、これにより最終的な取得対価が変動する可能性があります。取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(自己株式の取得)

当行は、2020年5月13日の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。



## 1. 自己株式の取得を行う理由

公的資金返済の道筋をつける取り組みの一環として、現在の当行の資本の状況や収益力、1株当たりの価値などに鑑み、自己株式の取得を行うものであります。これにより、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、1株当たりの価値の向上を目指してまいります。

## 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類  | 普通株式                                    |
| (2) 取得する株式の総数  | 20.5百万株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）の8.88%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 205億円（上限）                               |
| (4) 取得期間       | 2020年5月14日から2021年3月31日まで                |

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	ユーロ円建 普通社債 (注) 1	2018年6月～ 2018年9月	2,335	1,500 [ - ]	0.32～1.65 (注) 3	なし	2020年9月～ 2038年7月
	円建 普通社債 (注) 2	2014年12月～ 2020年1月	40,000	115,000 [ 5,000 ]	0.15～ 0.416	なし	2019年12月～ 2025年1月
株式会社アプラス	短期社債 (注) 4	2018年10月～ 2020年3月	150,000	176,300 [ 176,300 ]	0.030～ 0.127	なし	2019年4月～ 2020年12月
株式会社アプラスフィナンシャル	円建 無担保社債 (注) 5	2015年6月～ 2019年12月	30,000	30,000 [ 10,000 ]	0.25～ 0.64	なし	2020年6月～ 2024年12月
昭和リース株式会社	短期社債 (注) 4	2018年9月～ 2020年3月	41,000	45,000 [ 45,000 ]	△0.00～ 0.15	なし	2019年4月～ 2020年6月
	円建 無担保社債 (注) 6	2016年9月～ 2019年12月	20,000	20,000 [ - ]	0.19～ 0.30	なし	2019年9月～ 2024年12月
合計	—	—	283,335	387,800 [ 236,300 ]	—	—	—

(注) 1. ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債を記載しております。

2. 第2回～第10回無担保社債（社債間限定同順位特約付）をまとめて記載しております。

3. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。

4. 短期社債をまとめて記載しております。

5. 第3回、第5回及び第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）をまとめて記載しております。

6. 第2回～第4回無担保公募社債をまとめて記載しております。

7. 「当連結会計年度末残高」欄の [ ] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

8. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
社債	236,300	10,000	30,000	40,000	70,000

【借入金等明細表】

区 分	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	684,077	881,991	0.40	—
借入金	684,077	881,991	0.40	2019年4月～ 2049年7月
1年以内に返済予定のリース債務	390	333	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	607	272	—	2020年4月～ 2025年3月

(注) 1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務の「平均利率」については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
借入金	448,005	145,308	85,269	49,147	44,153
リース債務	333	204	66	0	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	91,545	197,467	298,799	399,503
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	15,312	31,239	48,600	49,200
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	12,153	28,148	45,105	45,575
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	49.65	115.80	187.00	190.59

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	49.65	66.27	71.39	2.02

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※8 1,280,991	※8 1,475,672
現金	4,896	6,124
預け金	1,276,094	1,469,547
買入金銭債権	10,809	42,795
特定取引資産	200,276	206,547
特定取引有価証券派生商品	7,432	2,255
特定金融派生商品	192,843	204,291
金銭の信託	※8 198,717	※8 312,128
有価証券	※2,※8 1,445,927	※2,※8 1,265,800
国債	499,550	358,567
社債	※12 171,148	※12 168,949
株式	※1 363,911	※1 346,266
その他の証券	※1 411,317	※1 392,017
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7,※8,※9 4,932,610	※3,※4,※5,※6,※7,※8,※9 5,040,819
手形貸付	17,084	28,313
証書貸付	3,972,580	4,087,003
当座貸越	942,945	925,502
外国為替	29,546	73,879
外国他店預け	28,487	73,879
取立外国為替	1,059	—
その他資産	190,104	234,006
前払費用	2,967	2,767
未収収益	9,716	8,055
先物取引差入証拠金	4,852	4,782
先物取引差金勘定	—	266
金融派生商品	54,988	71,745
金融商品等差入担保金	40,606	66,258
社債発行費	145	349
未収金	2,946	5,775
その他の資産	※8 73,880	※8 74,006
有形固定資産	※10 12,610	※10 12,435
建物	8,239	8,386
リース資産	46	38
建設仮勘定	177	307
その他の有形固定資産	4,147	3,703
無形固定資産	26,483	25,631
ソフトウェア	※11 24,773	※11 23,617
のれん	703	537
リース資産	992	1,463
その他の無形固定資産	13	12
前払年金費用	6,849	6,940
繰延税金資産	1,127	2,731
支払承諾見返	18,060	18,787
貸倒引当金	△25,519	△31,480
資産の部合計	8,328,595	8,686,696

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※8 5,636,286	※8 5,995,082
当座預金	77,173	94,819
普通預金	2,773,889	2,703,933
通知預金	13,897	3,353
定期預金	2,271,980	2,652,189
その他の預金	499,344	540,786
譲渡性預金	570,580	455,950
コールマネー	145,000	165,000
売現先勘定	※8 59,098	※8 38,956
債券貸借取引受入担保金	※8 510,229	※8 345,357
特定取引負債	179,749	182,969
特定取引有価証券派生商品	4,536	1,985
特定金融派生商品	175,212	180,984
借入金	※8 195,628	※8 342,683
借入金	195,628	342,683
外国為替	471	687
未払外国為替	471	687
社債	42,335	116,500
その他負債	113,903	162,115
未払法人税等	2,088	1,532
未払費用	9,395	10,533
前受収益	390	658
先物取引差金勘定	487	77
金融派生商品	64,296	85,080
金融商品等受入担保金	15,519	25,110
リース債務	18	12
資産除去債務	7,410	7,307
その他の負債	※8, ※13 14,296	※8, ※13 31,802
賞与引当金	4,847	4,840
睡眠預金払戻損失引当金	—	621
睡眠債券払戻損失引当金	3,764	3,513
支払承諾	※8 18,060	※8 18,787
負債の部合計	7,479,955	7,833,066
<b>純資産の部</b>		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,465	79,465
資本準備金	79,465	79,465
利益剰余金	307,855	338,529
利益準備金	15,243	15,734
その他利益剰余金	292,611	322,795
繰越利益剰余金	292,611	322,795
自己株式	△37,729	△61,097
株主資本合計	861,796	869,102
その他有価証券評価差額金	4,719	624
繰延ヘッジ損益	△17,925	△16,174
評価・換算差額等合計	△13,205	△15,549
新株予約権	49	76
純資産の部合計	848,640	853,629
負債及び純資産の部合計	8,328,595	8,686,696

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	164,135	170,640
資金運用収益	124,464	120,335
貸出金利息	101,292	98,008
有価証券利息配当金	21,413	20,003
コールローン利息	0	11
預け金利息	1,113	1,080
その他の受入利息	644	1,230
役務取引等収益	19,484	21,295
受入為替手数料	1,226	1,085
その他の役務収益	18,258	20,210
特定取引収益	4,194	10,994
特定取引有価証券収益	275	827
特定金融派生商品収益	3,918	10,167
その他業務収益	11,002	10,022
外国為替売買益	5,741	529
国債等債券売却益	4,295	7,385
金融派生商品収益	—	254
その他の業務収益	965	1,853
その他経常収益	4,989	7,992
貸倒引当金戻入益	526	—
償却債権取立益	231	105
株式等売却益	1,240	4,626
金銭の信託運用益	1,464	2,381
その他の経常収益	※1 1,526	※1 877
経常費用	125,504	136,702
資金調達費用	18,002	17,244
預金利息	7,770	6,300
譲渡性預金利息	36	61
債券利息	0	—
コールマネー利息	△13	43
売現先利息	419	356
債券貸借取引支払利息	1,142	840
借用金利息	602	141
社債利息	313	137
金利スワップ支払利息	7,709	9,344
その他の支払利息	21	17
役務取引等費用	29,660	27,530
支払為替手数料	1,308	1,262
その他の役務費用	28,352	26,268

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特定取引費用	—	0
その他の特定取引費用	—	0
その他業務費用	4,229	6,614
国債等債券売却損	1,191	3,538
国債等債券償却	449	422
社債発行費償却	56	74
金融派生商品費用	516	—
その他の業務費用	2,015	2,578
営業経費	72,498	72,308
その他経常費用	1,113	13,004
貸倒引当金繰入額	—	8,813
貸出金償却	27	5
株式等売却損	242	86
株式等償却	386	2,784
金銭の信託運用損	0	0
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	122	—
その他の経常費用	※2 335	※2 1,312
経常利益	38,630	33,938
特別利益	218	2,109
固定資産処分益	0	0
その他の特別利益	※3 218	※3 2,109
特別損失	2,817	2,334
固定資産処分損	38	80
減損損失	676	631
その他の特別損失	※4 2,101	※4 1,622
税引前当期純利益	36,032	33,713
法人税、住民税及び事業税	1,679	1,792
法人税等調整額	△1,091	△1,260
法人税等合計	588	532
当期純利益	35,443	33,180



③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	512,204	79,465	—	79,465	14,738	324,912	339,650	△89,540	841,780	
当期変動額										
剰余金の配当					505	△3,034	△2,528		△2,528	
当期純利益						35,443	35,443		35,443	
自己株式の取得								△12,999	△12,999	
自己株式の処分			△78	△78				178	100	
自己株式の消却			△64,632	△64,632				64,632	—	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			64,710	64,710		△64,710	△64,710		—	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	505	△32,301	△31,795	51,811	20,015	
当期末残高	512,204	79,465	—	79,465	15,243	292,611	307,855	△37,729	861,796	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	4,268	△15,759	△11,490	270	830,560
当期変動額					
剰余金の配当					△2,528
当期純利益					35,443
自己株式の取得					△12,999
自己株式の処分					100
自己株式の消却					—
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	450	△2,166	△1,715	△220	△1,936
当期変動額合計	450	△2,166	△1,715	△220	18,079
当期末残高	4,719	△17,925	△13,205	49	848,640

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	512,204	79,465	—	79,465	15,243	292,611	307,855	△37,729	861,796
当期変動額									
剰余金の配当					490	△2,943	△2,452		△2,452
当期純利益						33,180	33,180		33,180
自己株式の取得								△23,500	△23,500
自己株式の処分			△53	△53				132	78
自己株式の消却			—	—				—	—
利益剰余金から資本 剰余金への振替			53	53		△53	△53		—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	490	30,183	30,674	△23,368	7,306
当期末残高	512,204	79,465	—	79,465	15,734	322,795	338,529	△61,097	869,102

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	4,719	△17,925	△13,205	49	848,640
当期変動額					
剰余金の配当					△2,452
当期純利益					33,180
自己株式の取得					△23,500
自己株式の処分					78
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替					—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△4,094	1,751	△2,343	27	△2,316
当期変動額合計	△4,094	1,751	△2,343	27	4,989
当期末残高	624	△16,174	△15,549	76	853,629

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 5. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～20年

その他 2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産毎の償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年～10年（行内における利用可能期間）

のれん 10年

- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

#### 6. 繰延資産の処理方法

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

## 7. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行ったうえで、主として各々の平均残存期間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,755百万円（前事業年度末は2,970百万円）であります。

#### （追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行の特定業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正するとともに、特定業種ポートフォリオの貸倒実績に予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金6,021百万円を追加計上しております。なお、当該金額は現時点の最善の見積りであるものの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌年度の財務諸表において当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（7.49～12.21年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### （追加情報）

従来、負債計上を中止した預金については、預金者からの払戻請求時に損失計上しておりましたが、払戻に関する過去実績の整備・分析が進み、将来の払戻による損失額を合理的に見積ることが可能となったため、当事業年度末より睡眠預金払戻損失引当金を計上しております。これにより、当事業年度の経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ621百万円減少しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (貸借対照表関係)

## ※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	390,527百万円	379,547百万円
出資金	12,521百万円	16,517百万円

※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせず に所有している有価証券	5,643百万円	5,561百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	546百万円	521百万円
延滞債権額	7,657百万円	14,310百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	241百万円	350百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,745百万円	2,438百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	10,191百万円	17,621百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、参加者に売却したもものとして会計処理した貸出債権の元本の期末残高の総額は次のとおりであります。

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
7,477百万円	6,813百万円
原債務者に対する貸出債権として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。	
前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
12,400百万円	15,527百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	10百万円
金銭の信託	14百万円	14百万円
有価証券	652,654百万円	420,754百万円
貸出金	78,256百万円	875,300百万円
担保資産に対応する債務		
預金	689百万円	1,099百万円
売現先勘定	59,098百万円	38,956百万円
債券貸借取引受入担保金	510,229百万円	342,327百万円
借入金	106,328百万円	271,883百万円
その他の負債	29百万円	16百万円
支払承諾	428百万円	331百万円

また、「その他の資産」には、全銀ネット差入担保金、保証金、外国為替差入証拠金及び現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
全銀ネット差入担保金	50,000百万円	50,000百万円
保証金	9,298百万円	8,754百万円
外国為替差入証拠金	244百万円	195百万円
現先取引に係る差入保証金	－百万円	47百万円

- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	2,564,188百万円	2,936,960百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,192,960百万円	2,622,446百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	30百万円	29百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

- ※11. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	1,792百万円	2,556百万円

- ※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
3,580百万円	3,480百万円

- ※13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
39百万円	28百万円



(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
睡眠預金の収益計上額	540百万円	578百万円
睡眠債券の収益計上額	321百万円	－百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	－百万円	621百万円
睡眠預金の払戻しによる損失額	121百万円	206百万円

※3. その他の特別利益は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社株式償還益	－百万円	2,109百万円
新株予約権戻入益	218百万円	－百万円

※4. その他の特別損失は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社株式及び出資金の評価損	2,101百万円	1,622百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式  
前事業年度(2019年3月31日)  
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

当事業年度(2020年3月31日)  
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額  
(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	390,330	378,750
関連会社株式	196	797
合計	390,527	379,547

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	40,656百万円	36,269百万円
有価証券価格償却超過額	17,473	17,535
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	8,959	11,113
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,406	6,294
資産除却債務	2,269	2,237
未払費用	2,083	842
特定金銭信託評価損益	587	35
信託留保利益	2,381	—
その他	9,098	8,606
繰延税金資産小計	89,915	82,935
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△36,601	△30,856
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△47,007	△44,501
評価性引当額小計	△83,608	△75,357
繰延税金資産合計	6,306	7,577
繰延税金負債		
退職給付費用に係る一時差異	2,097	2,125
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,290	1,917
資産除去費用に係る一時差異	730	747
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	1,061	56
繰延税金負債合計	5,179	4,846
繰延税金資産の純額	1,127百万円	2,731百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.1	△9.0
外国税額	0.0	0.1
評価性引当額の増減	△21.5	△24.0
繰越欠損金の切り捨てによる影響	—	2.7
その他	△1.5	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6%	1.5%

(重要な後発事象)

(株式の取得による会社等の買収)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の取得)

当行は、2020年5月13日の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

公的資金返済の道筋をつける取り組みの一環として、現在の当行の資本の状況や収益力、1株当たりの価値などに鑑み、自己株式の取得を行うものであります。これにより、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、1株当たりの価値の向上を目指してまいります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類  | 普通株式                                    |
| (2) 取得する株式の総数  | 20.5百万株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)の8.88%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 205億円(上限)                               |
| (4) 取得期間       | 2020年5月14日から2021年3月31日まで                |

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	20,168	11,781	1,466	8,386
リース資産	—	—	—	55	17	10	38
建設仮勘定	—	—	—	307	—	—	307
その他の有形固定資産	—	—	—	16,456	12,752	1,402	3,703
有形固定資産計	—	—	—	36,987	24,551	2,879	12,435
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	52,248	28,630	4,256	23,617
のれん	—	—	—	1,657	1,119	165	537
リース資産	—	—	—	2,931	1,467	273	1,463
その他の無形固定資産	—	—	—	23	11	1	12
無形固定資産計	—	—	—	56,860	31,228	4,696	25,631
その他資産							
社債発行費	226	278	51	453	104	74	349

(注) 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	21,292	23,494	773	(注) 2 20,518	23,494
個別貸倒引当金	(注) 1 (102) 4,125	7,985	1,977	(注) 2 2,147	7,985
うち非居住者向け債権分	(注) 1 (102) 1,248	7	1,241	(注) 2 7	7
特定海外債権引当勘定	—	—	—	(注) 2 —	—
賞与引当金	4,847	4,840	4,841	(注) 3 6	4,840
睡眠預金払戻損失引当金	—	621	—	—	621
睡眠債券払戻損失引当金	3,764	—	251	—	3,513
計	(注) 1 (102) 34,028	36,942	7,843	22,672	40,455

- (注) 1. 当期首残高欄の( )内は、為替相場変動による換算差額であります。  
 2. 洗替による取崩であります。  
 3. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩であります。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	2,088	1,532	1,559	529	1,532
未払法人税等	479	104	93	386	104
未払事業税	1,609	1,427	1,465	143	1,427

- (2) 【主な資産及び負債の内容】  
連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。
- (3) 【その他】  
該当ありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</li> <li>・当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</li> <li>・上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</li> </ul>
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取り・売渡し手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社  無料
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。 公告掲載URLは次のとおり。 <a href="https://www.shinseibank.com/corporate/ir/announcement/index.html">https://www.shinseibank.com/corporate/ir/announcement/index.html</a>
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月20日関東財務局長に提出

#### (2)内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月20日関東財務局長に提出

#### (3)四半期報告書及び確認書

(イ)第20期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月8日関東財務局長に提出

(ロ)第20期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月20日関東財務局長に提出

(ハ)第20期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出

#### (4)四半期報告書の訂正報告書及び確認書

上記(3)(イ)及び(ロ)に関し、2019年12月18日関東財務局長に提出

#### (5)臨時報告書

(イ)2019年6月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ)2019年8月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ハ)2019年8月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ニ)2020年4月7日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (6)臨時報告書の訂正報告書

(イ)上記(5)(ロ)に関し、2019年8月20日関東財務局長に提出

(ロ)上記(5)(ロ)に関し、2019年8月27日関東財務局長に提出

#### (7)有価証券届出書（譲渡制限付株式報酬制度に伴う株式募集）及びその添付書類

2020年4月9日関東財務局長に提出

#### (8)発行登録書（社債の募集）及びその添付書類

2020年4月6日関東財務局長に提出

#### (9)訂正発行登録書（社債の募集）

2020年4月6日提出の発行登録書に関し、2020年4月7日関東財務局長に提出

#### (10)自己株券買付状況報告書

(イ)報告期間（自 2019年6月1日 至 2019年6月30日）2019年7月1日関東財務局長に提出

(ロ)報告期間（自 2019年7月1日 至 2019年7月31日）2019年8月1日関東財務局長に提出

(ハ)報告期間（自 2019年8月1日 至 2019年8月31日）2019年9月4日関東財務局長に提出

(ニ)報告期間（自 2019年9月1日 至 2019年9月30日）2019年10月3日関東財務局長に提出

(ホ)報告期間（自 2019年10月1日 至 2019年10月31日）2019年11月6日関東財務局長に提出

- (へ)報告期間 (自 2019年11月1日 至 2019年11月30日) 2019年12月4日関東財務局長に提出
- (ト)報告期間 (自 2019年12月1日 至 2019年12月31日) 2020年1月8日関東財務局長に提出
- (チ)報告期間 (自 2020年1月1日 至 2020年1月31日) 2020年2月5日関東財務局長に提出
- (リ)報告期間 (自 2020年2月1日 至 2020年2月29日) 2020年3月4日関東財務局長に提出
- (ヌ)報告期間 (自 2020年3月1日 至 2020年3月31日) 2020年4月3日関東財務局長に提出
- (ル)報告期間 (自 2020年5月1日 至 2020年5月31日) 2020年6月3日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早川 英孝 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 彰彦 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による貸出金等の信用リスクへの影響の評価 （【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7)貸倒引当金の計上基準、追加情報）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>追加情報として開示している通り、会社は、会計上の見積りを行うにあたって、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定し、特に特定業種向けの貸出金等に係る信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いている。</p> <p>上記仮定に基づき、会社は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済活動停滞による影響が今後1年程度続いた場合の債務者の業績悪化の状況を踏まえ、連結貸借対照表日時点の債務者区分を決定している。</p> <p>さらに、会社は、特定業種ポートフォリオの貸出金等に対する貸倒引当金の算定にあたり、過去の貸倒実績を基礎とする予想損失率は、特定業種ポートフォリオの予想される業績悪化に関して不確実性を伴うため、当年度に見積った予想損失額が事後的な損失額と異なる可能性もあると判断している。</p> <p>上記の判断に基づき、特定業種ポートフォリオの貸出金等に対する貸倒引当金については、1年後の当該特定業種ポートフォリオの業績悪化の状況を加味するため、過去の貸倒実績率に一定の修正を加えた予想損失率を用いて算定している。</p> <p>これらの対応により、会社は、貸倒引当金70億円（うち会社の個別財務諸表における計上額60億円、連結子会社における計上額9億円）の追加計上を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえた貸倒引当金の評価は現時点の最善の見積りであったとしても、見積りに用いた仮定は不確実性が高く、また、当該仮定に基づく貸倒引当金の算定方法の決定は会社の重要な判断を伴うため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当監査法人は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は今後1年程度続くとする会社の想定が、不確実性の高い環境下においても、過度に悲観的でも過度に楽観的でもなく、不合理でない予測であるかという観点から検討した。また、会社が貸出金等の信用リスクに大きな影響があると仮定した特定の業種については、外部機関のレポートにおいて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を受けて特に資金繰りの懸念が高まっているとの報告がなされている業種と比較し、その対象範囲が不合理でないかを検討した。</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響が今後1年程度継続するとの仮定に基づいて、会社が行った債務者区分の下方修正が適切に行われているかを、会社担当者への質問、会社が作成した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響に係る調査資料及び債務者区分判定資料の閲覧、並びに企業の倒産等の発生状況に関する情報の分析により検討した。</li> <li>● 会社が特定業種ポートフォリオの貸出金等に対する貸倒引当金の算定にあたり適用した予想損失率に関して、過去の貸倒実績率に加えた一定の修正の内容が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響に係る仮定と整合的であり、延滞や債務者からの返済条件変更の申し出の発生状況等を踏まえて合理的な水準となっているかを検討した。</li> <li>● 会社の置いた一定の仮定の内容、算定方法、当該仮定の不確実性の程度及び当該仮定が変化した際の翌年度の連結財務諸表等への影響が、追加情報として適切に開示されているかを検討した。</li> </ul>

利息返還損失引当金の評価 (【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (13)利息返還損失引当金の計上基準)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>複数の連結子会社が利息返還損失引当金を計上しており、2020年3月31日現在、連結貸借対照表における利息返還損失引当金計上額は493億円となっている。このうち連結子会社である新生フィナンシャル株式会社において計上されている利息返還損失引当金は378億円であり、連結貸借対照表に計上される利息返還損失引当金の約77%を占める。</p> <p>また、連結損益計算書において計上される利息返還損失戻入益26億円の内訳は、新生フィナンシャル株式会社において計上される利息返還損失引当金戻入益45億円及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社で計上される利息返還損失引当金繰入額18億円となっている。</p> <p>新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失の見積り額は、過払利息返還の対象となる母集団（口座数）や当該母集団のうち弁護士事務所・司法書士事務所の介入等により、顧客から過払利息の返還請求がなされるであろう比率（介入率）、1顧客当たりの返還請求見込み金額等の複数の計算要素から算定されている。</p> <p>新生フィナンシャル株式会社では、同社内の会議体において、前連結会計年度末に見積もった上記の各計算要素の予測数値と当連結会計年度における実績数値を比較し、その乖離の定性要因や定量要因を検討した上で将来の予測数値を決定しており、利息返還損失引当金の計上額の妥当性について、規程に定める決裁権限者により承認している。</p> <p>これらの計算要素の決定にあたり、新生フィナンシャル株式会社は、過去の実績数値を基礎として将来予測を行っている。特に口座数と介入率がどのように遷移していくかについての過去の遷移率に基づく将来予測は利息返還損失引当金の見積りに重要な影響を与えるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主要な監査手続は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新生フィナンシャル株式会社における会議体での議事録等の関連資料の閲覧及び同会議体の出席者への質問により、同社において、利息返還損失引当金の見積りの基礎となる各計算要素の合理性について予測数値と実績数値の比較及びその乖離要因の定性的・定量的検討が行われているかを評価した。また、新生フィナンシャル株式会社が利息返還損失引当金の見積りに用いる基礎データの正確性・網羅性についての検証を行った。</li> <li>● 過去の遷移実績に基づき新生フィナンシャル株式会社が予測した将来の口座数について、当監査法人が独自に推計した口座数との比較を行い、さらに、同社の採用した口座数の将来予測に基づく利息返還損失引当金の見積り額が当監査法人の算定した許容範囲内であるかを検討した。</li> <li>● 新生フィナンシャル株式会社が予測した将来の介入率の見積りについて、大手弁護士事務所・司法書士事務所の動向等の外部環境と照らし、合理的な仮定に基づくものであるかを検討した。</li> </ul>

プロジェクトファイナンスに係る貸倒引当金の評価 (【注記事項】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) 貸倒引当金の計上基準)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結貸借対照表に計上されている貸出金5兆1,104億円を含む全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部署及び審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括担当部署が査定結果を検証し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の計上を行っている。</p> <p>2020年3月31日現在、特定の事業に対する融資であるプロジェクトファイナンスの債権残高は3,641億円であり、プロジェクトファイナンスは他の債権とは貸倒れの発生の態様が異なるため、独立した区分として債務者区分ごとに倒産確率及び倒産時損失率を見積り、貸倒引当金を計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクトファイナンスの特性 プロジェクトファイナンスの返済原資は、原則として融資対象とした特定の事業から得られるキャッシュ・フロー（収益）に限定される。会社は、プロジェクトファイナンスの債務者区分の決定及び貸倒引当金の見積りにおいて、融資対象事業の内容により、例えば下記のようなリスク要因について考慮している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の設備の建設に係る遅延、コスト超過のリスク</li> <li>・当該事業のスポンサー、オフテイカー（サービスの引き取り手）の信用力に係るリスク</li> <li>・事業の操業度、生産量が想定を下回るリスク</li> <li>・当該事業の原材料及び生産物に係る価格変動リスク</li> </ul> </li> <li>● プロジェクトファイナンス全般に係る貸倒引当金の評価 プロジェクトファイナンスの1案件当たりの融資金額は相対的に多額であるため、その貸倒引当金の見積りは会社の経営成績への影響が大きい。また、その貸倒引当金の見積りは、融資対象事業のキャッシュ・フロー（収益）がどのようなリスク要因に重要な影響を受けるかについての会社の分析や、融資対象事業のキャッシュ・フローに影響を与えるリスク要因のリスクの度合いについての会社の判断により重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</li> <li>● 特定のプロジェクトファイナンスに係る貸倒引当金の評価 回収可能性に懸念が生じている一部のプロジェクトファイナンス（2020年3月31日現在の債権残高合計54億円及び当該債権に対する貸倒引当金計上額39億円）については、融資対象事業の継続可能性や当該事業から得られるキャッシュ・フローの見積りが、当該事業の主要な原材料及び生産物の価格変動リスクに強く影響を受ける。したがって、主要な原材料及び生産物の将来価格の予測に係る会社の判断が貸倒引当金の見積りにおいて重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</li> </ul>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人が実施した主な監査手続は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクトファイナンス全般に係る貸倒引当金の評価に対する監査手続 当監査法人が検討対象として選定したプロジェクトファイナンスについて、融資対象となった事業の内容を契約書等の関連資料の閲覧及び会社の審査部署及びリスク統括担当部署の各担当者への質問により把握し、会社が融資対象事業のキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があるとして分析したリスク要因を適切に特定し、リスクの程度に応じて債務者区分を適切に決定しているかを評価した。</li> <li>● 特定のプロジェクトファイナンスに係る貸倒引当金の評価に対する監査手続 回収可能性に懸念が生じている一部のプロジェクトファイナンスについて、会社は融資対象事業の継続可能性や当該事業から得られるキャッシュ・フローを、外部の事業価値評価専門家のレポートを参考として見積っている。当監査法人は、会社が利用した専門家の業務の適切性を評価するとともに、会社が採用した当該事業の主要な原材料及び生産物の中長期的な価格について、当監査法人の事業価値評価専門家も関与し、外部の第三者機関が公表しているデータと比較することにより、その合理性を検討した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社新生銀行の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社新生銀行が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。



## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRデータは監査の対象には含まれていません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早川 英孝	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 彰彦	印
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による貸出金等の信用リスクへの影響の評価 （【注記事項】重要な会計方針 7. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金、追加情報）
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による貸出金等の信用リスクへの影響の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

プロジェクトファイナンスに係る貸倒引当金の評価 （【注記事項】重要な会計方針 7. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金）
貸借対照表に計上されている貸出金5兆408億円のうち、2020年3月31日現在、プロジェクトファイナンスの債権残高は3,641億円である。
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（プロジェクトファイナンスに係る貸倒引当金の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。